

## 令和2年第4回宇城市議会定例会 会期日程表

会期 11日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月30日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開会・開議</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会期の決定</li> <li>○ 諸報告</li> <li>○ 専決処分の報告</li> <li>○ 承認第13号から諮問第2号までの17議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明</li> <li>○ 議案第83号の質疑・討論・採決</li> </ul> <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月1日	火	休 会	○ 議事整理
12月2日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開議</li> <li>○ 一般質問（渡邊、豊田、五嶋、福永、河野（正））</li> </ul> <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月3日	木		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開議</li> <li>○ 一般質問（永木、三角、高本）</li> <li>○ 議案第84号から議案第97号までの質疑</li> <li>○ 議案第98号の追加上程・詳細説明・質疑</li> <li>○ 諮問第2号の質疑</li> <li>○ 請願第1号及び請願第2号の追加上程</li> <li>○ 議案第84号から議案第98号及び請願第1号並びに請願第2号の委員会付託</li> </ul> <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月4日	金	休 会	○ 議事整理
12月5日	土		○ 市の休日
12月6日	日		○ 市の休日
12月7日	月		○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
12月8日	火		○ 議事整理
12月9日	水		○ 議事整理

12月10日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 開議</li><li>○ 議案第84号から請願第2号までの委員長報告・ 質疑・討論・採決</li><li>○ 諮問第2号の討論・採決</li><li>○ 発議第3号及び発議第4号の追加上程・ 提案理由説明・質疑・討論・採決</li></ul> <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>
--------	---	-----	---

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

## 令和2年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和2年11月30日（月）

午前10時00分 開議

### 1 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                       |
| 日程第3  |        | 諸報告   |
| 日程第4  |        | 専決処分の報告について（専決第21号から専決第24号まで）               |
| 日程第5  | 承認第13号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）               |
| 日程第6  | 議案第83号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第84号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第8  | 議案第85号 | 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第9  | 議案第86号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）                       |
| 日程第10 | 議案第87号 | 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第11 | 議案第88号 | 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第12 | 議案第89号 | 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第13 | 議案第90号 | 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第14 | 議案第91号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第15 | 議案第92号 | 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第16 | 議案第93号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）          |
| 日程第17 | 議案第94号 | 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））  |
| 日程第18 | 議案第95号 | 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）               |
| 日程第19 | 議案第96号 | 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機                   |

器具類)

日程第20 議案第97号 指定管理者の指定について

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について (一村 智明氏)

日程第22 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡 澄浩 君 書記 小川 康明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君
企 画 部 次 長 天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長 浦 田 敬 介 君

健康福祉部次長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（石川洋一君） ただいまから、令和2年第4回宇城市議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（石川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、8番、大村悟君及び9番、福永貴充君の2人を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（石川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月10日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月10日までの11日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸報告

- 議長（石川洋一君） 日程第3、諸報告を行います。  
議長の諸般の報告として、お手元に配布をしておりますとおり、1ページから4ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和2年8月分から9月分まで提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する宇城市の現状を御説明いたします。

本日、現在における市内感染者の累計は19人となっており、入院されている方はおりません。また、11月5日以降の新規感染者は確認されておりません。しかし、依然として県内他市では、新規感染者が発生しております。ここで気を緩めることなく、引き続き自己防衛の徹底を呼び掛けていきます。

次に、市の対策についての報告です。

第1に、市内事業所に対して市の独自支援策として実施しております宇城市事業持続化対策特別支援金ですが、現在798件の交付決定を行っているところです。また、飲食店向けに市の独自支援策として実施しております宇城市店内飲食向けコロナ対策支援金は、134件の交付決定を行っております。今後も迅速に交付決定を行い、市内事業所に対する支援を行ってまいります。

第2に、低迷した市内経済の早期回復を目指すプレミアム率100%のプレミアム付商品券ですが、7月8日から10月30日まで販売し、販売率は91.7%で、約10億7,400万円分販売したもののうち、換金率は83.3%であり、取扱店で約9億円分が利用されております。

次に、第2弾ですが、11月11日から来年2月26日までの販売を予定しており、11月29日現在の販売率は52.8%で、約6億1,700万円分販売したもののうち、換金率は1.2%であり、取扱店で計700万円分が利用されております。今後も販売促進に努め、市内経済の活性化につなげてまいりたいと思います。

次に、図書館、美術館の指定管理候補者選定について報告いたします。

民間活力導入によるサービスの向上及び利便性の向上のために計画しました。宇城市立図書館と宇城市不知火美術館への指定管理者制度導入について、プロポーザルにより審査を行った結果、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、いわゆるTSUTAYAを候補者として選定しました。詳細は本議会で説明いたしますので、御審議をお願いいたします。

次に、松橋中学校選抜駅伝チームの九州大会への出場について報告いたします。

11月12日に熊本県民総合運動公園で行われました熊本県中学校駅伝大会にて、松橋中学校選抜駅伝チームの男女が、男子優勝、女子2位の成績を収めました。これにより男子、女子ともに、12月5日に熊本県民総合運動公園で行われる九州中学駅伝大会に出場いたします。皆様の応援をお願いいたします。

最後に、国営基盤整備事業について報告いたします。

11月18日、九州農政局宇城農地整備事業所の開所式が行われました。これは、国営緊急農地再編整備事業の実施のため、九州農政局の出先機関として、8月1日に熊本宇城農協本所跡に事務所が開所されたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により開所式が今になったものです。現在は、10人程度の農林水産省職員が勤務されておりますが、今後は、最大40人近くの職員がこの事業所で働かれることとなります。営農や生活など、多面にわたる農村環境改善のため、また市が始まって以来の一大事業として、今後も国県と協力し、着実に進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（石川洋一君） 市長の行政報告が終わりました。



これで、諸報告を終わります。

-----○-----

**日程第4 専決処分の報告について（専決第21号から専決第24号まで）**

○議長（石川洋一君） 日程第4、専決処分の報告について（専決第21号から専決第24号まで）を議題とします。執行部に順次説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） それでは、議案集の5ページ、6ページをお願いします。

まず、報告第19号専決処分の報告について詳細説明します。市道管理不備による物損事故に係る損害賠償の専決処分の報告です。

令和2年8月14日、午前11時30分頃、宇城市小川町妙音寺幼楽園付近の市道を南から北へ走行していた車両が、横断側溝から外れたグレーチング上を通過した際に、グレーチングが跳ね上がり、車両左後方ドア部を破損し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は79,482円です。

次に、議案集7ページ、8ページをお願いします。報告第20号専決処分の報告について詳細説明します。公用車事故に係る損害賠償の専決処分の報告です。

令和2年8月5日に、市会計年度任用職員が公用車で松橋町豊崎宝ヶ島橋付近を運転していたところ、相手方車両と接触し、車両を破損させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は20,858円です。

以上で、報告第19号から報告第20号の詳細説明を終わります。

○企画部長（中村誠一君） それでは、同じく、公用車の物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告につきまして説明いたします。

報告第21号になります。議案集は9ページ、10ページになります。

令和2年8月26日に、企画部情報統計課の会計年度任用職員が、公用車で宇城市不知火町長崎183番地5地先の国道266号を進行中に、不知火中学校近くの信号で停車中の車両に追突、損傷させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額につきましては391,577円となっております。

以上で、詳細説明を終わります。

○総務部長（成松英隆君） それでは、市有地から民家への倒木に係る損害賠償額の専決処分の報告について行います。

報告第22号についてでございます。議案集は11ページ、12ページとなっております。

令和2年9月7日、台風10号の強風によりまして、市が所有する山林の樹木が倒れ、隣接する相手方の自宅のテラス及び屋根が破損したところでございます。原因としましては、倒れた樹木が根腐れを起こしており、市の管理瑕疵による事故であるため、市に修繕費の賠償責任が生じたものです。損害賠償額は153万9,5

55円です。

なお、報告第19号から報告第22号までの損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険等から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 専決第21号から専決第24号までの報告が終わりました。

これで、専決処分の報告についてを終わります。

-----○-----

- 日程第5 承認第13号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）
- 日程第6 議案第83号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第86号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第87号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第89号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第90号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第91号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第92号 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第93号 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）
- 日程第17 議案第94号 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））
- 日程第18 議案第95号 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）
- 日程第19 議案第96号 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）
- 日程第20 議案第97号 指定管理者の指定について
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）

○議長（石川洋一君） 日程第5、承認第13号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）から、日程第21、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）までを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から令和2年第4回市議会定例会、大変お世話になります。

今回提案しますのは、承認案件として、宇城市国民健康保険条例の一部改正の専決処分1件。条例案件として、宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正など3件。予算案件として、令和2年度宇城市一般会計補正予算など7件。その他案件として、工事請負契約の締結関係2件、財産関係2件、指定管理者の指定1件の計5件。諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦1件。合わせて17件をお願いするものでございます。

令和2年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、ふるさと応援寄附金収入の増額見込みによる関係事務費及び基金積立額の増額、国の補助採択による小学校トイレ改修事業の追加、水道事業会計及び下水道事業会計への補助金・出資金の増額、また、人事院勧告等に伴う人件費の減額など、新たに発生した財政需要に対し予算対応を行うもので、歳入歳出それぞれ12億8,200万円余を増額し、予算総額463億5,500万円余としています。

また、議案第83号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に鑑みまして、先議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（石川洋一君） 承認第13号から諮問第2号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、承認第13号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集の13ページから14ページ、説明資料集2ページから3ページをお願いいたします。

承認第13号専決処分の報告及び承認を求めることについて、宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明します。

新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険加入者へ傷病手当金を支給するため、4月に宇城市国民健康保険条例の一部を改正し、その適用期間を令和2年1月1日から令和2年9月30日としていました。

今回、コロナ傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が12月31日

まで延長されたことから、宇城市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、11月2日付けで市長において専決処分をいたしましたので、報告を行うものです。

主な改正内容は、附則中の適用期間が「令和2年9月30日」までとなっているものを「規則で定める日」に改め、規則において、12月31日まで延長するものです。今後、本制度の期間延長があった場合は、規則で改正を行ってまいります。

なお、本市では、新型コロナウイルス感染症は19例発生しているものの、傷病手当金の申請はあっておりません。

以上で、承認第13号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第13号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第83号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第83号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は15ページから17ページです。説明資料集は4ページから16ページになります。

議案集の第1条及び第2条は、議員の皆様を支給される期末手当の支給月数で、現行6月、12月の支給月数1.7月を、本年12月は支給月数を1.65月に、令和3年度からは6月、12月の支給月数をそれぞれ1.675月に改正するもので、年間で3.4月を3.35月へ0.05月減額するものです。

第3条及び第4条は、市長及び副市長、第5条、第6条は、教育長に支給される期末手当の支給月数を、議員の皆様同様、年間で0.05月減額するものでございます。

第7条及び第8条は、職員に支給される期末手当の支給月数で、現行6月、12月の支給月数1.3月を、本年12月は支給月数1.25月に改正し、令和3年度からは6月、12月の支給月数をそれぞれ1.275月に改正するもので、年間で2.6月を2.55月へ0.05月減額するものでございます。

なお、部長級職員は、現行6月、12月の支給月数1.1月を、本年12月は支給月数1.05月に改正し、令和3年度からは6月、12月の支給月数をそれぞれ1.075月に改正するもので、年間で2.2月を2.15月へ0.05月減額するものでございます。

第9条及び第10条は、任期付職員に支給される期末手当の支給月数で、現行6月、12月の支給月数1.7月を、本年12月は支給月数1.65月に、令和3年度からは6月、12月の支給月数をそれぞれ1.675月に改正するもので、年間3.4月を3.35月へ0.05月減額するものでございます。

第11条及び第12条は、会計年度任用職員に支給される期末手当の支給月数で、

任用の年度においては期末手当の支給月数については減額をせず、翌年度から0.05月減額するものでございます。そのほか、会計年度任用職員の給与の支給方法等についての規定の整備を併せて行っております。

なお、本議案については、期末手当を年間で0.05月分減額する内容でございます。期末手当を減額する場合には、期末手当の基準日でございます12月1日より前に、この一部改正条例を公布する必要があることから、先議をお願いするものでございます。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第83号の詳細説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第83号は、先議の申出がっておりますので採決まで行います。

これから、議案第83号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 6本の条例が、1つの議案として提案されています。各条例は本質的に賃金条例であるということは間違いありませんけれども、違う雇用形態に対する条例ですから、各条例ごとに判断が分かれる場合があると思うんですけれども、これは一括採決されると判断がつかない状況ですけど、それでいいのかわかを伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 今回の条例は、まず第1条から第11条、12条までがほぼ人事院勧告に伴うものでございまして、理由はもともと人事院勧告でこうなるということに起因をしているものですから、一括で条例を提案させていただきました。

その中で、会計年度任用職員につきましては、今年度から始まっております。その中で、会計年度任用職員の説明会等を通じまして、任用初年度、つまり今年度については、期末手当の額は現行と同じですよという改正前の額ということで、さわらないということをお約束しておりましたものですから、この点については人事院勧告とは若干ずれておりますけれども、翌年度からにつきましては、全て人事院勧告どおりでございます。

そのほか、文言の修正というのが第12条で出しております。こちらは条例を改正するときに、もともと町村会の準則というのが出ております。そちらを準用しておりましたが、若干見ておりましたところ、ちょっと現状と違うところがあるのではないかとということで、併せ行い改正を行っているところでございます。基は人事院勧告に伴うものをやるということでございますので、このような方法で問題はないかと考えております。

○12番（五嶋映司君） 例えば、今の状況下の中で、議員報酬その他については引き下げるのもやむを得ないのかなという部分もあるんですけれども、職員の皆さんた

ちに関しては、コロナ状況下で大変苦勞されている、人事院勧告はあったとはいえ、議員の立場によっては、この6つある条例それぞれに違う判断をする必要性もあるかと考えます。ところが、それを一括でやるとその判断ができない。人事院勧告だからうんぬんではなくて、人事院勧告であったにしても、それに対する議員の判断は当然必要だと思いますので、そういう判断が実行できる議案の提案でないと、問題になるのではないかと思いますけれども。

議会運営委員会でも、そういう議論はなかったのかどうかということも含めて、議会運営委員会に質問してもいいんですね。それも含めて、質問をしたいと思います。

○議長（石川洋一君） 議会運営委員長への質問ですか。

○12番（五嶋映司君） すみません、まずは、議員がそういう判断をできないことはいいのかどうかという部分。もしそうであるとすると、例えば議会運営委員会で議案を6つで、これはほかの市町村では、6つぐらいに分けて提案しているところもあるんです。それで私どもが議論した中で、それを1個ごと判断を変えなければいけないねという議論があって、前にもこういう提案の仕方があったのかも知りません。ほとんど一緒の状況。ただし、その場合には同じような状況での判断で一括してできるのか。そういう場合もあるかもしれませんが、今回はそういう形がどうも6つの条例案を全部いっぺんにということでは、問題があるのではないかと、いうことを思います。その辺ではいかがなのか。

○市長（守田憲史君） 議会運営上のことで、執行部が答える立場にはないと考えます。

○12番（五嶋映司君） 議会運営委員会への質問はできるかどうか、ちょっと確認していただきたいと思います。

○議長（石川洋一君） しばらくお待ちください。

○議会運営委員長（岡本泰章君） 議会運営委員会では、ただいまの質問はありませんでした。

○議長（石川洋一君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁で、人事院勧告ということがよく分かりますけれども、ただ、この条例の表題が、一応宇城市議会議員の報酬及び費用弁償となっておりますので、その中で、特別職とか職員、そこはどうなのかということ。本来はこの表題の中に、そこまでうたうべきではなかったのかという判断はないんですか。

○総務部長（成松英隆君） 一括改正の条例の場合、条例番号が若いものから表題を取るとというのが通例でございますので、一番条例番号が若い、議員報酬から取ったということございまして、それに等ということで、そのほかも全部併せ行うという改正になっております。

○議長（石川洋一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第83号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第83号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第83号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集の18ページから19ページ、説明資料の17ページから19ページをお願いいたします。議案第84号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明します。

地方税法等の一部を改正する法律が9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

今回の主な改正は、令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにする措置です。

国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減所得の算定において基礎控除相当部分の基準額を現行33万円から43万円に引き上げるとともに、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯が、当該個人所得課税の見直し後において、

国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなる影響を無くすために見直しを行うものです。

以上で、議案第84号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第84号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第85号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第85号宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案集は20ページから22ページ、資料集は20ページから24ページです。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、宇城市介護保険条例、宇城市下水道条例、宇城市松橋不知火公共下水道事業受益者負担に関する条例、宇城市八代北部流域関連公共下水道事業受益者負担に関する条例、宇城市後期高齢者医療に関する条例、この5つの条例それぞれにおいて、その一部改正を提案するものです。

主な内容は、地方税法において利子税及び還付加算金等の割合について、市中金利の実勢を踏まえた見直しが行われ、それぞれの特例基準割合を引き下げる改正が行われました。

延滞金についての改正はありませんでしたが、冒頭申し上げました5つの条例中、「特例基準割合」の表記を「延滞金特例基準割合」にするなど、用語表記を明確にする必要が生じたため、条例の一部改正を行うものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第85号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第86号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について説明します。別冊で配布しています、令和2年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億8,204万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ463億5,580万6千円としています。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款17寄附金、項1寄附金で7億8,800万円余の追加、款18繰入金、項2基金繰入金で6億900万円余の追加、款21市債、項1市債で2億6,800万円余を追加しております。

3ページをお願いします。主な歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で8億5,500万円余の追加、款4衛生費、項1保健衛生費で3億3,800万円余を追加しております。



4 ページに移ります。款 7 土木費、項 5 都市計画費で 1 億 7,600 万円余を追加、款 9 教育費、項 2 小学校費では 2 億 5,100 万円余を追加しております。

次に、5 ページに移ります。第 2 表、繰越明許費補正でございます。1 追加で、款 2 総務費、項 1 総務管理費、農業就業改善センター解体事業ほか 6 件を記載のとおり追加しております。

6 ページをお願いします。第 3 表、債務負担行為補正です。6 ページから 7 ページにかけて、1 追加で、保育料コンビニ収納代行手数料ほか 2 2 件を追加しています。

7 ページをお願いします。同じく、2 廃止では、地方税共通納税サービス使用料を廃止し、3 変更では、可燃ごみ収集運搬業務委託料ほか 2 件の限度額を、紙面のとおり変更しております。

8 ページをお願いします。第 4 表、地方債補正です。1 変更で、庁舎等施設整備事業費ほか 1 5 件の起債限度額を、紙面のとおり変更しております。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

1 5 ページをお願いします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、節 1 4 工事請負費で 6,713 万 5 千円を追加しております。

1 6 ページの一番上でございます。追加の主な要因は、老朽化が進んでいる農業就業改善センターの解体工事費 7,330 万円となります。

同じく、目 6 企画費、節 1 2 委託料で、ふるさと納税事務一括代行業務委託料 4 億 4,600 万円余、節 2 4 積立金で、地域振興基金への元金積立金 3 億 3,100 万円余を追加しております。ふるさと応援寄附金受入額の増加に伴うもので、いずれの経費についても、ふるさと応援寄附金を特定財源としております。

2 3 ページをお願いします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 上水道費、節 2 3 投資及び出資金で 3 億 4 千万円を追加しております。水道事業会計に対する赤字補填のための出資金となります。

2 9 ページをお願いします。款 7 土木費、項 5 都市計画費、目 2 下水道費、節 1 8 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計補助金 1 億 6,300 万円余、同じく、節 2 3 投資及び出資金で、下水道事業会計出資金 1,283 万 9 千円を追加しています。補助金につきましては、収益的収支の資金不足に伴う赤字補填となりますが、出資金につきましては、雨水処理対策に係る人件費の増加に伴う、繰出基準に基づくものとなっています。

3 1 ページをお願いします。款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 1 2 委託料で 778 万円、同じく、節 1 4 工事請負費で 2 億 4,100 万円余を追加しています。この主な要因は、令和 2 年度予算として国庫補助金の内定を受け実施

する小学校トイレ改修事業に伴うもので、この関連予算としては、節12委託料における工事監理業務委託料900万円と、節14工事請負費における小学校トイレ改修工事費2億4,100万円となります。トイレ改修事業分を含む学校管理費の特定財源としましては、国庫支出金7,377万1千円、地方債1億8千万円余を見込んでいます。

次に、32ページをお願いします。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料で90万円、節14工事請負費で2,853万円を追加しております。この主な要因は、小学校費同様、国庫補助金の内定を受け実施する中学校トイレ改修事業に伴うもので、関連予算としましては、節12委託料における工事監理業務委託料90万円と、節14工事請負費における中学校トイレ改修工事費2,600万円となります。また、トイレ改修事業分を含む学校管理費の特定財源として、国庫支出金813万円、地方債1,970万円を見込んでいます。

同じく、項4社会教育費、目5図書館費で1,681万5千円を追加しております。追加の要因としましては、33ページに移りまして、節12委託料、中央図書館等設計業務委託料2,200万円となります。当初予定の空調設備等の改修から、施設全体の中規模改修へと変更したことによる予算の追加となります。特定財源としまして、地方債1,980万円を予定しております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入予算の説明をいたします。特定財源につきましては、歳出予算の中でも一部説明しておりますので、一般財源の主なものを説明いたします。

13ページをお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で6億1,100万円余を追加しています。企業会計への繰出しなど、不足する一般財源調整のための増額となります。

以上で、議案第86号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第86号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第87号及び議案第88号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第87号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明します。補正予算書の101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万6千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ81億5,345万4千円とするものです。

まず、歳入について説明します。106ページをお願いします。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金428万8千円の減額は、

人事異動等に伴う職員給与費等繰入金の減額によるものです。

同じく、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金332万2千円の増額は、財源不足を補うために国民健康保険財政調整基金を取崩すものです。

続きまして、歳出を説明します。107ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費428万8千円の減額は、人事異動等に伴う減額によるものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分311万9千円の増額及び項2後期高齢者支援金等分19万8千円の増額は、一般被保険者給付費と退職被保険者医療給付費の給付に係る事業費及び後期高齢者医療制度の支援に係る事業費に不足額が生じたため増額するものです。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金5千円の増額は、県支出金精算により返還を求められたものです。

以上で、議案第87号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第88号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。補正予算書の201ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,212万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,391万4千円とするものです。

まず、歳入について説明します。206ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1,344万9千円の減額は、世帯所得に応じて均等割が軽減されたものが、保険基盤安定事業繰入金により補填されますが、その額が確定したことによる778万6千円の減額と、人事異動等に伴う事務費繰入金566万3千円の減額によるものです。

次に、款6諸収入、項2償還金及び還付加算金79万円の増額は、死亡、転出、生活保護開始で、被保険者が保険資格を喪失した場合、喪失したなどによって必要な保険料が減額となり、既に必要以上の保険料を納付している場合に還付しなければならないことによるもので、既に保険料を受け取っている県後期高齢者医療広域連合が、市に必要な額を支払うものです。

次に、項3受託事業収入53万1千円の増額は、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施を推進するため、県後期高齢者医療広域連合が本市に委託している保険事業に必要な医療専門職を、第4四半期に雇い入れるために必要な経費としての増額分であります。

続きまして、歳出を説明します。207ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費513万2千円の減額は、人事異動に伴う職員人件

費の減額が592万7千円、受託事業において医療専門職を雇い入れる経費が53万1千円の増額、また高齢者医療制度円滑運営事業のシステム改修費が26万4千円の増額となり、これらの合計額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金778万6千円の減額は、歳入で申し上げました均等割軽減分の補填される額が確定したことによる減額となります。

次に、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金79万円の増額は、保険資格を喪失したなどによって、必要な保険料額が減額となり、既に必要以上の保険料を納付している場合に還付しなければならないことによるものです。

以上で、議案第88号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第87号及び議案第88号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第89号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第89号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。各会計補正予算書の301ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,303万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億9,968万6千円とするものです。

歳出の主なものから説明をします。309ページをお願いします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目4高額介護サービス等費の2,500万円は、高額介護サービス等給付費負担金に不足が生じる可能性があるため増額をするものです。

次に歳入の主なものを説明いたします。306ページと307ページをお願いします。

ただいま歳出で説明しました高額介護サービス等給付費負担金の増額に伴い、第1号被保険者保険料、国、支払基金、県、市の負担割合分に応じて負担金、交付金、繰入金として増額分の2,500万円をそれぞれ配分しています。

以上で、令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第89号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第90号及び議案第91号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 議案第90号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をいたします。補正予算書401ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出です。支出の第1款水道事業費用の既決予定額に、補正予定額2,111万7千円を増額し14億2,800万円余としております。これは、不知火東部簡易水道取水ポンプ故障に伴う受水費の増と人事異動に伴う職員給与等人件費の増によるものです。

第3条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の既決予定額に3億8,600万円を増額し5億1,100万円余としております。これは、建設改良企業債の増と他会計出資金として一般会計から基準外繰入金の増によるものです。

402ページをお願いいたします。第4条、企業債です。補正前限度額に4,600万円を増額し1億3,100万円とするものです。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

次に、議案第91号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をいたします。補正予算書の501ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益の既決予定額に、補正予定額1億6,394万円を増額し14億6,800万円余としております。これは、他会計補助金として一般会計から基準外繰入金を繰り入れるものです。

支出の第1款下水道事業費用の既決予定額に、補正予定額1,268万8千円を増額し15億500万円余としております。これは、人事異動に伴う職員給与等人件費の増によるものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。502ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入の既決予定額に、補正予定額1,283万9千円を増額し8億1千万円余としております。これは、他会計出資金として一般会計からの基準内繰入金の増によるものです。

支出の第1款資本的支出の既決予定額から、補正予定額7万7千円を減額し13億4,600万円余としております。これは、人事異動に伴う職員給与等人件費の減によるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第90号及び議案第91号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第92号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第92号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をいたします。補正予算書の601ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出です。収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益の既決予定額5,673万5千円に補正予定額832万5千円増額するのは、感染拡大防止支援補助金や医療提供体制設備整備交付金などです。

第3項特別利益の既決予定額2千円に補正予定額280万4千円増額するのは、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金で、どちらも全額国庫補助になります。

支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額5億3千万円余に補正予定額122万円増額するのは、マイナンバーカードによる資格確認のためのシステム改修委託料などになります。

第3項特別損失の既決予定額200万2千円に補正予定額280万5千円増額するのは、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金になります。

602ページをお願いします。第3条は、債務負担行為の追加で、白衣等クリーニング業務委託で限度額250万円を追加するものです。

第4条は、議会の議決を受けなければ流用することができない経費で、職員給与費の変更で、既決予定額3億5,700万円余から補正予定額57万1千円減額し、3億5,600万円余とするものです。

以上で、議案第92号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第92号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第93号から議案第97号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案集の23ページをお願いいたします。議案第93号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。説明資料は25ページ、26ページになります。

今回の松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事に係る工事請負契約の締結につきましては、令和2年11月2日に契約の相手方と仮契約を締結いたしております。

契約の内容は、工事名、松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事。工事場所、宇城市松橋町松橋522番地1。契約金額2億87万9,800円税込額です。契約の相手方、住所、宇城市松橋町松橋1028番地。商号又は名称、株式会社高橋建設、代表者氏名、代表取締役堀本利好。

本工事は、松橋中学校屋内運動場建替え事業に伴い、老朽化した既設屋内運動場を解体するとともに、新しい屋内運動場及び武道場をつなぐ渡り廊下を新設するものでございます。

工事設計金額が5,000万円を超えるため、宇城市建築一式格付Aランクかつ

解体工事の総合評定値が690点以上を資格要件とした、条件付一般競争入札において実施をいたしました。その結果、4者の応札がありまして、10月30日の指名審査会において落札者を決定し、仮契約を締結したところでございます。

工事の概要は、既設屋内運動場解体・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建、延べ床面積が3,948.4平方メートル。既設渡り廊下解体、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積94.9平方メートル。既設屋外便所解体、鉄筋コンクリート造平屋建、延べ床面積51.8平方メートル。渡り廊下新設、渡り廊下ユニット平屋建、延べ床面積83.3平方メートル。工期は、令和3年3月29日までとしております。

以上で、議案第93号工事請負契約の締結についての詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の24ページをお願いいたします。議案第94号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。説明資料は27ページ、28ページになります。

今回の宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）に係る工事請負契約の締結につきましては、令和2年11月18日に契約の相手方と仮契約を締結いたしております。

契約の内容は、工事名、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）。工事場所、宇城市松橋町大野85番地。契約金額10億9,450万円税込額でございます。契約の相手方、住所、熊本県八代市萩原町一丁目11番6号。商号又は名称、藤永・いさお建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役藤永和広。

本施設は、平成10年建築で老朽化が進み、機能が著しく低下し、更新の時期にきております。平成30年度から令和元年度にかけて松橋総合体育文化センター大規模改修第1期工事を行い、文化ホールの吊天井耐震化改修や一般照明器具改修、音響設備更新、空調機械改修などを実施しております。

今回の大規模改修第2期工事は、屋上の防水改修、外壁タイルの改修、鋼鉄葺き屋根の改修及び舞台吊物機構改修等を行うものです。

工事設計金額が5,000万円を超えるため、代表構成員が県内に主たる営業所等を有する建築一式の総合評定値が1,000点以上と、宇城市建築一式Aランクの業者によるJVなどを資格要件とした、条件付一般競争入札において実施をいたしました。その結果、2者の応札がありまして、11月18日の指名審査会を経て落札者を決定し、仮契約を締結したところでございます。

工事の概要は、資料集の28ページになります。屋上庭園及び屋上防水改修一式、文化ホール舞台吊物機構改修一式、メインアリーナ・コミュニティアリーナ床改修一式、外壁改修一式、屋根改修一式、昇降機改修ほかとなります。工期は、令和4年10月21日までとしております。

以上で、議案第94号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の25ページお願いをいたします。議案第95号財産の取得について詳細説明を申し上げます。説明資料集は29ページから31ページでございます。

今回の宇城市立小学校タブレット用充電保管庫購入は、小学校児童用タブレット1人1台配備に伴い、校内に保管や充電を行う設備が必要となることから購入を行うもので、令和2年11月6日に相手方と仮契約を締結いたしております。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市立小学校タブレット用充電保管庫。所在地、宇城市立小学校。取得価格2,777万1,370円税込です。相手方、住所、宇城市不知火町高良1876番地1。商号又は名称、正礼事務機。代表者氏名、代表者對田正一。

取得する財産の詳細につきましては、資料集の31ページになります。45台収納充電保管庫が、三角小学校6台、松合小学校1台、不知火小学校13台、松橋小学校13台、当尾小学校13台、豊川小学校7台、豊福小学校12台、河江小学校13台、小川小学校6台、豊野小学校6台の計90台。25台収納充電保管庫が、青海小学校6台、松橋小学校2台、当尾小学校1台、小野部田小学校6台、海東小学校8台の計23台となります。納入期限は、令和3年3月26日までとしております。

以上で、議案第95号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集26ページをお願いいたします。議案第96号財産の取得について詳細説明をいたします。資料集は32ページから34ページになります。

今回の宇城市学校給食センター整備事業給食用食具備品購入は、給食センターの新設に伴う給食用機器類の一部として、厨房機器の更新に伴い、配置が必要となる器具類の購入を行うものでありまして、令和2年11月13日に、相手方と仮契約を締結いたしております。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市学校給食センター給食用機器類。所在地、宇城市松橋町豊崎地内。取得価格5,029万9,920円で、こちらは税込額になります。相手方、住所、熊本市東区錦ヶ丘9の26。商号又は名称、株式会社中西製作所熊本営業所、代表者氏名、所長福田広。

今回、購入を予定しています物品の内容につきましては、説明資料34ページに記載しておりますとおり、給食用特殊食器をはじめ、洗浄・保管用食器かご、配食用什器類、保温食缶やアレルギー食対応用保温容器等、全39種、2万9,940品を購入するものです。納入期限は、令和3年7月9日までとしております。

以上で、議案第96号の詳細説明を終わります。



続きまして、議案集の27ページをお願いいたします。議案第97号指定管理者の指定につきまして詳細説明を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称、宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館。指定管理者となる団体の名称、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。

今回の指定管理者の指定につきましては、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、市ホームページで告知し、10月16日から指定管理者の公募を行いました。10月26日の指定管理者募集に係る説明会には、県内に事業所を有する6者が出席し、申請期限の11月10日までに2者から申請書の提出がありました。候補者選定の審査会は、宇城市指定管理者審査会運営要綱に基づき、教育長を会長とし、外部からの学識経験者2人を含め、7人の委員で構成し、11月16日に開催をいたしたところです。

書類審査及び申請者によるプレゼンテーション、質疑を行い、提案書の評価基準に沿って、各委員が総合的な観点から審査を行いました。評価項目は、施設の性格や目的に合致しているか、平等な利用が確保できるかなどの基本的な考えや、事業計画、実績、独自提案、提案価格など、7項目13細目にて評価をいたしたところです。審査の結果、総合得点が高かったカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者の候補に選定することに決定いたしました。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

以上で、議案第97号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第93号から議案第97号までの詳細説明が終わりました。

次に、諮問第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集は28ページ、資料集は35ページをお願いいたします。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現委員でございます三角町の前田信幸さんが令和3年3月31日付けで任期満了となりますので、後任としまして三角町の一村智明さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要がございまして提案するものでございます。

一村智明さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方でございます。

以上で、諮問第2号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 諮問第2号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第 2 2 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第 2 2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 1 2 月 1 日火曜日は、議事整理のため休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前 1 1 時 2 6 分

第 2 号

12月2日 (水)

## 令和2年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和2年12月2日（水）

午前10時00分 開議

### 1 議事日程

日程第1 一般質問

### 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原田祐作君	2番 永木誠君
3番 山森悦嗣君	4番 三角隆史君
5番 坂下勲君	6番 高橋佳大君
7番 高本敬義君	8番 大村悟君
9番 福永貴充君	10番 溝見友一君
11番 園田幸雄君	12番 五嶋映司君
13番 福田良二君	14番 河野正明君
15番 渡邊裕生君	16番 河野一郎君
17番 長谷誠一君	18番 入江学君
19番 豊田紀代美君	20番 中山弘幸君
21番 石川洋一君	22番 岡本泰章君

### 4 欠席議員はなし

### 5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡澄浩君 書記 小川康明君

### 6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 成松英隆君
企画部長 中村誠一君	市民環境部長 杉浦正秀君
健康福祉部長 那須聡英君	経済部長 稼隆弘君
土木部長 原田文章君	教育部長 吉田勝広君

会計管理者	林 田 順 子 君	総務部次長	元 田 智 士 君
企画部次長	天 川 竜 治 君	市民環境部次長	浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長	岩 井 智 君	経済部次長	黒 崎 達 也 君
土木部次長	梅 本 正 直 君	上下水道局長	大 塚 和 博 君
教育部次長	豊 住 章 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	濱 口 博 隆 君	小川支所長	中 村 義 宏 君
豊野支所長	園 田 郁 夫 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君	監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木見田 洋 一 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） 皆さん、おはようございます。15番、うき未来21の渡邊裕生です。

ここに来て、新型コロナウイルス感染症の第3波が到来しています。日頃からwithコロナ、新しい生活様式を意識しながら生活をしているところですが、重症者の増加ということで、さらに厳重な注意を払わなければいけない状況になってきました。慌ただしい年の瀬を乗り切って、一日も早い終息を願いながら、質問に入らせていただきます。

今回は、松合新港についてということで、まず、今、松合新港の空き地には、7月の豪雨災害で集めた流木などが山積みしてあります。この流木などの処理について、今後の対応をお尋ねしたいと思います。

○経済部長（稼 隆弘君） 県南地区に甚大な被害を及ぼした令和2年7月豪雨の後、南西の風にあおられた大量の流木やごみ等が市の海岸線に漂着しましたが、宇城市建設業組合に作業を要請し、市が管理する5つの漁港区域における合計2,640立方メートルの流木等を、3つの漁港の野積場等に回収しております。

松合漁港の東側に回収してある、市の約1,000立方メートルの流木等につきましては、既に宇城市建設業組合へ撤去作業を委託しております。塩分を含んだ流木等がありますので、受入先を調整中でしたが、明日3日から作業に入り、年内には撤去できる見込みです。

また、漁港西側に回収してある、県管理海岸分の流木等約1万立方メートルは、年内に全ての撤去が難しいと聞いております。しかし、松合西区のどんどやには支障がないように撤去するよう調整をしております。

○15番（渡邊裕生君） 一日も早い撤去作業ができますことを願っております。

2番目に、この松合新港の整備の歴史についてと書いておりますけれども、今回の質問は、この松合新港の空き地の有効活用を考えるという観点から質問をしたいと思いますが、その前に、この松合新港の現在に至るまでの歴史を、簡単に結構ですから説明していただきたいと思います。

○経済部長（稼 隆弘君） 松合漁港の整備につきましては、旧不知火町時代の昭和6

3年度より事業に着手してきました。その間、平成11年には台風18号の高潮災害に見舞われ、災害関連事業として、防潮水門の新設、海岸堤防のかさ上げ、集落の地盤かさ上げを行ってまいりました。三度の土地利用計画の変更を行い、平成20年度の事業完了までには21年間を要しました。事業費としましては、漁港事業が約20億円、災害関連事業が約40億円を投資しております。

完成した漁港施設用地等については、漁港漁場整備法に基づき適正に管理し、漁港施設用地等利用計画に基づき利用されております。

また、漁村再開発施設用地は、漁業集落の再開発、生活環境の改善または水産振興による地域の活性化等、漁業と密接な関連を持つ施設の利用に供するものと位置付けられています。

なお、漁港の有効活用を図るため、平成31年4月に漁港施設に関する利用規制が緩和されました。内容としましては、本来、地方公共団体及び漁協や漁業者等が漁港施設用地を利用することを念頭に置いたものでしたが、漁港が無秩序に利用されることがないように、漁港漁場整備法等に基づいて、漁港利用を阻害しないための措置を取り、地元関係者の了解を得るなどの条件を満たした場合に、民間事業者も利用できるようになりました。

○15番（渡邊裕生君） これまでの歴史は、今おっしゃられたとおりでと思います。後半、平成31年4月に漁港施設に関する利用規制が緩和されましたという新しい流れが出てきたかなと今思ったわけですが、この水産庁の規制緩和は、この松合新港に当てはめた場合に、どのようなことができるのか。可能性の問題として結構ですから、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○経済部長（榎 隆弘君） 平成31年4月に水産庁が示した漁港の有効活用について、漁港施設に関する利用規制の緩和について御説明したいと思います。

これは、漁港に民間活力の導入も視野に、養殖場の場や漁村のにぎわいの創出との場としての有効活用を図るものです。

主なものとしましては、公用または公共用地に供する行政財産である漁港施設は、国有財産法及び地方自治法の規定により、原則として貸付けが禁止されていますが、民間事業者の資金、経営ノウハウ等の能力を活用した漁港機能の高度化を目的として、一定の要件等を満たせば、漁港管理者が認定した民間事業者等に貸し付けることが可能となりました。地域活性化等を図るための長期利用財産、例えばレストラン、直売所、体験交流施設等として漁港施設を利用する場合、補助金返還の緩和措置を適用するものとなっております。

○15番（渡邊裕生君） 国もやはり地方の活性化について、配慮を示したというふうに理解していいかと思います。この松合漁港のあの広い空き地という言い方では、

ひょっとしたら失礼になるかもしれませんが、分かりやすいように空き地というふうに言わせてもらいますが、これを今後どのように有効活用していくかという観点からすれば、今の水産庁の規制緩和という方針は、非常に明るい展望が生まれるんじゃないかと感じております。この件については、また後でいろいろ質問をさせていただきたいと思います。

3番目に、今の答弁の中には出てきませんでしたが、松合地区特定環境保全公共下水道事業というのが、この宇城市ができた頃に計画がなされております。しかし、短期間の中でその計画は無くなったと聞いておりますが、この松合新港整備事業の歴史の中で、この松合地区特定環境保全公共下水道事業の経緯について、簡単に説明していただければと思います。

○上下水道局長（大塚和博君） 松合地区特定環境保全公共下水道事業の経緯について御説明いたします。

本事業につきましては、平成17年合併以前の旧不知火町において、平成8年度の住民アンケートを基に計画されていた事業であります。

事業実施につきましては、計画処理面積37㌔、計画人口1,820人、計画汚水量一日当たり1,008立方㌔、松合新港敷地への下水処理場建設による特定環境保全公共下水道として、平成18年3月に事業認可を受けました。

しかしながら、本地域における当時の高齢化率約40%と高齢化が進んでいることや、平成18年9月に行われた意向調査での接続希望率が50.1%と低く、その後、平成21年11月に再度行われました意向調査でも接続希望率36.4%とさらに低い回答結果でありました。また、処理区域内人口も約200人減少しておりました。

このため、平成23年1月24日に行われた宇城市公共事業再評価第三者委員会の事業廃止やむなしとの答申を受けて、同年3月に公共下水道による整備を断念したところでございます。

○15番（渡邊裕生君） この長い歴史の中で、松合地区の公共下水道が計画に上がったということは、今考えてみれば、この松合地域の将来に向けては、非常に大事な計画だったろうというふうに思います。しかし、状況がそれを許さなかったというか、計画に至らなかったのは本当に残念だなと今、改めて思う次第です。過疎化が進むこの地域の中で、やはりあの時、公共下水道があれば、ひょっとしたら、これほど高齢化や人口減少には至らなかったんじゃないかなと、歯止めがかかったんじゃないかなと、今思ってもそれは確かに致し方のない話かなと思います。やはりその時の地域の判断、行政の判断というものがある、今に至っているというのは、もういかんともしがたい話だろうと思います。このことを今悔やんでも、仕方



のない話ではありますけれども、私としては非常に残念な話だったなと思っている次第です。

では、最後の質問になるんですが、こういう歴史の中で、松合地域の振興とこの新港空き地の活用について、今後どのように考えていったらいいだろうと、私は地元の人間として思う次第です。本来であれば、先ほど言った公共下水道等が整備されていれば、もっとこの地域に活力が維持できたのではないかと考えているのですが、それはないわけですので、しかし今、人がそこに住んで暮らしているという、この状況を考えた場合に、このままではやはりいけないといいますか、何とかこの地域に明るい兆しが生まれたいものかと思うところです。今ある流木等の処理、片付けが済めば、きれいな更地としておそらく整備がされるのではないかと思います。しかし、せっかくこのきれいになった更地の有効活用について考えなければ、結局また雑草の生える土地に戻ってしまう。全てとは言いませんが、特に、第2線用地という表現で行政の方では言うておられますけれども、国道側の入ってすぐ右左、入って左側は今駐車場として利用されていますから、さほど荒れていません。しかし、右側とその駐車場のさらに左側は、言えば放任状態でセイタカアワダチソウだったりとかヤヤなんかが生えて、それを漁業組合の皆さんで管理はされていても、なかなか年間通してこれがきれいな状態で維持されていないというのは、もう費用からにして知っていることでもありますので、せっかくこのごみ処理の後、撤去された後のきれいな状態を何とか維持できないかというのが、今回の一番大きな質問の趣旨になります。先ほど言いました、国道から入って左側の駐車場の用地は、年間通して余り草が生えずに、きれいな状態をキープしています。それと同じような形でこの第2線用地が整備できないか。現在、この土地を利用しているのは、1月に行われる西地区のどんどや、そして今年はありませんでしたが、夏の海の火まつりのイベント会場という、大きくこの2つだけなんですね。ですから、その間使われないままで放置されておりますので、草が伸び放題になって、景観上も非常に問題があるんじゃないかと思っております。

そこで、これをきっかけとしてきれいに整備・維持できていれば、イベントなんかの開催の企画も出てくるんじゃないか。例えば軽トラ市であったりとか、キッチンカーのフェスティバルであったり、いろいろそれは考え方で、その土地で何かをやるということが可能な状況をまず作っていく。それが、地域の活性化につながる第一歩ではないかと私は今思っています。さらに、そこにトイレを整備すれば、なおさらその価値は高まると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（稼 隆弘君） 漁村再開発施設用地の活用につきましては、漁業集落の再開発、生活環境の改善、水産振興による地域活性化と密接に関連をもつ施設の建設

であれば可能です。

また、漁港施設の利用等の要望につきましては、漁港の管理上支障がない場合に限って、甲種漁港施設利用許可申請に基づいて、現在、地域住民のための祭りまたイベント等の利用許可を行っております。

なお、松合漁港施設の維持管理につきましては、防潮水門、雑草の除去及びごみ拾い等の清掃作業を松合漁協に業務委託し、漁港施設一帯の維持管理をお願いしています。

ちなみに、松合地区は土地が狭いところですので、今回の豪雨による流木等の陸揚げ場としては本当に助かっております。それを踏まえると、広い土地として残すことも1つの有効活用と考えます。

また議員御質問のトイレの設置に関しましては、松合漁港は、平成20年度に事業完了しておりますが、その際、集落環境整備事業でまっちゃふれあい公園に設置した公衆トイレがあります。新港からは、国道266号の下を通って行くことができます。距離にして最短で230mです。

御質問の公衆トイレ設置につきましては、トイレ新設だけでは市の単独事業になり、松合漁港の総合的な漁港施設用地等利用計画を見直す必要があると考えております。

○15番（渡邊裕生君） 今、部長がおっしゃられました災害のときのごみ置き場というか、今回流木を置く用地になっている。10年に1回、20年に1回あるかないかの大災害があったときに、こういう土地が必要だというのは、私も認めます。認めますというか、やはりあった方がいいよねと。ですから、今松合新港に、何か建物を建てて、第2線用地、結構いろんなことに使えるという話ではありますが、建物を建ててしまったらそのどんどやもできなくなるし、海の火まつりもできなくなるかもしれない。こうやって災害の緊急時のごみ置き場みたいな活用もできなくなる。ということを考えれば、やはり広場としてしっかりと維持していき、それをきれいな状態で保つというのが一番の方策じゃないかなと思うわけです。その広場で地域の活性化策を図っていくということができていくなれば、地域への貢献度も高まると私は考えております。ですので、今回、市に是非考えていただきたいのは、入って左側の駐車場並みの整備をこの第2線用地にさせていただくと、この松合漁港の景観はかなりいい状況で維持できるんじゃないかと考えますので、是非、そういう形での維持をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（稼 隆弘君） 今の流木を積んである場所なんですけれども、それについては、東が今県の方の撤去が入っています。その後はきれいに整地をお願いして、ならして、そういうふうをお願いをしたいと考えています。その後につきましては、

できるだけ維持管理に努めていきたいと考えております。

- 15番（渡邊裕生君） 是非、松合漁港が今後もきれいな形で維持でき、何かの緊急なそういうものを置かなきゃいけないといったときには、すぐ置ける、そして地域の皆さんと共に地域の活性化の役に立つという、多目的な松合漁港であることをお願いして、質問を終わりたいと思います。

- 議長（石川洋一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

-----○-----

- 議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

- 19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは4点について一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入ります前に、大きな3点目の農業問題についての（3）番、小さな3点目は、次回の質問にさせていただきたいと思っておりますので、削除させていただきます。

まず、大きな1点目、令和2年7月豪雨災害について、小さな1点目、本市における豪雨災害復旧事業の進捗状況について、道路、河川等の査定件数、進捗状況、完成時期についてをお尋ねをいたします。

- 総務部長（成松英隆君） それでは、本市の令和2年7月豪雨災害復旧工事の進捗状況を総務部の方で一括して説明申し上げます。

まずは、土木部所管になりますが、災害査定件数、道路6件、河川2件、合計8件になりまして、査定決定額が4,718万2,000円となっております。うち4件の入札を終え、残り4件は随時発注の見通しとなっております。今年度中の完成を全て見込んでいます。

次に、経済部所管でございます。農業用施設被害が、災害査定件数、農道1件、水路4件、ため池1件、田1件の7件になり、うち6件の査定額が決定しております。残り1件、萩尾ずい道につきましては、今月中旬に農林水産省の本省査定を予定しております、こちらの仮査定の段階ではございますが、そのずい道まで含みまして査定の総額は、4億7,500万円程度を見込んでおります。

最も大きな被災箇所は、先ほど申しました萩尾ずい道で4億5,700万円程度とほぼほぼ全体の大きな部分を占めておりまして、年度内に発注を計画しておりま

す。残りの6件については、現在実施設計を行っているところで、準備が整い次第発注を行い、年度内の完成を目指すところでございます。

次に林業施設が、災害査定件数1件でございまして、査定決定額843万2,000円となっております。年内の発注を予定しておりまして、今年度内の完成を目指しております。

以上が、豪雨災害の復旧状況でございます。

- 19番（豊田紀代美君） 総務部長の御答弁で、土木部所管あるいは経済部所管の査定件数と査定決定額について御報告をいただきました。そこで、最も大きな被災箇所のはつ尾ずい道の査定決定額は4億5,700万円で、年度内中に受注計画との御報告でした。本水路は御承知のように、豊福・豊川地区の水田地帯の400㍍の水源地でもあり、570戸の農家が対象となっており、国営基盤整備の事業に大きく影響するものです。一日も早い災害復旧ができますように、強く要望をいたしておきます。

また、先般の一般質問で要望しておきました松橋町内田地区の林道が、843万2,000円の査定決定額との御報告でした。そこで、先に調査依頼を所管の方にいたしておきました、近隣自治体での林道の災害復旧事業の地元負担について、経済部長にお尋ねいたします。

- 経済部長（稼 隆弘君） 市では、宇城市農林水産事業分担金等徴収条例施行規則に基づいて、災害時においても地元負担金をいただいております。

御質問の他市町村の状況について申し上げます。林道のある美里町、甲佐町、御船町、山都町、八代市に問い合わせたところ、林道の災害復旧事業における地元負担金はございませんでした。

- 19番（豊田紀代美君） ただいま経済部長の方から御報告で、他の近隣の自治体については林道の災害復旧事業については、地元負担金はなしという御報告でありました。本市も是非、市民のために地元負担金なしでお願いをいたしたいと思っておりますが、お考えをお尋ねいたします。

- 経済部長（稼 隆弘君） 9月議会で市長が答弁されましたとおり、本市においても地元負担軽減について努力したいと考えております。

- 市長（守田憲史君） 豊田議員の御意見のとおり、その方向で最大限努力いたします。

- 19番（豊田紀代美君） 今、守田市長の御答弁で、最大限の努力をするということでございますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、大きな2点、道路改良事業についてでございますが、小さな1点目、県道中小野浦川内線バイパス道路改良事業の進捗状況についてでございますけれども、特に竹崎地区は朝夕に限らず、渋滞がひどく、道路幅が狭いために離合時が非

常に困難で、車両の接触や脱輪、さらには通学する児童生徒の安全も脅かされております。道路改良の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○土木部長（原田文章君） 道路の進捗状況についてお答えいたします。

一般県道中小野浦川内線は、起点、宇城市小川町中小野地区の県道下郷北新田線の交点から、終点、宇城市松橋町浦川内地区の国道218号交点に位置し、平成24年度より県が事業主体となって事業を進められてきております。

平成24年度から、整備延長約540mの現道拡幅事業として進めており、平成29年度には、終点部260mを供用開始されております。

昨年度からは新たに車道幅員7.5m、環状交差点（ラウンドアバウト）1箇所を含めたバイパス道路として、延長約1kmの整備計画に取り掛かれたところでございます。

これまでの経過としましては、昨年度の12月に事業説明会を1回実施され、その後測量設計に着手されております。今年度は、7月に松橋町竹崎地区と小川町北小野地区の地元説明会をそれぞれ1回ずつ実施し、その後用地測量を進められているところです。

今後の計画としましては、引き続き用地取得を進めながら、早期完成を目指し工事を進めていかれる計画です。

本路線が整備されましたら、通学児童の安全で円滑な交通の確保や物流の効率化、また、国道3号のう回路となることで渋滞緩和に寄与し、道路拡幅及び視距改良による通行車両の安全確保、併せて、緊急時の病院搬送等防災対策の向上につながることを期待し、市としましても、引き続き協力してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 本年7月に開催されました竹崎地区の地元説明会に、私も御案内をいただきまして出席をいたしました。また、末松県議、吉田県議、両県議にも早期完成への御尽力をお願いをいたしましたところでございます。

土木部長御指摘のとおり、完成いたしますと、通学路や通行車両の安全確保また渋滞緩和、さらには緊急時の病院搬送や防災対策など大きく貢献できるものと期待をいたしているところでございます。県と連携されて早期に完成されますように、なお一層の御努力をお願いをいたしておきます。

次に、大きな3点目、農業問題についてでございますが、宇城市農業委員、宇城市農地利用最適化推進委員の皆様方には、日頃より本市の農地行政、農地利用の最適化の支援、農地経営の合理化支援、さらには農業、農村の声を代表する組織として御尽力をいただいていることに、敬意を表する次第でございます。

さて、宇城市の主要産業である農業の現状は、農家の担い手不足や高齢化により、離農や規模縮小が顕在化しており、中山間地域を中心に荒廃地が深刻な状態にあり

ます。これに付随して鳥獣被害が拡大をし、頑張っただけで営農を継続されている農家の経営を圧迫しており、まさに正念場と言えます。くまもと農家ハンターの台頭など、宇城市を中心とする農家主体のすばらしい取組は進んでおりますが、さらに行政主導の取組が加速され、持続可能な農業を実現する必要があると思います。

そこで小さな1点目、本市における荒廃農地面積とその非農地判断の実績についてお尋ねをいたしたいと思います。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） 本市における農業の現状は、先ほど議員が申されたとおり、農業者の高齢化及び後継者不足に加え、遊休農地の増加などにより、農地の荒廃が進んでおります。

農林水産省の調査によりますと、荒廃農地の発生原因として、全ての農業地域で高齢化、労働力不足が最も多く、次に、土地持ち非農家の増加が多くなっております。農地法第30条に基づく農地利用状況調査は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見を目的としております。この調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、年1回、担当地区の農地を巡回し実施しております。併せて荒廃農地の発生・解消状況に関する調査も実施しております。

本市の農地台帳面積は、令和2年3月末で7,414㌥あり、令和元年度の農地利用状況調査の結果では、本市の荒廃農地の面積は約462㌥、そのうち再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は91㌥で、農地台帳面積の約1.2%となっております。この再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のうち約80%が、農振農用地区域内にあります。この調査による実績としては、平成25年度に304筆の約26㌥を非農地化しました。

また、農業委員会では、農地の適正な管理を行うため、現に森林の様相を呈しているなど、農地として利用することが物理的に困難な荒廃農地につきましては、土地所有者が非農地証明願を提出し、認定基準に該当した場合は、農業委員会総会の審査を経て非農地証明書を発行いたします。この直近の3か年の実績は、令和元年度と令和2年度に、それぞれ1件の非農地証明書を発行しております。

○19番（豊田紀代美君） 農業委員会事務局長の御答弁の中に、調査実績が、平成25年度に304筆の約26㌥の非農地化とありましたが、7年前の実績ではなく、直近の実績と今後の非農地化の対策についてをお尋ねいたしたいと思います。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） 農地利用状況調査に伴い、非農地化した直近の実績はございません。今年度の農地利用状況調査については、現在、集計作業を進めているところでありまして、遊休農地と荒廃農地を区分ごとに集計が完了したのちに、農業委員と農地利用最適化推進委員により、再度現地確認及び経済部との協議を行いまして、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は非農地と判断し、農業

委員会総会で審議を行います。

今後は、再生困難な農地につきましては、非農地化を進めることで、農地の適正な管理を進めていきたいと考えております。

- 19番（豊田紀代美君） 農業委員会事務局長の答弁では、直近の実績はないということですが、今後再生困難な農地については、非農地化を進めることで、農地の適正な管理を進めていかれるという御答弁をいただきましたので、注視をしていきたいと思っております。今後の宇城市の農業の重要な問題として捉えていただき、御尽力をお願いをいたしたいと思っております。

小さな2点目、今後の土地利用計画及び有効活用について、総理の2050年カーボンニュートラル宣言後、再生エネルギーをつくりやすくする改革として、再エネ開発に関する規制緩和のための農地法・農振法の運用改革、農振除外、農地転用許可の要件緩和等が挙げられております。本市といたしまして、将来の土地利用計画及び有効活用の施策についてお尋ねをいたします。

- 経済部長（稼 隆弘君） 市では、宇城農業振興地域整備計画において、農用地等利用の方針を次のように定めています。

三角町・不知火町の半島地域は、不知火海に面した温暖な気候を活かした柑橘や花き栽培に利用していく。

松橋町・不知火町・小川町の平坦地域は、国営基盤整備事業に取り組み、区画整理や排水改良を行い、水稻を主体とした土地利用型の作物や、トマト・メロンなどの施設園芸に活用していく。

豊野町・小川町の中山間地域は、落葉果樹や葉たばこ・生姜などの生産に利用していく。

市ではこれまで、この方針に基づいた農業施策に取り組んでおり、国営基盤整備事業などにその成果が見られます。したがって、今後の土地利用計画につきましても、当面は現行の農用地等利用の方針を引き継いで、計画を推進していきたいと考えております。

一方で、就農者の高齢化や担い手不足が進み、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念されます。特に傾斜地が多い中山間地域では深刻化しております。これらの課題に対する施策としては、県の耕作放棄地解消事業により耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた取組を行うとともに、遊休農地解消活動として市内児童生徒の農業体験活動に利用する取組、さらには農業生産活動の維持を目的とした国の3大直接支払交付制度である、中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金の積極的な活用で、農用地の保全を推進していきます。

- 19番（豊田紀代美君） 経済部長の御答弁にあった宇城農業振興地域整備計画につ

いては、全く異論はありません。むしろ国営基盤整備事業等につきましては、積極的に推進していただきたいと思います。ただ、耕作放棄地や傾斜地が多い中山間地域についての課題が大きいと思います。県の耕作放棄地の解消事業も、最大で10㍍当たり3万円と非常に極めて少なく、児童生徒の農業体験も重要な活動ではありますが、遊休農地解消面積としては期待できないというふうに思っております。耕作放棄地解消事業の実績と、中山間地域に対する農業ビジョンについてお尋ねいたします。

○**経済部長（稼 隆弘君）** 耕作放棄地解消事業につきましては、平成21年度から国事業として、平成27年度からは国事業に加えて県事業でも取り組んでおります。この事業は、耕作放棄地を再生する作業と、その後の営農を定着した農地面積に対して補助金を交付するもので、再生作業から5年間の耕作継続が義務付けられる事業です。

その実績を平成27年度から令和元年度の直近5か年で見ますと、国事業が14件で面積795㍍、県事業が20件で1,186㍍、合計34件の1,981㍍となっており、約20㍍の取組実績となります。今後は、この20㍍の農地を営農定着させていくとともに、引き続き耕作放棄地解消事業を活用してまいります。

次に、中山間地域では、急傾斜地で不整形と作業条件が厳しい農地もありますが、長く周辺農地と一団体を形成しており、そこでの多面的機能を担っております。農業ビジョンにつきましては、生産活動は難しくとも、中山間地域等直接支払制度をフルに活用し、繰り返しになりますが、落葉果樹や葉たばこ、生姜などの生産を維持することで、農地を保全していきたいと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）** 再生困難な91㍍に関しましては、農水省経営局農地政策課が本年7月7日に更新している中にありますように、1点目、農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断、2点目が、農地以外の利用促進として里山・畜産・6次化施設、再生エネルギー施設など、地域農業の振興につながる利用を優先・検討するとありますが、それについてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○**経済部長（稼 隆弘君）** 御意見を参考にしまして、今後、令和4年度までに行う農業振興地域整備計画全体見直しにおいて、関係機関、関係団体と協議を重ねていく中で、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）** 今後、令和4年度までに行われる農業振興地域整備計画の全体の見直しの際に、私が申し上げたことも御配慮いただくということですが、3点のみ御要望を申し上げたいと思います。

1点目、荒廃農地及び周辺農地の大半が、農業振興地域に指定されているということですが、他の自治体では現状主義による見直しを早くから実施しており、荒廃



農地及び周辺農地を農業振興地域から除外しております。2点目、全国農業新聞でも取り上げられたように、守るべき農地を明確化する取組が全国的に推進されております。3点目、農業振興地域計画の予算は限られていることから、全体の見直しの際には山林・原野の除外に加え、荒廃地やその周辺についての見直しの加速化をされることなど、以上3点についてお取組を強く要望いたしておきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、最後の4点目に入らせていただきます。教育問題についてでございます。小さな1点目、コロナ禍で延期や中止になっている修学旅行及び社会科見学等の実施状況についてお尋ねをいたします。

**○教育部長（吉田勝広君）** まず、修学旅行等の実施状況についてお答えをいたします。

修学旅行につきましては、教育的意義を踏まえ、小中学校実施の方向で進めております。実施にあたっては、旅行会社等と連携した感染症対策、保護者説明会の開催を踏まえ、教育委員会において事前協議を行い、保護者と合意形成を行った上で実施をいたしております。

11月末の状況では、小学校11校が実施し、事後の健康観察においても感染症不安等の報告はございません。今後も、国や県の動向を踏まえながら進めていきたいと考えております。

社会見学や集団宿泊教室については、各学校で検討を行い、実施または中止を決定しました。小学校の社会見学実施は4校、集団宿泊教室は全校で実施でございます。中学校の集団宿泊教室は、1校のみ12月に実施予定でございます。

中止をいたしました学校においては、感染症対策によるバスの増便に伴う保護者負担、授業時数の確保、さらには受入先の問題等により、総合的に判断し、中止を決定しております。

**○19番（豊田紀代美君）** 教育部長の御答弁で、修学旅行については、全小中学校実施の方向で進められている。感染症対策、保護者説明会、教育委員会の事前協議等を行い、保護者との合意形成の下で実施をされたということで、事後の健康観察にも感染症不安等の報告はなかったとの御報告をいただき、安堵いたしております。

修学旅行は、児童生徒にとって一生に一度の大切な思い出づくりであり、教育的にも意義深いものと判断をいたしております。

そこで、社会科見学を中止した学校において、どのような代替措置が取られているのか。例えば、松合小学校で実施いたしました松合目鑑橋200年の記念講演のような、ふるさと愛を育む体験型の活動や、絆の育成が大切だと痛感いたしております。議長のお許しをいただきまして、机上に配布させていただいております。このパンフレットは、宇城市長守田市長の御挨拶も頂戴いたしまして、記載をさせて

いただいております。この祝・架設200年松合目鑑橋というこのタイトルの文字は、日本一になられた平岡教育長のすばらしい文字で飾っていただきまして、大変ありがとうございます。それから、この件に関しましては、地域やPTAの方々は体育館で講演を見られて、それから児童はそれぞれの教室でリモート授業をいたしております。授業で松合の目鑑橋の歴史や架設に関する知識を、八代市立博物館東陽石匠館の上塚館長より御講演をいただいて、その後松合目鑑橋を見学いたしました。国道266号までの松合目鑑橋からの市道に、115本の松合目鑑橋ののぼりを松合の町並み保存会の皆さんや地域の皆さん、PTAの皆さん関係者の皆さんと、松合小学校の全児童37人、校長先生方と一緒にこののぼりを、こちらの方も配布してあると思いますが、リモート授業や、115本の松合目鑑橋から国道266号まで、小学校の子どもたちと一緒に立てた写真が掲載されております。当初から御尽力いただきました、地元の河野議員、渡邊議員、坂下議員には、心から感謝を申し上げます。

以上、他の学校でも、それぞれの地域にあった社会科の体験活動ができないものか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○**教育部長（吉田勝広君）** 社会見学を中止をいたしました学校においては、体験活動としての代替措置は、現在のところ取られておりません。このコロナ禍の中では、地域の方を招いてのふれあい学習など、感染防止により実施できる状況ではなかったようでございます。

しかし、中止による社会見学の時間や、事前・事後の学習の時間等を活用し、6月学校再開後の学級づくり、学習指導や生徒指導を丁寧に取り組んだことで、落ち着いた学校生活につながったと伺っております。

今後は、感染拡大状況を踏まえ、総合的な学習の時間を中心に、児童生徒が地域の人・もの・ことに関わる探求的な学習や、価値ある体験活動を推進してまいりたいと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）** 教育部長が御指摘のように、是非総合的な学習の時間を中心に、児童生徒が探求的な学習や、価値ある体験活動が可能になるように、積極的に推進をお願いしたいと思います。

11月30日の熊日新聞に、県内の小中学校の取組が紹介されておりました。5点ほど紹介をいたします。1点目、牛深東中では、シンガーソングライターのMICAさんの特別授業。2点目が、水俣市の小中学生を対象にジュニアサイエンスセミナーを大学や企業から研究者を招き、リンゴやイチゴなどの果物の糖度の計測や人や豚の血液中の細胞を顕微鏡で観察をしたり、3点目、南小国の将来についてをテーマに、地元小学生がプレゼン力を競う大会で、タブレット端末を使用したり、

日本食品ロスのデータ調査や自然を活かして観光客を増やす方法、さらには同性愛を受け入れるまち、パートナーシップ導入の提案。4点目、熊本市の城山地区では、ウォーキングイベントを開催され、地元の子どもから高齢者まで世代を超えた交流をしている。5点目、全国都市交流フェアに向けて、熊本市内の小学生が家族と一緒に辛島公園に25種8,500個の花の球根を植えたとあります。

コロナ禍の中、県内の小中学校でも様々な体験学習をしておいででございます。宇城市には、職の名人や歴史の生き字引もおいでになります。リモート授業をしていただいたり、例えば、今年度で廃校になる松合小学校の児童や本市の児童に、インスタントカメラを配布して、自分の地域の毎日の生活や好きな風景、人物を写し、家族や同級生の顔でもいいと思います。そういうことでスライドショーやYouTubeなどで編集をして、写真展やアルバムにしてもいいと思いますので、地域の再発見といいところ探し、宇城市の自慢できるところの場所を作品にして、いい作品は広報ウキカラに掲載したらと思っております。

さて、熊日新聞の「わたしを語る」のコーナーで、11月21日から40回シリーズで平岡教育長が掲載記事を毎日されております。私は毎日こうやって切り抜きをしながら拝読をいたしております。大津高校サッカー部の210人の総監督というお立場で、全国に例を見ない教育長であると誇りに思っております。それはもとより、宇城市立の小中学校4,669人と教職員全ての総監督という自覚の中で、このコロナ禍の中しっかりとお取組をいただきたいと思っております。子どもたちに心に残る宇城市を思う気持ちにつながる、そういう教育をお願いしたいと思っておりますが、今まで私が申し上げました体験授業についても含めて、教育長の御答弁をお願いしたいと思っております。

**○教育長（平岡和徳君）** 本年度は、コロナ禍にありました中で、各学校において、校長先生方のリーダーシップの下、感染症対策を行った上で、それぞれの実情に応じた教育活動を丁寧に実践していただき、地域とともにある学校づくりを進めているところ です。

狡猾な新型コロナウイルス感染症と共生するために、今後は私たち大人が学校運営や危機管理、こういったものにおいて知恵を絞り出しながら、日常を取り戻すことで、学びの保障と豊かな教育活動を展開していかなければなりません。

豊田議員の御意見のとおり、子どもたち一人一人が地域や先人のすばらしさ、そしてそのあたたかさを体験し、ふるさと愛を育む活動を、今後さらに実践と充実に向けて取り組みたいと考えております。

今後も、子どもたちの未来に触れているという深い自覚を中心に据えながら、子どもたちの今を変えて、そして、さらに進化させていけるように努めてまいりたい

と考えております。

かん難の中ではありますけれども、校長先生方には笑顔の集まる場所づくり、これをお願いしているところです。子どもたちの笑顔は地域に元気を与え、そして物事を好転させ、奇跡まで起こす力を持っているとっております。子どもたちが輝くことで、学校が輝き、地域が輝き、社会がどんどん活性していく流れを、これからも積極的につくっていきたいと考えているところです。

○19番（豊田紀代美君） 教育長のおっしゃるとおり、子どもたちが輝くことで、学校が輝き、地域が輝き、宇城市が活性化する流れをつくらなければならないと私も強く思っております。児童生徒が地域の歴史や先人のすばらしさを学ぶことで、ふるさと愛を育むことになり、宇城市に住む（UK IN I SUM）につながります。さらには将来県外や国外に進出したとしても、ふるさと宇城市を誇りに思い、また宇城市へ帰りたい、住みたいというふるさと愛を育む教育こそが大切だというふうに思っております。宇城市立の4,669人児童生徒と教職員の全体の総監督として、今後も更なる御尽力をお願いをいたしたいと強く思っております。私は、これまで市議会議員になりまして、一度も休むことなく一般質問をさせていただいております。令和3年の第1回定例会でも、一般質問をする予定にいたしております。その際には、必ずや、再度守田市長に答弁をお願いをいたしたいと考えております。御健闘を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受けて一般質問をいたします。

市議会議員とはいえ、政治家のはしくれとして国の政治の動きをどう捉えるかは非常に大事な作業だと思っております。菅内閣が誕生し、庶民出身の首相に期待しましたが、日本学術会議の人事問題や不安定なコロナ対策など、安倍政権よりひどい政権運営になるのではと心配でなりません。今の政治に言いたいことはたくさんありますが、今日は持ち時間が少ないので、そのことはさておいて、早速質問に入りたいと思います。

この夏の7月3日から4日にかけて発生した人吉球磨地方の大水害は、近年の気候変動による日本の至る所で発生する災害の一連のものとして、災害対策の緊急性を痛感させるものとなりました。

そこでまずは伺いたい。現在の宇城市のハザードマップにおける想定雨量と、水害に対する対応策をお示しいただきたい。

○総務部長（成松英隆君） 既存のハザードマップは、想定される降雨により県管理河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として示しておりまして、平成27年に作成しております。

雨量につきましては、10年から100年に1回の大雨を想定してございまして、例えば八枚戸川だと30年確率、30年に1回ということですね。時間雨量90<sup>mm</sup>。大野川ですと50年確率で、日雨量388<sup>mm</sup>を想定してございます。なお、想定雨量が30年確率や50年確率、または時間雨量や日雨量を用いて河川により異なるのは、県の洪水浸水想定区域図作成指針によりまして、河川の流域面積など、河川の規模によって基準が定めてございまして、市内で比較的規模が大きい河川につきましては、50年確率の日雨量で設定されております。

御質問の水害対策についてでございますが、ソフト面での主な対策を申し上げますと、今御紹介いたしましたハザードマップを、市民の皆様へ配布しております。御自身の住んでいる地域が、どのような災害の危険があるのか確認いただき、いざというときに命を守る行動につなげていただきたいと思いますと考えております。

また、異常気象時には最新の気象情報を基に、早めの段階で避難情報等を防災行政無線やLアラート、宇城市情報メール等で市民へ周知しております。

また、台風や大雨の進路、勢力次第では、事前に災害警戒本部を設置しまして、職員及び関係機関と連携し警戒にあたっております。先の台風10号では、被害が発生することが予想されておりましたので、市長を筆頭に災害対策本部を設置しております。災害対策本部では、気象情報や避難情報の市民への伝達、避難所の運営、排水機場の運転、道路の情報収集・規制・復旧など、想定されるあらゆる災害に対して対応する組織及び役割を決めておりまして、本部会議の中で各対策部の対応方針や対応状況等を協議・報告し、職員で情報を共有して市民への対応にあたっております。また、自衛隊、警察、熊本県、消防署、消防団などの関係機関とも情報を共有し、災害に備えているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 今のお配りいただいている、こういうハザードマップで見せていただきましたが、今おっしゃったように、現在のハザードマップは、いわゆるその時期によって30年とか50年とか60年とかいう想定で、ハザードマップがつくられています。このハザードマップを見ますと、先ほどおっしゃったように大

野川では時間雨量83.8㎜ですね、例えば日雨量では388㎜という数字が書いてあります。ところが近年の水害では、今回の人吉球磨の水害などでは、これも資料を見てみますと、出された資料では、いわゆる公的機関が出した数字がどうも日雨量、24時間雨量が480㎜、今回降ったのが480㎜から490㎜ぐらい。公的機関が出したのは440㎜ぐらいということで大差はないんですが、浸水する可能性がね。ところが、あんな水害になってしまったということで、例えば宇城市の場合の時間雨量大野川が83.8㎜、これでいくと平成28年、地震後の大雨の時には宇城市は130㎜ぐらい降っているということで、ところがその時にはこういう災害は起きなかったから、ひょっとしたら大丈夫なのかなという気がしましたけれども、そういうことも含めて、今国が求めているのは、1000年単位の被害を想定したハザードマップの作成を求めているようです。他の市町村では制作をしまして発表しているところもかなりあります。非常に分かりにくいのは、実際にどのような状態になるのかというのが非常に分かりにくいものですから、まずは1000年に一度と言われるハザードマップの作成の進捗状況と、それをつくるための国や県の指標が示されています。その辺では、今現在つくっているハザードマップとの想定の違いというのは、どのくらいになっているのかを伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） ハザードマップの作成が遅れて、大変申し訳ございません。

現在、作成中のハザードマップは、県が水位周知河川に指定した河川について、国や県が想定し得る最大規模の降雨、これがいわゆる1000年に一度レベルの大雨ということでございまして、こちらを想定し作成した河川流域の洪水浸水想定区域図を基に作成しているところでございます。既に県がWEB上で公表しておりますが、それを基に今回ペーパー化し、市民の皆様へ配布するものでございます。

想定雨量でございますけど、大野川で想定最大規模の降雨1000年に一度レベルの大雨で9時間雨量が764㎜、波多川で6時間雨量633㎜、浅川で9時間雨量764㎜、砂川で6時間雨量604㎜、五丁川で6時間雨量639㎜、それと氷川町の八間川で6時間雨量641㎜、浜戸川で12時間雨量595㎜、それと氷川でございまして48時間雨量945㎜、そして緑川で12時間雨量595㎜が設定してございまして、それぞれ洪水浸水区域を想定してございます。これは、国が平成27年に作成した浸水想定等のための想定最大規模降雨の設定手法に基づき、降雨量が設定されていることでございまして、過去に観測された最大降雨量を解析することにより設定されております。

既存のハザードマップに示してございます水位周知河川以外の河川、八枚戸川をはじめ、郡浦川、里浦川、底江川、大見川、西浦川、長崎川、浦上川の浸水想定区域、いわゆる県河川ですね、こちらは現在、県により作成中ですが、来年度以降の

公表ということでございますので、今回作成しておりますハザードマップには反映されてはおりません。

御質問のハザードマップの作成状況ですが、令和3年2月末にはハザードマップの原稿データが完成する予定でございますので、現在、資料収集を完了し、レイアウトの検討に入っている段階で、市のホームページには、今年度末3月には掲載予定をしているところであります。

- 12番（五嶋映司君） 分かりました。確かに今おっしゃったように、想定雨量がかなり増えている。このくらいだったら大丈夫なのかなという気がしますけども、これをなるべく早く作って、皆さんに提示していただくということをまずはお願いをして、次の3番目の項に移ります。

給食センターも完成に近くて、来年度からは運用開始となるようですけれども、この施設と隣り合う南消防署は、執行部も御存じのとおり干拓された土地に両方とも建っております。グーグルの地図で計ってみますと、大野川との距離は上流部分ですね、浅川との合流よりもちょっと上ぐらいのところ、大野川との一番近い距離で700メートルぐらいしかありません。そして大野川から消防署までの障害物は、大野川の堤防を越えてしまうと何にもない状況、線路はありますけども余り大きな変化はないような状況で、豪雨時には、例えば今の浅川が760ミリとおっしゃったかな。ちょっと数字はあれですけど、600ミリか700ミリぐらいです。これは9時間雨量か8時間雨量、何か随分違ったみたいですが、そのくらいが降ると浅川も大野川も両方とも氾濫して、それが逆に満潮時だとほとんど排水できない。これは今日の中で福永議員も同じような内容が出ていますから、これは福永議員の方でひょっとしたら答弁があるのかもしれないかもしれませんが、その場合に氾濫する危険はないのか。ハザードマップでは、打ち合わせの段階で見せてもらったら、いわゆる最新の県の高度の調査、飛行機を使ってのちゃんとした調査では、あそこが50センチぐらいしか浸からないという話になっています。これは非常にその辺では、今おっしゃったようにハザードマップでは、このくらいでもこのくらいしか浸からないんだという心配をしていますが、その辺での認識、素人考えで、おい、大丈夫なのかなという感じを持つのが事実なんです。そういうことで、この消防署と給食センターはどういう状況なのかを、まず御答弁いただきたい。

- 総務部長（成松英隆君） 宇城南消防署の件ということで、総務部の方で答弁させていただきます。

想定最大規模の降雨、いわゆる1000年に一度レベルの大雨が降った場合に、宇城広域連合南消防署や給食センター及びその周辺の影響を及ぼす河川は、県が作成した洪水浸水想定区域図では大野川、浅川、五丁川そして砂川となっております。

て、南消防署や給食センターに特に影響が大きいのは、浅川と砂川の氾濫でございます。洪水浸水想定区域は、雨量が浅川の場合は9時間雨量764ミリ、砂川の場合は6時間雨量604ミリで設定し想定されてございますが、南消防署は浸水しないことが想定されております。これは、県が防災情報くまもとで公表しておりますハザードマップでは、南消防署付近の浸水は0.5メートル未満と想定されておりますが、これは水深の基礎となる地盤の高さが、県が平成17年に行った熊本県の航空レーザー測量が基礎となっておりまして、当時はまだ南消防署の敷地も造成される以前の状態でございました。したがって、造成前の高さが公表されておりますハザードマップに反映されており、当時の南消防署の建設計画図面とハザードマップから推測しまして標高1.6メートルでは浸水0メートルとなっておりまして、現在の南消防署の建物が建っているところの標高は2.1メートルでございますので、想定最大規模の1000年に一度レベルの大雨でも、浸水想定区域外になるということでございます。

○12番（五嶋映司君） これは想定上の問題ですからね。けど今は科学的に調査をして、この雨量だったら大丈夫だということだから、それ以後の問題は、ハザードマップが示す状況で判断してほしいというようなことでしょうか、その点は理解をしなければいけないと思います。

前に、南消防署ができる計画段階で、議会で質問したのか当時の執行部と話をしたのかちょっと覚えていませんけれども、南消防署は冠水の危険はないのかと尋ねたことがあります。その時は、冠水の危険はあるというような認識でした。では、その時消防車はどうするんだと言ったら、もう一夜でその時に龍燈公園に逃げておきますという回答をいただいて、議会だったのか議事録は調べていませんから何とも言えませんが、そういう話を伺ったことがあります。今のお話の中でも、道路の冠水は50センチぐらいはある可能性があると、今はね。では、その道路の冠水50センチを想定しての対策、消防署を含めてどういう対策をされているのかをお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 先ほど想定区域外と申しましたが、南消防署自体は浸水しなくても周辺の浸水によりまして、消防活動への支障が出る可能性は残されております。

宇城広域連合消防本部によりまして、周辺の浸水により、出動が困難になったという事例は、現在まで発生していないということですが、今年の県南豪雨のように、想定を超えた雨量で周辺一帯が浸水に見舞われる危険性は日頃から想定し、十分に備えておくべき必要があるということで、車両を高台に移動し、出動に極力支障がないような訓練を計画しているとのこと。移動拠点としましては、高台に位置している公共施設等を予定していると伺っております。



また、救急搬送はどうなるんだということでございますけど、常時、宇土市の方でございます消防本部通信指令室で受信しておりますので、救急依頼の方には影響はございません。

○12番（五嶋映司君） いわゆる宇城消防署の本署との連携の中で対処したいということ、是非その辺ではそういう可能性があるわけですから、しっかり連携を取って対応を考えていただきたいと思います。

それでは、4番目の内水災害と冠水による農業災害の対策の関連性をお伺いしたいと思います。実は、この問題を提起して、執行部との打ち合わせの段階でいましたら、たくさんの方がお出でになって、実をいうと議員控室では入れないんですね。ということは、大体この問題では、防災消防課を含めて総務部と土木部、経済部、今土木部の中の水道局と、いわゆるこの問題に対する対応が非常に多岐にわたっています。例えば、農業災害の部分については経済部がやる。これはどういう考え方かという、農地が8時間とか一昼夜ぐらいいは浸かっている大丈夫という想定でやる。そうすると土木部は、川の氾濫を予測してやる。特にこの問題は、ちょっと絞って考えたい。内水災害については福永議員の方で質問されますから、たぶんその辺であると思いますから、僕は、豊川地区の自然流下が非常に難しい地域の部分に限ってお伺いしたいと思います。この部分については、農業災害は、そういう考え方で排水特別事業でポンプを設置する。すると土木部は何かというと、川の氾濫を抑えるための排水の考え方でやるという形で、皆さんがお出でになって議論をすることになる。そうすると、おいおい、どうなんだという、土木部に聞くと、これはとにかく川の氾濫だけですと、経済部に聞くと、農地の冠水だけですと。ところがあの地域の中に住宅もたくさんあります。住宅の高さが農地と余り変わらない部分もたくさんあります。この部分の冠水の予測はかなり高い部分もあります。だから、そういう意味で内水災害と冠水による災害、農業災害と住宅の災害の関連性を、どういう具合に捉えて対処されているのかをまず伺いたい。

○土木部長（原田文章君） まず、土木部からお答えいたします。

豊川地区から小川地区は、江戸時代に干拓された低地部でありまして、豪雨時には、この地区に降った雨水は県管理河川の五丁川を經由して、海岸近くの五丁川排水機場により直接海へ強制排水されております。

この五丁川排水機場は、五丁川の河口が農地海岸堤防で仕切られており、排水先がないため、豊川地区から小川地区にかけて約1,700㍍の排水対策として、昭和62年に県が設置しています。

排水能力は、毎秒2.5㍍の排水ポンプを2機設置し、毎秒5㍍の排水能力を有しております。

県では毎年、主ポンプ、電気操作制御盤などの主要機器の点検を実施されてお  
りまして、平成24年度から平成26年度にかけて、ポンプの修繕・更新が行われて  
おります。

本排水機場につきましては、県と市で操作委託契約を締結し、実際の操作につい  
ては、市と沖塘区と管理委託契約を締結して地元で行っております。

○**経済部長（稼 隆弘君）** 続きまして、経済部から答弁させていただきます。

まず、農業農村整備事業で設置する排水機場の計画排水量の算定は、国が示す土  
地改良事業計画設計基準及び運用・解説等に基づき、計画基準雨量に3日間連続雨  
量を用いて排水解析が行われています。

市においては、排水対策特別事業は、確率、年10年に一度3日間連続雨量40  
1.3<sup>ミリ</sup>、湛水防除事業は、20年に一度3日間連続雨量466.6<sup>ミリ</sup>が採用されて  
います。

ここでは、海拔0<sup>メートル</sup>地帯である豊川地区に特化して申し上げます。豊川地区には、  
土木部で答弁がありましたとおり、土木部所管の五丁川排水機場1つと、経済部所  
管の排水対策特別事業で設置した2つの排水機場及び県営湛水防除事業で設置した  
3つの排水機場があります。このうち県営湛水防除で設置した3つの排水機場が更  
新されています。それぞれ2倍以上の排水能力で更新していますが、既存の水路は、  
ほとんどが土水路で未整備です。

今後は、国営緊急農地再編整備事業において、排水路の整備とともに、豊崎地区  
に排水能力毎秒6.0<sup>トン</sup>、五丁川の流末に排水能力毎秒18<sup>トン</sup>の排水機場の建設が  
計画されております。

全ての整備が完了した場合、豊川地区全体の排水機場の能力は、合計で毎秒29.  
17<sup>トン</sup>であったものが、毎秒65.72<sup>トン</sup>になります。これによりまして、農地の  
無湛水化を目指すとともに、農村環境の被害防止に貢献できると考えています。

土木部におきましては、河川排水及び流末の排水機場による冠水防止対策を取り、  
経済部におきましては、農業用水路や排水機場を整備しての冠水防止対策を取っ  
ております。

もちろん土木部所管の河川排水や排水機場の能力も考慮した上で、松橋町及び小  
川町の流域1,700<sup>ヘクタール</sup>の排水解析が行われましたことを申し添えます。

○**12番（五嶋映司君）** 今、関連が経済部と土木部がちゃんと話し合っ  
てやったのかどうかというのがはっきりしないんですけども、どうも今回の国営の基盤整備事業  
の排水特別事業によってかなり大きなものがつくられるので、大丈夫なんじゃなか  
ろうかという判断なんですね。ところが、この基盤整備の排水特別事業の基礎数字、  
この地域の時間雨量58<sup>ミリ</sup>かな、六十何<sup>ミリ</sup>かなということで計画をされているんで

すね。ところが今の答弁とは、どうもかい離がある。そしてこの、その辺の問題は難しい問題ですけども、今答弁いただいた連続雨量401.3ミリのというのが、先ほど100年の雨量でいくと、総務部の答弁によると600ミリから700ミリぐらいだから、大分これ差があるんですね。これはもうここで答弁を求めませんが、そういう具合に非常に、例えば排水特別事業の能力を設定する場合も、土木の排水を設定する場合も、個々がやっている。だから打ち合わせするときもみんなが来なきゃいけない。ところがこれを管理するハザードマップは、防災消防課がやると、総務部がやると。総務部がやるのはそれとしていいですけども、是非こういう問題は一緒に考えて、農地の問題だって、この中に家があるわけですから。土木が考えなきゃいけない家が浸からないための冠水をどうするのかというのを、しっかり議論して、答弁するときもそういうことを含めて答弁をするような体制をとっていただきたい。今の施設の状況からいくと、ひょっとしたらこれ大丈夫なのかと、かなり能力を上げてきているんだなというのがよく分かります。ところが、それがちゃんと科学的にこうなんだという施策の統一になっていない。是非その辺を答弁は求めません、その点をお願いして、次の問題に移ります。

経済の地域内循環についてに移ります。地方創生という国の非常に大きなアクションの中で、宇城市も地域創生政策を始めています。まずは、まち・ひと・しごとで表現されるように、この地域創生は、人を育て仕事をおこして、大都市の人口集中に歯止めをかけて、地方の人口が減ることはしょうがないと認めて、それを極力抑えて地域を活性化させる、このことにこの地方創生政策の中心はあるんだろうと思います。平成27年から始まっていると思いますが、今までの成果、簡単にできれば47項目ぐらいあるんですね。その辺をどうか簡単に成果を御答弁いただければと思います。

**○企画部長（中村誠一君）** それでは、平成26年から始まった国の地方創生の取組を踏まえて、本市においても、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を、平成28年1月に策定しております。これは、若年層の流出を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域をつくることを目的に、令和元年度までの計画期間で取組を行っております。

その中で、総合戦略の取組の目標の達成度合いを計るため、今おっしゃられた重要業績評価指標（KPI）を設定して、検証を行っております。

その達成の主なものとして、個人市民税が7.1%の増加、法人市民税が1.6%の増加、合計特殊出生率が1.62から1.67ということで変化しております。0.05の増加になっております。それから25歳から44歳までの転入者数から、それぞれのその年代の転出者数を差し引いた人口の社会増減数が、93人の転出超過

だったものが126人の転入超過ということに改善しております。また、企業誘致が5年間で4件ということの実績になっております。

本市の第1期総合戦略につきましては、平成28年4月に発生しました熊本地震からの復旧・復興が最優先事項になったことで、実質的な取組期間はおおむね2年間ということになっていることも考慮しますと、おおむね順調に進捗しているのではないかと考えております。

第1期総合戦略につきましては、しごとの創生が主な取組でしたけども、今年度から令和6年度までに取り組む第2期総合戦略では、しごとの創生に加えて、子育て・教育、健康・生涯活躍といった視点も取り入れて、人口減少対策の推進にとどまらず、市民一人一人にとって、ちょうどいい住みやすさを実感できる都市（まち）の実現も併せて目指しております。

- 12番（五嶋映司君） いわゆるこの地方創生ができれば、KPIだとか横文字がいっぱい出てくるようになってね、僕ももう理解できないぐらいで、例えば観光開発が何でしたっけ、とにかくそういう話でちょっと僕らに関しては理解しにくいのもあるんですけど、今おっしゃったように達成した部分もあると。ちょっと時間が少なくなりましたからこちらの方で言いますと、この間に地方創生でいただいた資料によると、宇城市が地方創生交付金で受け取った金額が2億6,600万円ぐらいということで、この中でKPIの成果表に書かれている成果は22節の47項目あるんですね、その中で達成したのは21項目になっています。これがいいのか悪いのかというのは、ここでちょっと議論をするのは無理かもしれないですけど、とにかくおっしゃったように2年ですからね。それならばそういうこととして、鳴り物入りでやった割にはちょっとどうかな。全国的に見ると、人口減少を何とかしようと、大都市集中を何とかしようというものに関しては、どうもほとんどこの平成27年から4年間ぐらい国の施策では達成できていない。逆に、大都市への人口集中は進んでいるんですね。そんな状況がありますから、今日、この問題を取り上げた中では、実は私も先ほど申し上げたように、地方創生は地域循環で、地域の活性化という意味で是非捉えて、この運動を進めていただきたいと思うんですけども、どうも地方創生の捉え方が違うような方向にあると思いますから、何とか地域活性の方向での予算の使い方を考えられないかということのを要望して、2項目めの地域循環という意味での宇城市の発注状況に移ります。

経済の地域循環に大きな役割を持つものは、宇城市の予算の使い方だと思います。これが全て地域循環とはいきませんが、令和元年の宇城市の総予算の執行額、支出額は、536億円ぐらいあります。これは膨大な金額ですね。まず、その中で一番分かりやすい宇城市の事業の発注状況を市内業者、市外業者に分けて、パーセント

で結構ですからどの程度になっているのか、まずは伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） それでは、過去3年間に限らせていただいて、平成29年度から令和元年度における、これは主に入札による公表してあります分でございますので、その他の分は割愛してございます。こちらの発注状況について、工事や建設関係業務委託、物品・一般業務委託の種別ごとに説明いたします。

まず、平成29年度における工事の発注額は32億1,500万円余、うち市内業者への発注が88%、市外が12%となっております。建設関係業務委託の発注額が6億9,100万円余、うち市内業者への発注が18.1%、市外が81.9%になります。物品及び一般業務等の発注額が3億4,400万円余、うち市内業者への発注が33.1%、市外が66.9%になります。

続きまして、平成30年度に移ります。工事の発注額が93億8,500万円余、うち市内業者への発注が68.1%、市外が31.9%となっております。建設関係業務委託の発注額が6億2,600万円余、うち市内業者への発注が21.2%、市外が78.8%になります。物品及び一般業務等の発注額が5億6,700万円余、うち市内業者への発注が32.5%、市外が67.5%になります。

最後に、令和元年度における工事の発注額が61億8,100万円余でございます。うち市内業者への発注が53.3%、市外が46.7%となっております。建設関係業務委託の発注額が7億2,900万円余、うち市内業者への発注が15.8%、市外が84.1%になります。物品及び一般業務委託の発注額が19億5,800万円余、うち市内業者への発注が17.1%、市外が82.9%になります。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。今おっしゃったように、例えば仮に令和元年度のだけでいくと、市内発注率は全部3つ合わせて42.2%ぐらいなんですよ。中には例えば先ほどおっしゃったように、建設関係の業務委託が15.2%しかないわけね。これはやむを得ない部分もあると思いますが、ちょっと時間がありませんであれですが、前に宇城市の建設業界の衰退というのを資料でいただきました。これはとにかく宇城市の建設業界には働く人がもうほとんどいなくて、年寄りばかりなんですよ。今後、宇城市の建設業界はどうなるか分かりませんという話でした、この時ね。ということは、今言ったように、地域内循環ということで行くと、宇城市の予算をどう宇城市の中で上手に回すかというのが非常に大事です。そのために予算の使い方を、例えば今のままでいくと、技術者がいないとか何がないとかかかがないとか、条件が合わないから出せないわけね、出したんだけど、宇城市の場合。じゃあ、出したんだけど出せないのならば、出せるようにどのような工夫をしているか。そして宇城市の業者にでも出せるような、どうしても出せない部分はあると思うんですよ、大きな部分の設計なんていうのは、そういう事

務所が宇城市にあったって、外から仕事来なければどうにもならないからという話になるから、あったら外に出ていってしまう可能性もあるけども、宇城市の中の人たちに仕事をしてもらうために、宇城市の業者の育成、どういう形でこの発注業務の中で検討しているかというのを伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 年度別にいろいろございましたが、発注においてはとにかく専門性のある特殊工事、規模が大きい、例えば庁舎の大規模改修とかそういうものとか高額な備品とか、弾力的に市内の業者を入れているところでございます。市外業者の割合が高くなる傾向は今おっしゃいましたとおり、今回の場合、熊本地震以降でございますので、市内の業者で落札ができなかったというところもやはりございまして、入札の不調、不調ですね。それと高度な設計、やはりなかなか1人、2人の技術者では困難なものが多く、専門家が多い市外コンサルへの発注を今のところ考えております。

今後も、透明性・公平性・競争性を確保するということは必要でございます。それとまた技術力あるいは資格等を考慮しながら、地元でできることは地元にということは基本の基本ですので、適正な公共事業の執行には努めさせていただきたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） 時間がありませんので、ほかにいろいろ地域内循環のことで聞きたいことがありましたが、今のこの発注の問題に限って言うと、今おっしゃったように地震直後はやむを得ない部分がありました。ただし、今資料をもらって総務部長に答弁いただいた平成29年、平成30年、令和元年については、建設なんかというのは、例えば平成29年地震がなかったときは、金額も少ないけど88%が市内なんだよね。だから、僕は地震時の問題は言っていないで、その後やはりどうするのか。是非、計画を明確にして、市内の中小業者を育てるという方向を考えていただいて、例えば、僕は建設のことは余り詳しくありませんけども、ベンチャーを組むとかそういう施策を是非お願いして、ランプが点滅していますので答弁はいただかないことにして、これで私の一般質問を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（石川洋一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。それでは早速、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、毎年質問させていただいておりますが、排水対策について伺わせていただきたいと思っております。明神川の周辺にあたります大野から曲野、そして久具地区におきましては、たびたび内水氾濫や河川の越水などによる水害が発生しております。今年の7月の大雨により、床下浸水などの被害が発生しております。そのような中、市におかれましても対策をとってこられ、7月14日に大野地区、そして翌日15日に曲野及び久具地区の住民を対象として、雨水ポンプ場建設の住民説明会が行われました。この周辺の排水につきましては、何度も議会の質問として取り上げてまいりましたので、雨水ポンプ場の建設が具体化してきたことに関しましては、私としましても大変嬉しく思っております。

この説明会2か所とも出席をさせていただきましたが、その中では、7月の水害の直後ということもありましたが、様々な御意見や質問、そして切実な思いなどが活発に発言されておりました。今回は、その中の意見を中心に質問を行わせていただきたいと思っております。

まず初めに、大野雨水ポンプ場の内容についてお聞かせください。

○上下水道局長（大塚和博君） 当局が実施しております雨水対策事業につきましては、松橋・不知火公共下水道計画区域である市街部について行っておりまして、そのうち大野雨水ポンプ場の集水区域につきましては、松橋町大野・きらら2丁目及びきらら3丁目の合計約19㍍になります。

ポンプ場設置箇所につきましては、ウイング南側のウイング敷地内を予定しております。

排出先につきましては、県との協議により2級河川大野川となっております、大野川と明神川の合流地点の下流地点になるかと考えております。ポンプ場から排出先までは、きらら3丁目道路内に管路を設置しまして、その後、当該河川に排出することになります。ポンプの排水能力は、毎秒3立方㍍程度です。

また、寄田橋横に設置してあります大野地区排水機場の雨水ポンプ設置完了後の取扱いにつきましては、雨水ポンプ場完成後の状況を注視しながら判断していきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 次に、大野雨水ポンプ場の早期建設ということでお聞きしたいと思っておりますが、ポンプ場の建設自体は、地域の方々も大変喜んでおられます。ただ、地元説明会では、工事の着工が令和6年度から始まり、完成が令和8年度という説明でありました。地元の方々からは少しでも前倒しで工事をしてもらえないか、そ

ういった切実な要望が出ております。是非、工事着工を早めてもらいたいと思っておりますが、この点についてお聞きいたします。

○上下水道局長（大塚和博君） 大野雨水ポンプ場の建設計画につきましては、当初は、令和4年度に基本設計、令和5年度に詳細設計、令和6年度に工事着手、令和8年度に工事完了としておりました。

この計画によりまして、今年7月に地元説明会を行ったところでありますが、その説明会の中で、近年、異常気象による豪雨が頻発し、住居等への浸水被害が発生している。一刻も早い着手をお願いしたいとの要望がございました。その後も、地元の大野区の区長や福永議員から、同様の強い要望がありました。

このことから、国への補助金申請を1年早めることにいたしまして、現在の予定は令和5年度に工事着手、令和7年度に工事完了の方向で、現在、業務を進めているところでございます。

○9番（福永貴充君） 来年度から早速設計に入っていただけるということで、そして工事着工を1年前倒しして令和5年度から、そして完成を令和7年度の予定で進めたいということで答弁をいただきましたけれども、私としましても大変嬉しく思いますし、地域の方々も大変喜ばれることと思います。地域の方々の切実な思いですね、これを受け止めていただきました市長並びに執行部の方々に敬意を表させていただきますと思います。

続きまして、3番目の曲野雨水ポンプ場の内容についてお聞きいたします。お願いいたします。

○上下水道局長（大塚和博君） 曲野雨水ポンプ場について説明いたします。ポンプ場の集水区域につきましては、松橋町曲野と松橋町久具の一部で、県道松橋停車場線・国道3号バイパス・大野川・旧国道3号・2級河川明神川に囲まれた区域であります。面積は、合計約37畝になります。

雨水ポンプ場設置箇所につきましては、松橋町久具のホンダカーズ宇城松橋店裏の2級河川明神川と旧大野川の合流箇所を予定しております。ポンプの排水能力は、毎秒3立方メートル程度です。

建設計画につきましては、排出先が2級河川明神川になりまして、本河川につきましては、現在、県により改修工事が行われております。この改修工事が完了しなければ排水できないことになっておまして、このことから、現在のところ、着手が令和10年度、完成が令和12年度の予定でございます。

なお、工事着手時期につきましては、本河川の改修工事の進捗次第ということになりますので、若干、前後する可能性があるかと思っておりますので含み置きいただきたいと思っております。



○9番（福永貴充君） 今の質問にも関係するんですけども、次の4番、大野橋商店街北側水路からの内水氾濫についてということでお聞きしたいと思いますが、今言っております明神川左岸のこの地域で発生します水害の要因としましては、まずは、明神川からの越水。それと松橋高校と明神川の間を通り、東松崎へつながる農業用水路がありますけれども、こちらが逆流するという。今回雨水ポンプ場を建設する予定地であります親水公園、旧大野川になりますけれども、ここからの内水氾濫。そして、今質問として挙げております、大野橋商店街北側水路からの内水氾濫が考えられるかと思っております。この点については、担当部署も御理解いただいているのではないかと思いますけれども、明神川につきましては、現在、市からも強く県に要望していただいております、県の方で河川改修が行われているところであり、また、先ほど言いました農業用水路の逆流につきましては、今後何らかの逆流防止の堰のようなものが必要かなと思っておりますけれども、そちらについては、また別の機会にこれはちょっとお聞きしたいと思っております。

これらの対応ができてきますと、明神川からのこの地域への水の流入が防げるということになってまいります。そうすると、あとは水路などからの内水氾濫をどうするかということになってまいりますけれども、そこで、内水氾濫が起きている親水公園のところ、今回曲野雨水ポンプ場を建設するという、今計画を進めていただいているということになるかと思っております。これが完成しますと、この一帯の内水氾濫も改善するかと思っておりますので、私もこの雨水ポンプ場に関しましては、大変期待をしているところでありますけれども、ただ、課題として残るのが、もう1か所内水氾濫を起こしております、今回質問として取り上げました大野橋商店街の北側にある水路からの内水氾濫ということになってまいります。この点につきましては、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○上下水道局長（大塚和博君） 議員から御指摘の当該水路、大野橋デイサービスセンター横の水路の越水及び付近の冠水状況については、市でも確認しているところがございます。

越水の原因としましては、水路の流れ先が2級河川明神川になっておりまして、豪雨時に河川の水位が上昇したことによりまして、水路からの排水ができなくなり、近隣住宅地が浸水しているという状況でございます。

改善の方法としましては、最も有効なのは、河川の水位が下がることと考えております。

当該河川につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、県によりまして河川改修工事が行われております。工事の内容としましては、護岸の整備や堆積土砂の撤去等が予定されております。

県の河川改修工事の工事完了によりまして、流下能力が改善されて、降雨時の水位が低下することによりまして、浸水状況も改善される可能性がございます。まずは、当該河川改修工事完了後の降雨時における状況を注視したいと考えております。

○9番（福永貴充君） この間の説明会の時も含めて、市民の方から出た意見でもあるんですけども、商店街北側の水路から今回建設を予定していただいている曲野雨水ポンプ場まで、何らかの形で道路の下にでも水路をつくっていただく、それによって雨水を流すと、効率よく北側水路の水もポンプで明神川に排出できるんじゃないか、そういった御意見も出ております。本来であれば、ポンプも早急につくっていただきたいところなんですけども、明神川の改修がまだということで、改修も早くしてもらいたいんですけど、まだ改修まで時間があります。その間にそういった北側水路のことも含めて、是非検討をしていただければと思っております。

続きまして、5番目の明神川のしゅんせつについてお聞きしたいと思いますが、これも何度かお聞きしている質問でありますけども、明神川は県の管理河川でありますので、市だけではどうにもならないというのは分かっておりますけれども、明神川につきましては、土砂の堆積が非常に目立つようになってきております。葦などいろんなものが茂ってきている状況でもありますし、これをしゅんせつすることによって、流下能力を高めることができれば、周辺の浸水も改善される部分があるかと思っております。現状どのようになっているのかお聞きいたします。

○土木部長（原田文章君） 明神川のしゅんせつについてお答えいたします。

管理者である熊本県に確認しましたところ、令和3年2月にしゅんせつを発注し、梅雨前の完了予定と伺っております。ただし、しゅんせつを行うための土砂搬出先やその他の諸問題で、可能な範囲での施工量とも伺っております。市としましても、早期のしゅんせつ完了の要望を引き続き行いますとともに、熊本県と連携して搬出先の情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） どの程度になるのか量は分からないんでしょうけれども、来年しゅんせつに取り組んでいただけるということで安心いたしましたけれども、担当部署の方ではこれまでも県に対しまして、河川改修も含めてしゅんせつの要望をしていただいているのは、私も十分承知しております。今後も今まで同様、粘り強く県の方に要望活動をしていただきますようお願いしておきます。

次に、親水公園（旧大野川）のしゅんせつについてということでお聞きしたいと思いますが、ここは市の管轄ということで、大半をきれいにしていただいていると思いますが、一部ですね、久具橋周辺に葦がちょっと生い茂っている箇所があるかと思いますが、旧大野川の管理についてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○土木部長（原田文章君） 市が管理しますこの旧大野川につきましては、定期的なパトロールを行い、必要な時期にしゅんせつを行っております。昨年度も広域連合事務局事務所北側の金ヶ崎橋から、宇城警察署北側の取水堰までの中流域約150㍍を一部実施したところです。

今後も引き続き定期的な点検を行い、堆積状況を確認しながら緊急性の高い箇所は速やかに対処できるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

○9番（福永貴充君） この辺は水害の常襲地帯でもありますので、維持管理の方をよろしく願いしておきます。

次に、大きな2番の中学校部活動についてということでお聞きしたいと思います。本年9月、文部科学省より、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」というものが示されております。A4用紙で5枚ほどの内容でありまして、私も読みましたけれども、大きな方向性としましては分かりますけれども、具体的なことについてはこれからということになるのかなという思いで読ませていただきましたけれども、今回、広く多くの方に文科省が出した改革案を知っていただきたいという思いで質問に取り上げさせていただきました。

今回、文部科学省より示されました中学校部活動の改革方針につきまして、要点をまとめて改めて説明をお願いしたいと思いますし、また今回の改革案の中では、移行期間を令和5年度以降、段階的な地域移行を図ることが示されております。この段階的なのということがどの程度の期間を指しているのか、イメージしているのか分かりませんが、実質的に影響を受けてきますのは、現在の中学生ではなく、今の小学生世代になるのかなと思っておりますけど、今後詳しい情報が入ったり、宇城市としての何らかの方針が見えてくる、決まってきましたら、改革の影響を受けるだろうと思われまます学校や学年に対しまして、またあるいは各種のスポーツや文化関係の団体、今回、中学校では、スポーツだけではなく、文化も含めて全ての部活動ということが対象で改革方針を出されているようでありますので、そういったところに情報提供を積極的に行っていただきたいと思いますが、この点も含めて答弁をお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 部活動の改革についてお答えさせていただきます。

本年9月に文部科学省から、学校と地域が協働・融合した学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要というのが提示をされました。

その改革の方向性として3点ございます。

部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。2点目が、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。それから、

生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備する。この3点が示されました。そして、具体的な方策として、休日の部活動の段階的な地域移行、それと合理的で効率的な部活動の推進が提示されたところでございます。

国のスケジュールとしましては、議員からありましたとおり、休日の部活動の段階的な地域移行の全国展開が、令和5年度以降と示されております。今後、休日に生徒の指導等を行う地域人材の確保、それから費用負担の在り方、運営団体の確保等の課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校、こちらは各都道府県ごとに市と町2か所において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげるとしているところでございます。

また、合理的で効果的な部活動の推進の方策におきましても地域の実情を踏まえて、合同部活動やICT活用の推進、さらに地方大会の在り方に関する調査研究が実施されます。

教育委員会としましては、国や県の動向を踏まえながら、活動時間の適正化の推進や、地域スポーツ・文化環境の整備推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、県の方から、来年2月に担当者説明会を行うということでございますので、新たな情報が入り次第、各学校や関係機関には情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 大変分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。来年2月に県の方で説明会があるということですので、そこから県の考え方、具体的な姿が見えてくるのかなと思っておりますけど。今回の改革案の大きな柱の1つが、休日の部活動の地域移行ということになるかと思いますが、今回の文部科学省の方針の中で、最後の方に書かれてある文の一部をそのまま引用しますと、以上の方策を部活動改革のゴールではなく、マイルストーンであるということが述べられております。想像しますに、平日を含めた中学校部活動の完全な地域移行の第一歩が始まったということだろうなと思っておりますけれども、宇城市では、小学校の部活動の社会体育への移行を行いましたけれども、教育委員会としましても大変な御苦勞があったんじゃないかなと思っております。今後の中学校の部活動改革となりますと、小学校のとき以上の大きなインパクトがあるのではないかなと思っておりますけれども、先ほど申しましたけれども、情報が分かり次第、各学校、保護者あるいは各団体、そういったところに積極的な情報提供をよろしく願いしておきます。

続きまして、3番目の当尾の穴井手についてお聞きしたいと思います。といたしましても、おそらく見たことも聞いたこともないという方が大半ではないかと思いま

すけれども、ちょっと簡単に説明いたしますと、当尾小学校の南側に猫の迫ため池という大きなため池があります。現在、曲野南の一部そして久具、東松崎地区の重要な農業用水となっているため池ですけれども、水が流入する河川がありません。そのため江戸時代の後期と言われておりますが、当尾台地に500㍍ほどの地下水路を掘り、台地に降った雨や湧き水などをため池に現在も通水をしております。この地下水路を掘る工事の際、泥上げなどを目的としまして、堅穴が数か所掘られ、その一部が現在もそのままの状態が残っております。ただ、長い年月が経ちまして、木や竹が生い茂り、堅穴の側面も崩れかけております。この穴井手は現在も使われている農業用水である一方、貴重な土木遺産ということもありまして、宇城市の指定文化財に指定もされております。そのため地域の方々には、この維持管理について大変苦慮されておまして、この維持管理につきまして、宇城市としてはどのように考えておられるのかお聞かせください。

○**教育部長（吉田勝広君）** 当尾の穴井手は、19世紀に干拓が築造された際に、用水源である猫の迫ため池の取水面積が狭かったこと、また、台地に阻まれ水の流入がなかったため、台地の下に約500㍍のトンネルを掘削し通水をいたしております。

このトンネルの線状には、土揚げ・しゅんせつ用の穴が現在も残存しており、昭和34年に文化財に指定されております。文化財の指定箇所は2か所あります。そのうち、議員お尋ねの文化財、こちらの方には看板が設置しておりますけれども、堅穴1か所が市の所有、その他が個人の所有という形になっております。

なお、日頃の維持管理につきましては、地域住民の方それから所有者の方、水利関係の行政区の皆様にも、大変お世話になっているところでございます。

今回の御質問を受けまして、改めて現地の方を確認させていただいたところです。市所有である穴井手は、住宅が隣接しております。穴に向かって周辺土地が傾斜している朝顔形の形状であること。また、樹木が生い茂っていることから、安全面及び維持管理の必要性を認識いたしましたところでございます。

本文化財は、現役の農業用施設でもあることから、今後は経済部及び受益の行政区とも連携して、貴重な土木遺産である当尾の穴井手の適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○**9番（福永貴充君）** 維持管理に努めてまいりたいということですので嬉しく思います。各地区の役員の方々、そして近隣住民の方、すぐ近くのお住まいの方もいらっしゃると思いますので、そういった方々と連携をしながら、維持管理の方をよろしく願いいたします。

少々時間が残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○**議長（石川洋一君）** これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時37分

再開 午後1時40分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆様こんにちは。会派、公明党の河野正明でございます。本日最後の質問となりますが、最後までよろしく願いいたします。

はじめに、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。2番の金桁温泉についてと3番の空き家対策についての順番を入れ替えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ってまいります。中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進をしている河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約15,000の行政手続のうち、99.247%の手続きで押印を廃止できると明らかにいたしました。その約15,000手続きのうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、わずか1%未満の計111種類とのことであります。また河野大臣は、存続する相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明をされ、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるであろうとの見通しを示しました。さらに政府与党は、確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討をし、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わるほかの書類でも押印廃止の流れが加速化しています。これらを踏まえ、市長及び市当局に質問いたしますが、国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、我が市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのか等の判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 押印廃止ということでございます。国におきましては、新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、テレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進められております。

本市でも、行政手続の簡素化、市民の利便性向上を図るため、押印見直しの検討

及び調査を全庁的に本年10月16日より実施しております。

○14番（河野正明君） 本市でも、行政手続の簡素化、また市民の利便性向上を図るため、押印見直しの検討及び調査を全庁的に本年10月16日より実施されていらっしゃるということであれば、ここで再質問ですけれども、例えば国において、急ピッチで洗い出しをしているように、我が市においても現状押印を必要とする行政手続文書がいくつあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書がいくつ、また市単独で判断できるものがいくつ等というように、早急にリスト化をすべきだと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 調査の内容でございます。各部署において、現状の洗い出しを行いまして、押印を求めている様式について、押印省略が可能か、押印を必要とする場合はどういう手続のもので、法的根拠がどのようなものであるかを整理したところでございます。10月30日時点で、全体で約980件ございまして、このうち約620件については押印が省略可能であり、また、約360件については押印省略が不可能という調査結果となっております。押印省略が不可能な内容というのは、補助金関係、法的義務、契約等になっております。

引き続き、押印省略ができないか、法律改正があった場合は適宜見直していく等、詳細に検討したいと考えております。

○14番（河野正明君） 各部署において、現状の洗い出しを行っていらっしゃるということで、10月30日時点で、全体で約980件あって、このうち約620件については押印省略が可能であるということでありまして。また、約360件については押印省略が不可能という調査結果ということで答弁いただきました。引き続き、今後360件については、本当に押印省略できないかという法律改正があった場合は、適宜見直していくということでありまして、しっかりと詳細に検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。既に国の動きに合わせて準備を進めているのであれば、その取組状況についてお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 本市では、行政手続における押印廃止について、国の法改正や方針が出された場合にすぐに対応できるよう、ガイドライン（案）でございませけれども作成しております。

また、書面主義の廃止ということを進めておりまして、一例を申しますと、体育施設や公民館などの施設予約のオンライン化のためのシステムの導入につきまして、本年9月議会で補正予算を議決をいただき、来年4月の稼働開始に向けて現在進めております。その他の行政手続につきましても、国の動向を見ながら申請者側の負担軽減を踏まえ、オンライン化の検討を進めてまいります。

今後も、市民の利便性と行政の生産性向上を図るため、デジタル技術を活用し、スピード感をもって対応していきたいと考えております。

○14番（河野正明君） しっかりと説明していただきまして、大変理解ができました。宇城市としては、私自身の判断でありますけれども、他市に比べて本当に進んでいると思っております。今後も先ほどの360件については、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて、今後対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の空き家対策について質問をさせていただきます。少子高齢化と核家族化が進む中、子どもが親と同居せずに親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースであったり、また相続人が遠方に住んでいるなどの理由で、空き家が増え続けています。空き家が増加をすると景観の悪化、あるいは火災発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧されます。また、ごみの不法投棄であったり、悪臭の発生などで環境衛生面でも懸念をされます。

このような空き家問題に対して、各地域の状況に応じた対策が必要となっております。空き家問題は現在だけではなくて、人口減少が進む今後に向けてさらに深刻になっていくことが懸念をされていることから、空き家対策は多くの自治体で緊急性の高いテーマになっているということでございます。

そこで、小さい1番目ではありますが、本市における住宅を含む全建物の空き家の実態調査についてということで、本市における住宅を含む空き家について実態調査を行い、空き家の把握をしていらっしゃるかどうか伺いをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 本市におきましては、令和元年度に宇城市全域を対象として、空き家の実態調査を実施しております。ただし、全建物ではなくて住宅に限った調査ということになりましたので、店舗、集合住宅、公営住宅及び倉庫等につきましては調査対象外ということであったため、店舗等の建物に関しましては、空き家の特定・把握はできておりません。

調査の内容という点ですけれども、外観からの目視による調査を行い、空き家かどうかの判断に加えて、今回の調査に限った評定項目による点数表を作成しまして、住宅の不良の度合いを判定いたしまして、活用可能な空き家かどうかの調査を行っております。その結果ですけれども1,533棟の空き家が判明しております。そのうち、活用困難な空き家が677棟あることが判明しております。

○14番（河野正明君） 令和元年度に宇城市全域を対象として、空き家の実態調査を実施されたということで、結果として1,533棟の空き家があったと。大変多い数であると思います。そのうち、活用困難な空き家が677棟あったということが判明したということでもありますけれども、この活用困難な空き家の677棟も、大



変多いんじゃないかと私は思っております。

2番目の質問に入ります。全建物の空き家の特定と老朽、危険度の判定調査についてであります。令和元年度の調査において、活用困難な空き家が、ただいま話されました677棟判明したとのことでありますけれども、この中には危険な状態の空き家が含まれていると思われるこのような空き家について、活用可能かどうかとは別に、老朽度、危険度の判定基準等があれば御説明願いたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行によりまして、各自治体に立入調査の権限が付与されております。適正な管理が行われていない空き家の所有者に対しまして、修繕や撤去などの勧告、命令等が行えるようになっております。

しかし、管理が行われていない全ての空き家に対して、勧告、命令等を行うことはできない状況です。建物の傷み・老朽の状況、周辺への悪影響の度合い、危険度の切迫性など、危険度を総合的に判定して、放置することによって周辺環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれがある空き家を特定空家ということで認定をして、その特定空家に限り、勧告等を行うことができるようになっております。

特定空家の判定基準につきましては、各自治体で定めることになっておりますが、本市におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、平成30年12月に宇城市空家等対策計画を策定しております。その計画の中で、特定空家等の判定基準を定めております。なお、特定空家の判断につきましては、宇城市空家等対策協議会というのを組織してございまして、その中において、判定基準に基づく調査結果を参考にして判断することになっております。

○14番（河野正明君） 平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたということで、各自治体によっては立入調査の権限が付与されたわけがあります。そういった中で、やはり全ての空き家に対してではなくて、建物の傷み・老朽の状況、周辺への悪影響の度合いであったり、危険度の切迫性等、危険度を総合的に判定し、放置することによって周辺環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれがある家を特定空家として、その特定空家に限り、勧告等を行うことができるということですね。大変しっかり説明をいただきまして理解ができました。

それでは、次の質問に移ります。管理されていない空き家、特定空家についてお伺いをいたします。適正に管理されていない空き家が、特定空家となった場合、その所有者に対し、市からどのような措置を行うことができるのかお伺いをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 特定空家ということで判断された場合、市はその所有者に対しまして、宇城市空家等対策計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基

づきまして措置を行います。

詳細につきましては、まず、空家等対策協議会におきまして、地域住民へ与えている悪影響を改善し、かつ、所有者の負担が少ないと考えられる措置を検討して、その検討した措置の内容を講じるよう助言または指導を行います。その後、それでも改善が見られない場合は、相当な猶予期間を定めて、助言、指導の内容を講じるよう勧告を行うこととなります。

さらに、勧告を行っても改善が見られないような場合につきましては、特に必要と認められた場合は、相当な猶予期間を定めて勧告の措置を行うよう、今度は命令を出すこととなります。

最終的に、命令の措置が履行されないという場合、または履行しても十分でない場合には、行政代執行法の規定に基づきまして、行政代執行を行うこととなります。

○14番（河野正明君） しっかりと分かりやすい答弁をいただきまして、ありがとうございます。最終的に、命令の措置が履行されないとき、または履行しても十分でない場合には、行政代執行法の規定に基づき、行政代執行を行うということでありませぬ。そのようにならないような方向で、しっかりと今後また検討を、また後の質問でしますけれども、そういった方向でよろしくお願いをしたいと思います。

4番目の最後になります。老朽危険空き家等除却促進事業、そしてまた社会資本整備等総合交付金についてということで、特定空家となると、老朽化が進み危険な状態の空き家であると思われるため、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれもあります。早急な対応が必要でありますけれども、私も地元あたりでもそうですけれども、数件の相談を受けたことがありました。というのは、やはり解体をお願いするにも、経済的に厳しい方々もいらっしゃるということで、したくてもできないというような方もいらっしゃいます。そういった方は、最終的な場合は先ほど話されたとおり、行政代執行の規定に基づいて、執行する以外にないというような状況にある方もいらっしゃるわけですね。そういったことで、今回執行部に調べていただきました資料がございます。これは、熊本県下の自治体が社会資本整備等総合交付金を用いまして、空き家の解体に対する補助を行っている自治体が、熊本県下で12件あります。10市2町でありまして、その中で、財源が社会資本整備等総合交付金が主に用いられて補助を出しておられます。補助率が2分の1等々、そしてまた中には3分の2もございまして、大体言ったら50万円から60万円の補助ということで、現在10市2町がこの事業をされておられます。ということで、本日質問の大事な点でございますけれども、本市としては、どのようなそういった空き家対策に対してのお考えがあるか。よければ、こういった補助事業に対して積極的に進めていただきたいということで、お伺いをいたします。

○市長（守田憲史君） 本市としましても、空き家は増加傾向にあり、空き家対策は今後積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで、次年度から社会資本整備総合交付金等を活用し、危険な空き家の解体に係る補助金制度の新設について準備を進めているところです。

○14番（河野正明君） 次年度から社会資本整備総合交付金等を活用し、危険な空き家の解体に係る補助金制度の新設について準備を進めている、市長からの答弁をいただきました。市長の英断に対し、感謝を申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。最後の質問になります。金桁温泉についてということで質問をさせていただきます。コロナ禍での運営状況についてということで、オープンして4か月が過ぎましたが、コロナ禍の中で厳しい状況だと理解をしておりますが、来客状況の推移はどうなっているかお伺いをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） コロナ禍での運営状況についてお答えいたします。

コロナ感染の第1波が落ち着いた7月15日に落成式を行い、翌16日から開館しています。開業後4か月余りとなった11月23日までの入館者数は、合計4,974人、一日平均は約53人です。入館者の地域別としては、三角町が35%、ほか宇城市内が16%、宇城市外が49%となっております。

コロナ第2波が落ち着いた9月下旬からの秋の行楽シーズンでは、一日平均で60人を超えるようになり、9月21日の敬老の日には127人の入館者を迎えることができました。これは、当初計画の一日当たりの入館者数100人程度を超えるものです。

しかしながら、11月に入りコロナ第3波が到来し、今後ピークが訪れるとの報道などを聞き、その影響を注視している状況です。

○14番（河野正明君） 11月23日までの入館者数ということで、合計が4,974人、一日平均約53人であるということであります。入館者の地域別としては、三角町が35%、ほか宇城市内が16%、宇城市外が49%となっているということで、そのほかに9月下旬の行楽シーズンの時には、一日平均60人を超えるようになったという時もありましたし、9月21日の敬老の日には、127人の入館者があったということでありますね。この中でこの数字をしてみるならば、三角町が35%と一番大きい宇城市外が49%となっているというところが、これがどうも地域間交流施設温泉センターということで、地元の人が大いに使っていただけるよというふうなことでありますけれども、このところはちょっと腑に落ちないなと思うので、後ほどまた私も感想を述べさせていただきますけれども、それでは次の質問に入ります。

温泉入口の看板の対応についてでありますけれども、現在設置されている看板に

ついて、一部分かりづらいとの声を聞きました。今後改善する意向はあるのかということで、国道沿いの看板は今設置をしてあります。早く設置をしていただきましたことに対しては、感謝申し上げます。まだまだいろんな中の看板とかがありますし、その点に対してもお伺いをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 温泉入口の看板の対応についてお答えいたします。

現在、国道266号沿い、宇城広域連合南消防署三角分署の東側交差点付近に設置している下り線向けの看板は、より分かりやすくする対応を11月下旬に完了したところです。また、同所へ上り線向け看板を、令和3年度に新設する計画を進めております。

市道東港金桁線から市道金桁中河原線へ進入する交差点に設置している看板は、道路幅員が狭く大型看板への変更が難しいため、隣接土地所有者の協力を得て設置できればと計画しています。併せて、金桁温泉へ至る市道沿いへは、金桁地区の皆様の協力・理解を得た上で、のぼり旗等で誘導できればと考えております。

また、熊本県設置の観光案内標識に追加表示してもらえるよう、令和3年度に要望する計画をしております。

○14番（河野正明君） 国道266号沿いの入口のところは、話されましたとおり、11月下旬に設置をされたということで感謝申し上げます。金桁温泉に至る道沿いに対しては、入るところはやはりのぼり旗等が目立ちほしくないかなと私は思いますので、大いにそういったのぼり旗を立てていただければと思います。私も、何人から数人から、市外の方からお話を聞きますと、せっかく三角に来て金桁温泉に入ろうと思っても入口が分からなかったと、そういつて帰られた方もいらっしゃいますので、そういったことがないように、しっかり1人のお客さんも逃さないような、そういった執行部の方もしっかり今後よろしくお願い申し上げます。

3番目のアンケート調査についてでございますが、来館者の施設の利用後において、意見、要望等を把握する上で、私はアンケート等の調査をやった方がいいと思います。行っていないければ、今後どのような方法で行っていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○三角支所長（梅田徳久君） アンケート調査についてお答えします。

まず、入館者の感想や要望などの把握方法について現状を申し上げます。委託業者から提出されている日報報告書や、温泉施設休憩室に設置している交流ノートに記入されている内容により、把握している状況です。この把握した意見、要望などを参考に、できるものから順次改善を図っているところです。

今後は、多くの人の目に触れる交流ノートでは書きにくいこともあるかと思いますので、議員提案のように数多くの意見、要望をいただき、より良い施設となるよ

う、アンケート箱等の設置を行います。

- 14番（河野正明君） 分かりました。現在では、交流ノートを設置してあるということで、いろんなニーズであったり、いろんな意見がそのノートから収集できるということで、執行部としてもそういった対応をされているということで理解をいたしました。今後は、アンケート等を設置というのは絶対必要だと思います。やはり委託した業者の方々というのは、そのままお客さんのニーズとかそういったものは、支所には余り伝わらないと思うんですよ。ですから、我々議員に来るわけですね。それは私たちの仕事としていいです、議員として当たり前のことですから。その委託先の従業員の方々と支所が、今後しっかり連携を取って、やはり100人が目標ですから、100人を目指すような努力をお互いしていかなければいけないと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、4番目の質問を行います。今後の課題についてということで、入浴マナーの向上、そしてまた全体的なアピール方法、また第2源泉の利用（飲用）そういったものに対して、どのように考えていらっしゃるか、今後またどのように取り組まれるおつもりかお尋ねをいたします。

- 三角支所長（梅田徳久君） 今後の課題についてお答えいたします。

入館者・入浴者のマナーが正しくない人がいるとの声については、入浴マナーなどを記載した看板を他の温泉施設を参考に作成し、設置していきます。

金桁温泉の安定的な運営を図るためには、入館者の増加が必要です。そのためには、知名度の向上を図る必要もあります。その一例として、先般、放送作家小山薫堂さんの取材を受け、雑誌Penに掲載され、併せてWEB湯道百選に継続掲載されていることは、大きな効果があると考えております。今後も、テレビ等の取材に対して積極的に応じ、アピールするよう努めてまいります。

飲用の第2源泉の利用は、温泉施設から約400m離れた場所にあるため、難しい面もありますが、利用方法の研究も深めてまいります。

- 14番（河野正明君） 先ほど申しました三角そしてまた宇城市外のパーセントについてなんですけれども、地域間交流施設、温泉施設ということで、地元の方の要望によってこれは建てられたものと、私は確信をしております。地元の方々にも、これは原因としては私も分かりませんが、車が、足がないということかもしれませんし、コロナの影響で大変用心をされて、来ていらっしゃらない方もいらっしゃると思っておりますけれども、一概に来てください、来てくださいとコロナ禍の中では言えませんが、今後この数字が逆転するように持っていくのが本筋ではなかろうかと私は思っておりますので、市外の方々にもやはり大きくアピールをしていただいて、そしてまた地元の皆さん方にも今後しっかりコロナが終息した後に、本当に1

00人以上200人ぐらいになるようなそういった勢いで、やはり執行部と現場の従業員の方々、しっかりと連携を取りながら、お客さんのニーズをしっかりと取り入れて、源泉にしてもあそこは道幅を広げればどうかなという考えもあります。いろいろですね。あそこの源泉まで行って、軽トラか何かでいいと思います。タンクを積んで温泉施設まで持ってきて、そこで皆さん方が持って帰れる、飲んでいただけるようなそういった方法というか、しっかり考えていけばいいんじゃないかなかなと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時18分

第 3 号

1 2 月 3 日 (木)

## 令和2年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和2年12月3日（木）

午前10時00分 開議

### 1 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 一般質問                                       |
| 日程第2  | 承認第13号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）              |
| 日程第3  | 議案第84号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第4  | 議案第85号 | 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第5  | 議案第86号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）                      |
| 日程第6  | 議案第87号 | 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第7  | 議案第88号 | 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）               |
| 日程第8  | 議案第89号 | 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第9  | 議案第90号 | 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第10 | 議案第91号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第11 | 議案第92号 | 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）                  |
| 日程第12 | 議案第93号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）         |
| 日程第13 | 議案第94号 | 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）） |
| 日程第14 | 議案第95号 | 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）              |
| 日程第15 | 議案第96号 | 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）               |
| 日程第16 | 議案第97号 | 指定管理者の指定について                               |
| 日程第17 | 議案第98号 | 工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）            |
| 日程第18 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）                   |
| 日程第19 | 請願第1号  | 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の                  |



前進を求める請願

日程第20 請願第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書  
日程第21 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君
企 画 部 次 長 天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長 浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長 岩 井 智 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君

土木部次長	梅本正直君	上下水道局長	大塚和博君
教育部次長	豊住章君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	濱口博隆君	小川支所長	中村義宏君
豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	坂井明人君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	松川弘幸君
財政課長	木見田洋一君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております、議事日程記載の日程第17、議案第98号であります。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2番、永木誠君の発言を許します。

○2番（永木 誠君） 皆さん、おはようございます。2番、新志会の永木でございます。

早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告を申し上げておきました4点について、質問をさせていただきます。

まず1点目が、小川駅西側改札口について、（1）西側改札口の進捗状況についてお尋ねします。小川駅は、松橋駅と並び本市の玄関口であり、重要な交通拠点となっています。また、小川駅周辺は人口が減少傾向にある本市において、数少ない人口増加が見られる地域であり、より利便性を高め、宅地開発を促進させることが重要であると考えます。しかしながら、これまでは線路により東西が分断されているため、駅東側を中心に開発が進められてきました。近年、宇城氷川スマートインターチェンジの開通や線路を跨ぐ跨線橋の整備により、駅西側へのアクセスが飛躍的に向上し、駅西側の活用が期待される状況になっています。また、既に策定されている宇城市地域公共交通網形成計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、小川駅は本市南部拠点として期待されているところでもございます。こうした状況の中、小川駅西側では、コンビニエンスストアの開店や住宅地整備など、民間による開発が進んでいますが、市が進めている駅西側改札口とアクセス道路・駅前広場は、まだ工事が進んでおらず、完成後の形が見えない状況でございます。

そこで、まず（1）小川駅西側改札口のアクセス道路と駅前広場の工事の進捗状況についてお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 小川駅周辺につきましては、平成26年の宇城氷川スマートインターの開通、それから平成27年のJR鹿児島本線を跨ぐ県道竜北小川停車場線の跨線橋の開通によりまして、環境が大きく変わってきております。

また、来年4月に、大規模商業ビルがオープン予定の熊本駅まで電車で20分ということもあり、定住促進エリアとしての可能性が一層高まっております。

こういった中、平成30年には小川駅周辺整備基本構想を策定しました。利便性の高い、県央の新しい定住拠点づくりを目指したまちづくりを進めているところです。

駅西側の改札口につきましては、昨年7月からJR九州と協議を進め、今年5月に測量設計業務をコンサルタント業者に委託をしております。今月末には、設計が完了する予定となっております。

今後の予定についてですが、既に、図面等設計の概略が分かる資料はでき上がっておりますので、先月からJRと工事協定を締結するための協議に入っております。順調に進めば、来年3月に工事協定を締結し、その後、工事に着手し、令和4年3月に完成する予定となっております。

西側改札口を整備することによりまして、駅西側から小川駅を利用するために踏切を渡って東口にまわる必要がなくなります。ということで、駅西側地域の利便性は大きく向上いたします。その結果、子育て世代となる若い世帯の定住促進につながり、小川駅西エリアのブランド形成、魅力形成に資するものと考えております。

○**土木部長（原田文章君）** 小川駅西側改札口の開設に向けて、そのアクセス道路の工事進捗状況ですが、11月中旬より一部区間の道路造成に着手いたしております。

現在、着手しております区間は、市道川尻・宇土割線から駅の西側へ向けた延長120mのアクセス道路で、車道幅員2.75m、路肩7.5m、北側に2.5mの歩道を設けた全幅9.5mの規格で建設しており、令和3年3月末に完了の予定です。

来年度には、ロータリーの造成、排水路の蓋掛け、全体的なアスファルト舗装と区画線、転落防止柵などの安全施設の整備を行い、令和4年2月末の道路事業完了を予定しております。

○**2番（永木 誠君）** 小川駅周辺の活性化は、宇城市にとって重要なプロジェクトですので、西側改札口とアクセス道路・駅前広場の一日も早い完成を期待します。

それでは、（2）今後の計画について質問させていただきます。小川駅は御存じのとおり、熊本駅と八代駅の中間に位置し、宇城市内の駅では松橋駅に次いで利用者が多く、宇城市民だけでなく近隣の市民からの利用者も多く、今後の発展が期待できる駅となっています。

また、本年度から西側に、市道川尻・宇土割線からの進入路とロータリー、改札口が整備されるとのことですが、このことにより、駅の利便性がさらに向上し、西側の開発、発展が見込まれる重要な地域だと思います。

現在、東側には駐車場・駐輪場があり、多くの方が活用されているところです。駅の利便性を向上させ、定住人口の増加を図るためにも、東側と同様に駐車場・駐輪場が必要だと考えますが、（2）の今後の計画について、市のお考えをお尋ねし

ます。

○**土木部長（原田文章君）** 小川駅西側には、国道からも跨線橋を介し直接進入できることから、民間の開発も期待できると思います。宇城市のまちづくりの上でも重要な拠点であると考えております。

また、駅西側には駅に面した市有地もございますので、有効活用し、施設整備の検討をしていきたいと考えております。

○**2番（永木 誠君）** ただいま小川駅周辺整備の現在の進捗状況と今後の計画について御説明いただきましたが、小川駅周辺の活性化は、宇城市全体の将来を考えたときに非常に重要なプロジェクトでありますので、そこで、（3）小川駅周辺の構想について、市長の考えをお聞かせ願います。

○**市長（守田憲史君）** 小川駅は、松橋駅と並んで本市の都市核となる拠点です。また、宇城市の中で数少ない人口が増加している地域であり、持続的なまちづくりの実現のため、小川駅周辺の拠点性向上に向けた取組は重要と考えています。

そのため、現在整備中の西側改札口とアクセス道路に加え、水路・水道などの社会インフラ整備を進め、宅地開発や商業施設などの民間投資を促すことで、官民一体となった周辺整備につなげ、駅周辺の交流人口、定住人口の増加につながっていくものと期待しています。

○**2番（永木 誠君）** 駅西側の発展のため、西側改札口、アクセス道路などの整備を進めることで、民間投資を促し、駅周辺の交流人口、定住人口の増加につなげていく構想をお聞きし、心強く思います。宇城市の発展のため、小川駅周辺の整備を進め、魅力的な都市生活圏を形成することが重要だと思います。可能な限り早期に整備を進めていただくことをお願いして、小川駅西側改札口についての質問を終わります。

それでは、次の質問に入ります。大きな2番の小川町南新田交差点信号機について、（1）小川町南新田字江口488番地先の交差点信号機の要望について。まず、行政区からの交通安全要望はどのように進んでいるのか、進捗管理の有無をお尋ねします。

○**市民環境部長（杉浦正秀君）** 車両進入禁止・一時停止などの道路標識、横断歩道・進路変更禁止などの道路標示及び交通信号機は、道路交通法に基づき熊本県公安委員会が意思決定し、警察により設置されています。警察も道路を利用される方の要望は重視されていますが、個々の要望は限りがないため、整備を進めるには正式に地元の要望書が必要になります。

要望をされる場合には、地元の方の総意であることを確認するため、行政区長名で要望書を提出していただきます。

教育委員会が行います、通学路交通安全プログラムに基づいた学校などの関係機関が連携して行う安全点検の際に、改善策として出ましたものも、一旦行政区に要請し、同様に要望書を提出していただいています。

要望書を受け取りました後は、市で内容を確認し、本市の管轄である宇城警察署に進達をしているところでもあります。宇城警察署においては、さらに要望箇所車両の通行量や道路の形状、道路横断者の利用実態等を調査した上で、設置の必要性があるものを公安委員会へ上申されているとお聞きしています。

ここ数年の要望内容は、交通信号機の設置、横断歩道の標示が多いように見受けられます。また、進捗管理ですが、市が進達しました要望が全て公安委員会へ上申されるとは限りませんので、市では台帳を作成し、要望内容を管理しています。11月末現在、13案件あり、この掲載されている案件は、全て年度末に宇城警察署へ上申状況を照会しているところです。

○2番(永木 誠君) 再質問になりますが、小川町南新田字江口488番地先の交差点要望状況と、また併せて北小野出村線と県道八代鏡宇土線交差点の信号機設置の要望状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市民環境部長(杉浦正秀君) 小川町南新田交差点の要望状況ですが、11月2日に河江校区区長会長名で要望書が市に提出されております。現在、押しボタン式信号機が設置されていますが、交通量が多く、事故も多発していることから、一定の時間で信号が変わる定周期式に変更してほしい旨の内容でありました。既に、宇城警察署に進達しており、その後、署より、「信号機については交通量等の道路状況で必要性を判断している。当該箇所は交通量も増加傾向にあり、設置基準は満たしているものと考え」との回答を得ているところでございます。

また、県道八代鏡宇土線と市道北小野出村線の交差点においても、交通量増加による信号機設置の要望が、南出村区長名で提出されております。市より5月に進達していますが、こちらは宇城警察署で設置基準に照らし、必要性を点検されている状況であるようです。

○2番(永木 誠君) 最終的には、宇城警察署の判断となりますが、今要望が上がっている場所は大変事故が多発しておりますので、市の方も是非協力のほど、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入ります。大きな3番、小川仮設住宅の跡地利用について、(1)小川仮設住宅の解体予定について。仮設住宅で仮住まいをされていた市民の方々も、年内にはゼロになると聞いておりますが、これまで建設された住宅の活用と小川仮設住宅の解体予定についてお尋ねします。

○土木部長(原田文章君) 市内に建設した仮設住宅は176戸ありますが、生活の再

建が進み、現在は1人の方を残すのみとなりました。

仮設住宅を市で活用するためには、熊本県に対し全入居者退去後に所有者である熊本県に対して、譲受けを必要とする理由、物品の品名及び数量、引渡し希望日等を記載の上、申請する必要があり、手続きに約2か月程度かかりますので、年末に退去が完了すれば、来年初めには譲渡が完了する予定です。

これまでも、建物の有効活用を図るために御領、曲野長谷川、井尻の住宅41戸は、現地で一部補修の工事を行い、市の単独住宅として再利用しています。

当尾の譲渡は完了しておりますが、豊野、小川の仮設住宅は譲渡申請がこれからですので、建物を再利用する計画を策定して、県へ譲渡申請を行った後に解体工事に着手する予定です。

○2番（永木 誠君） 解体については、まだ先のことということで了解しました。

それでは（2）の今後の計画について質問いたします。解体後の小川仮設住宅跡地について、災害時の有効的な活用はもちろんのことですが、地元南出村区民は、健康づくりのためのランニング・ウォーキングコースやグラウンドゴルフが楽しめる広場としての整備を望んでいます。市は、どのような利用計画を持っているのか。また敷地内にあるみんなの家は、水道やトイレが設備されており、区民としては利用価値が高く、是非残してほしいと考えます。（2）今後の計画と（3）地元南出村区の要望等併せてお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 小川仮設住宅は、南出村の住宅地の一角にございまして、面積は約6,600平方メートルでございます。仮設住宅解体後の跡地利用計画ですが、ちょっと時期は未定ということになっておりますけど、防災広場としての活用を考えております。具体的に申し上げますと、災害時の車中避難の駐車場としての活用や、熊本地震のような甚大な災害が発生した場合には、再度仮設住宅の建設用地、支援物資や食料の配給所として、あるいは緊急車両等の駐車場や資機材置場など、防災拠点としての多様な活用ができることを想定しております。

南出村区民の要望でありますランニングコースなどの整備につきましては、将来的な課題として受け止め、現段階では地域住民の安心安全のための防災広場としての活用を考えております。

また、みんなの家につきましては、区民の要望としてしっかりと受け止めております。

○2番（永木 誠君） 地元の強い要望ですので、今後の計画に期待しますが、周りには施設園芸がありますので、除草の方も定期的に行っていただきますようお願い申し上げます。

最後に、大きい4番目の小川中学校建替え事業について質問いたします。去年は、

校舎や体育館などの耐力度調査が実施され、施設の著しい老朽化により早急な整備が必要なため、現在の敷地内に建て替えると判断されました。その後、建替えに向けて私も出席しました小川中学校建替え検討委員会が、昨年10月から今年1月にかけて計4回開催され、検討委員会の意見を踏まえて校舎などの建替えに伴う基本構想・基本計画が策定されました。この計画では、校舎・体育館等の施設全てをグラウンド南側に新築することになりました。今年度は、基本設計及び実施設計業務を発注されていますが、設計の進捗状況及び概要をお尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） まず最初に、計画及び設計の進捗状況からお答えをさせていただきます。

小川中学校建替えに伴う基本構想・基本計画につきましては、議員も御承知のとおり令和2年2月に策定をいたしました。この構想・計画では、施設整備基本方針を検討するにあたり、生徒や教職員だけでなく、保護者や地域をはじめとする学校関係者の意見を広く集約し、目指す学校像や施設整備の基本計画を策定いたしました。

基本計画におきましては、既存校舎の老朽化に伴う早急な建替えのためには、現在地での整備が最も適しており、現校舎を使用しながら工事区間とのゾーニングができるグラウンド南側に新築する案を採用いたしました。

基本構想・基本計画策定後は、基本設計を令和2年2月に発注し、学校と協議を重ね、本年9月に基本の設計が完了いたしております。現在は、実施設計に取り掛かっておりまして、来年3月に完了予定でございます。

次に、校舎配置等の設計概要について説明させていただきます。

建設予定地は、グラウンド南側の現在の部室部分から野球コートまで、敷地面積が約9,000平方メートルに教室棟や体育館などの学校施設を集中配置し、渡り廊下を無くした設計で考えております。

校舎がグラウンド南側に移転することにより、駐輪場からの距離が長くなりますので、駐輪場から新校舎をつなぐ階段を新たに設置する予定にしております。

また、小川中学校の長年の懸案事項でもございました駐車場不足につきましては、校舎周辺それから敷地の西側を駐車スペースにすることによりまして、270台程度の駐車スペースを確保しております。

それからグラウンドにつきましては、現在の校舎辺りにソフトボール・野球及びハンドボールコートを整備します。グラウンドの間には、250メートルトラック兼サッカーコートを計画いたしております。

平成31年3月の天井モルタルの剥離事故から1年8か月が経過いたしました。安心で安全な学校運営のため、早期の着手に向け取り組んでいるところでござい



す。

○2番(永木 誠君) ただいま教育部長から答弁がありましたように、建替えに伴う設計は順調に進んでいるようですが、小川中学校の施設は、年々老朽化が進んでいます。子どもたちや先生方は、生活の大半を老朽化した学校で過ごすことになり、一刻も早い新校舎の建設が必要と考えます。小川中学校の建替えにあたり、どのような学校にしたい、またどんな学校になってもらいたいなどがありましたら、市長の思いや考えをお尋ねします。

○市長(守田憲史君) 現在の小川中学校は、全面的な改修が行われないうまま、建設から約50年経過しました。

熊本地震被災前は、大規模改修を行う計画でしたが、これまで行いました調査によって、施設の著しい老朽化が明らかとなり、天井材落下など、安全面において、特に深刻な状況になっています。天井モルタルの剥離事故の対応が置き去りにされている状況です。

小川中学校のこれまでの課題であった、施設の老朽化への対応、生徒数の減少、バリアフリー化、ICT環境の充実、防災機能の導入等を考慮して、建替えを急がなければならないと考えております。

誰もが安全で安心して利用でき、生徒一人一人の成長を後押しできる学校の環境づくりに取り組んでまいります。

○2番(永木 誠君) 最後になりますが、基本構想の新施設を目指す学校像として示されている、生徒一人一人が自ら考え、判断・表現し、成長していける学校が早期に実現できることを要望し、時間は余りましたが、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(石川洋一君) これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長(石川洋一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番(三角隆史君) 皆さん、おはようございます。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。

我が国では、新型コロナウイルス感染拡大がなかなか収まりません。イギリスでは昨日ワクチンが承認され、来週から接種が始まるそうです。また、ドイツとアメ

リカでも、年内にでも接種が可能になるのではないかと報道されています。我が日本でも、今年度中に接種開始かという記事が、本日熊日新聞の方に出ておりました。早い段階で接種できるようになることを心より願います。できるだけ早いうちに平穏な社会に戻り、安心して日々が暮らせる世の中になりますよう祈るばかりです。また、第3波が到来し、ぎりぎりの状況で懸命な対応をされている医療従事者の皆様に、最大限の敬意を表したいと思います。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく1点だけ、宇城市の展望について質問させていただきます。宇城市は現在、他市町村と比較しても、かなり良い方向に進んでいることと思います。したがって、これを途切らせることなく前に進んでいかなければなりません。そういうことで、今回は宇城市の展望について質問をさせていただきます。

前回の議会において、宇城市立図書館及び美術館における指定管理者導入に向けての条例の一部改正が可決し、指定管理者による運営になることが決まりました。指定管理者もカルチャ・コンビニエンス・クラブに選定されたと聞いております。これを受けて、指定管理後、今まで図書館がやってきたことが大きく変わることがあるのか。ボランティア団体の活動について今までどおりの活動はできるのか。また、会計年度任用職員の方々の雇用は確保されるのかをお尋ねをします。

さらに、先日会派で、武雄図書館に視察に行ったのですが、蔵書数、学習スペースの多さに圧倒されました。そのあたりはどうなるのかお尋ねいたします。

また、美術館においては、地元の方々による作品の展示や、もう一方では一流作家による作品の展示、歴史的なコレクションの展示の予定はあるのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（吉田勝広君）** それでは、指定管理後の図書館、美術館の運営についてお答えをいたします。

まず、これまでの事業につきましては、指定管理移行後も継続して行い、加えて専門的なノウハウを持つ事業者の新たなアイデアを取り入れていきたいと考えております。現在、図書館や美術館のボランティア活動についても、今までと同様に維持できるよう、指定管理者募集時にそれぞれの仕様書に明記しておりますので、移行時の引継ぎを十分に行い、今後も継続して活動していただける環境や体制づくりを市としても提供してまいります。

指定管理候補者に選定されたカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社は、武雄市や延岡市で多くのイベントやサークル活動を行い、来館者を増やしております。本市への提案でも他の事例と同様に計画されていますので、市民活動の広がりを期待いたしております。

また、移行後の会計年度任用職員の雇用についても、募集時に明記をいたしておりますため、優先的な継続雇用や各館への配置体制についても十分協議を行い、スムーズな移行につながるよう進めていきます。

指定管理の目的は、図書館・美術館での学びの機会の充実や、生涯学習としての文化収集・普及はもちろんのこと、コミュニケーションの場としての活用ですが、近年は、まちづくりの拠点としての役割も期待されております。地域における図書館の役割が変化している今日、幅広い世代での利用や、交流の場としてにぎわいのある公共施設の実現のため、誰もが利用しやすい、居心地よく滞在できる図書館を目指してまいります。そのため、中央図書館の開館時間を午前9時から午後9時まで延長し、365日オープンの中無休としているところでございます。

館内のレイアウト等についても、施設の中規模改修に併せて改修を予定しています。指定管理候補者の提案の段階ではございますが、高架書庫により棚の収納力を高め、座席を多く配置し、本に囲まれた居心地の良い空間の提供を行います。入口にカフェを配置してにぎわいの創出、奥に行くほど静かな空間をつくり、Wi-Fiと電源を確保した集中できる学習スペースを設置し、座席も多く配置する計画でございます。

蔵書につきましては、書架を増やすことから蔵書の購入数を増やし充実を図ります。特に、子ども向けを充実させるため、熊本地震で被災者に提供した集会所みんなの家を不知火文化プラザ敷地内に移築・改装し、親子で参加できるイベント会場としての活用を考えております。

最後に、美術館の地元の作家や歴史的なコレクションの展示につきましては、基本的には今までに行ってきた企画展・展示会等をベースとして、年に数回の新たな展示会や企画、講座などを取り入れ、市民一人一人がアートと関わり、楽しむことができる美術館へつながる事業展開を考えています。

展示スペースにつきましても、壁面の貼り替えや、アトリエを展示スペースと融合できる仕様とすることで、大規模な創作活動への対応も計画していきます。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、京都の京セラ美術館でミュージアムショップを、東京銀座の商業施設GINZA・SIXではアートギャラリーを営んでおりますので、それらの施設との提携等も今後検討してまいります。

- 4番（三角隆史君） 年中無休、午前9時から午後9時までの開館時間、カフェの併設等、とても利用しやすく、宇城市の文化発信の拠点になることは言うまでもありません。交流人口の増加はもとより、移住・定住を考える方も出てくると思います。市長もこの図書館・美術館については相当な期待をされていると思いますが、市長の思いを聞かせてください。

○市長（守田憲史君） 生まれ変わる図書館・美術館の運営候補者は、武雄図書館でも指定管理運営を行っているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社です。この関連会社が蔦屋書店であります。

武雄市では年間100万人近くが来館し、市のシンボリックな役割を担っており、若い世代にも大変人気がある施設です。図書館は午前9時から午後9時まで、365日開館です。

本市としても文化振興の拠点としてはもちろんのこと、カフェも併設した魅力ある施設にリニューアルを予定しており、まちづくりの拠点として、図書館・美術館が起爆剤になり交流人口が増加し、周辺の施設を含め魅力を発信することで、定住にもつながっていくことを大きく期待するところです。

○4番（三角隆史君） 地理的にも4方向からアクセス可能であり、非常に便利な場所にあります。したがって、駐車場や駐輪場の整備も今後必要になってくることが予想されます。この図書館・美術館がより多くの方々に親しまれるためにも、また働く側にとっても利用する側にとっても有意義であり、魅力的な施設になることを願ひ、次の質問に移ります。

先日の視察において、武雄とともに嬉野にも行ってまいりました。嬉野には嬉野茶、嬉野温泉、備前吉田焼という3つの貴重な文化が根付いています。その3つの文化が融合し、IT企業によって嬉野ブランドが発信されています。嬉野温泉において中心的な存在であります、和多屋別荘においてもなかなか利用されることのない客室、いわゆるデッドスペースにそのIT企業を誘致し、嬉野の情報発信をしています。家賃の4分の3を県と市の補助金で賄っております。このIT企業と和多屋別荘の社長で嬉野ブランドの魅力発信が巧みに行われております。したがって、嬉野にはこのコロナ後、たくさんの観光客が訪れることになることが十分に予想されます。この嬉野の事例と同じことをしようとしても、なかなか厳しいことは分かっているのですが、宇城市においても物産、歴史、文化、観光において、決して嬉野に劣っていないと思います。農業、商業、観光、行政等、この横軸がどう連携し、どう魅力づくりに挑むか、その魅力をどう発信するかにかかっているのではないかと思います。こういった魅力の発信についてどう考えているかお尋ねいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、観光情報の発信につきましてお答えいたします。

これまで、市ホームページでの情報公開やパンフレットの配布などを行ってきました。しかし、消費者行動の変化に対応していく必要がありました。そこで、平成31年3月より地域おこし協力隊を採用し、新たな情報発信をスタートさせました。そして現在、特に力を注いでいますのはSNSの活用です。Facebookやインスタグラムを中心に、柔軟かつリアルタイムな情報提供に努めています。

また、市の隠れた観光スポットに光を当てて紹介した動画うきトリップは好評であり、本年4月23日にYouTubeで公開し、11月25日現在で3,045回再生されています。参考までに、昨年2月20日公開されたウキニスムのロングバージョンは3,207回であることから、PR効果は大きいと考えています。また、アクセスは海外からは32%という実績から、宇城市の外国人観光客の誘致にも一翼を担っています。

現在は、第2弾として伝統工芸バージョンの作成に取り組んでいるところです。

このように、情報を単に発しているだけではなく、閲覧実績から、ターゲット層や地域、訪問時間帯、サイトへの滞在時間、検索キーワード等の分析も行っており、内容の見直しを図りながらニーズにあった情報発信に努めています。

**○4番（三角隆史君）** 情報発信は、やり方次第であると思います。非常におもしろく有益なものであれば、何万人、何十万人という方が見たり聞いたりしてくれます。ということは、それだけの方が宇城市に興味を示していただいているということです。行政とIT企業と地元の方の連携で、いろんな可能性を生み出せます。今、日本の株式市場はにぎわいを見せています。投資家は、コロナ後を見据えて投資をしていると耳にします。コロナ感染拡大の対策ももちろん大切ですが、一方でコロナ後を見据えた動きも重要になってくるのではないのでしょうか。宇城市をもっと全国に知っていただく、これだけの優れた農産物を抱える宇城市をもっともっと知っていただくために、情報発信は質を上げてやっていくべきだと思います。今後、こういった情報発信について、市はどうお考えになっているのでしょうか。

**○企画部長（中村誠一君）** 本市のプロモーションとして現在取り組んでいるものとして、企画部の方で行っております、定住魅力発信事業（シティプロモーション）があります。この事業につきましては、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を受けまして、平成30年度から取り組んでおります。今年で3年目になります。

これまでの主な取組は、平成30年度に、ウキニスムの動画とパンフレットの作成、移住・定住WEBサイトの構築、令和元年度につきましてはTKUの朝の情報番組へのウキニスムの動画の放映や、イベントとして10月に実施されたTKUの日への出展などを行いました。また、TKUの情報番組かたらんねに守田市長が出演され、宇城地域の特産品の紹介や教育のまちのPRを行っていただきました。

今年度につきましても、守田市長のテレビ番組への出演のほか、児童館の閉鎖に伴い用途がなくなったピアノを活用したストリートピアノを設置し、有名人による演奏イベントの開催、それからインターネットでの教育・子育て環境の魅力配信などを行っております。

今後につきましても、議員おっしゃる全国をターゲットにしたプロモーションの

在り方については、他自治体の事例も参考にしながら、宇城市の交通アクセス、生活環境、食、子育てや教育など、様々な分野の魅力を効果的に発信し、イメージ向上につながるようなプロモーションとなるよう、調査研究を進めてまいります。

○4番（三角隆史君） 情報発信の工夫という観点で質問いたしましたが、宇城市においてそういった企業を育成するという選択肢もあります。YouTube、ツイッター、Facebook、LINE、インスタグラムなど、こういったSNSも情報発信においてばかになりません。どんどん利用すべきだと思います。宇城市にとって有意義な情報発信を止めることなく、工夫を加えて発信していただくことで、宇城市に興味を持っていただく方が1人でも多くなることを願います。

また、今後図書館・美術館に指定管理者として蔦屋が入り、宇城市に新しい風を吹き込んでくれます。こういった新しい流れを止めることなく、情報発信においても宇城市の魅力を全国各地、たくさんの方々に届けていただき、たくさんの方々が宇城市に興味を持ち、来ていただくことを期待します。人の良さ、ものの良さ、場所の良さを活かすことができるのが宇城市です。

次の質問に移ります。熊本においてもプロスポーツが盛んになってきております。サッカーはロアッソ熊本、バスケットは熊本ヴォルターズ、そして今年、プロ野球チーム火の国サラマンダーズが産声を上げました。スポーツを愛する子どもたちにとっては、とてもよい目標ができ、選択肢の幅も広がっていきます。そしてスポーツの基本となるのが走るということです。走るだけを楽しむ方も、かなりの勢いで増えております。こういった方々の意欲を高めてくれ、競技力を高めてくれるのがそれに伴う施設であります。野球場、サッカー場、バスケットボールアリーナ、陸上競技場等、いわゆる総合運動公園です。建設には、多額の予算が掛かるのは承知しております。今すぐ造ってくれとは言いません。しかし、国のこういった助成、補助金を受けられるか調査する必要があるとも思います。長い目で前向きな検討を願うばかりです。九州を見ても、熊本県内を見ても、地理的優位性のある宇城市に建設することは、多大なメリットがあります。大野川リバーサイドロードが完成すれば、渋滞を気にすることもなくなるでしょう。スポーツをしに宇城市に来ていただき、たくさんの感動を落としていただく。スポーツを観戦しに宇城市に来ていただき、たくさんの感動を持ち帰っていただく。宇城市には、こういった役割も果たすことができます。もちろん経済的なメリットもかなりあると思います。また、宇城市からは平岡教育長をはじめ、元サッカー日本代表の巻誠一郎さんなどのたくさんの優れたスポーツ選手を輩出しております。2021年正月の箱根駅伝、これに学連選抜のメンバーに松橋中学校出身、九州学院出身の現在立教大学1年生の中山凜斗君が選ばれました。宇城市には、こういったスポーツを育む土壌があります。

場所を活かす、人を活かす環境が整っているのです。しかし、ここで私がどう訴えても地域の盛り上がりなしにできるものではありません。まずは、地元から盛り上がるのが最優先課題だと考えます。

そこで、地域スポーツの振興に対して、宇城市の今後の展望をお尋ねいたします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 一人一人の市民の皆様が、健康で明るく活力ある生活を送るため、スポーツや運動の目的やその内容も多様化し、行政やスポーツ団体に求められる内容も変化してきております。

このような状況の中で、市では、地域のスポーツ、子どものスポーツ、競技スポーツなどの振興施策をより計画的に推進することにより、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、自らスポーツに親しみ、実践し、生涯にわたり心身共に健康で豊かな生活を営むことができるようにと考えています。

現状におきましては、生涯スポーツを楽しむ環境づくりや、指導者の育成といった課題、現在開催しているスポーツ大会や教室などの改善・充実が必要な状況であります。

したがって、今後は、市が委託している事業も含めまして、市の特性を活かしながら、市民のニーズに沿った企画の導入や事業内容の変更を行い、多くの皆さんが参加できるスポーツイベントを開催し、ひいては、地域のコミュニティの活性化につながればと考えております。

そのため、本年度、無作為で抽出した20歳以上の市民1,500人の方を対象に、スポーツに対するアンケート調査を実施しております。現在、集計作業を行っているところです。

まずは、市民の皆様がどのようなことを求めているのか課題を抽出しまして、今後のスポーツ振興に役立てたいと思っております。

○**4番（三角隆史君）** 私は、スポーツを通じた人間づくり夢づくり、スポーツを通じた交流または信頼関係の構築、スポーツを通して身も心も成長していくことが、人生をより充実したものにさせてくれるものと信じております。

そこで、サッカーを通して自分自身も成長され、またたくさんの選手を立派に育て上げられております教育長に、スポーツが持つ夢や希望の実現に向けたビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいま議員がおっしゃったことに、ほとんど同感をしているところですが、スポーツという中身には5者、ここで言う5者というのは、子どもそして親、学校、地域、行政、これを5者といいます。これを結び付ける非常に大きな媒体の1つであり、社会を変える大きなエネルギーを持っていると考えております。

本市におきましても、市民一人一人がスポーツに親しみ、実践することで、生涯にわたり心身共に健康で豊かな市民生活を送りながら、活力ある社会生活を構築するために、スポーツの振興の推進を進めてまいりたいと考えております。これは基本です。

また、スポーツを通して、顔の見える関係を地域につくり出しながら、体育協会をはじめとする団体や、総合型地域スポーツクラブなどとの連携を強化し、情報共有の質を高めながら、これまで以上にスポーツ文化の充実を図っていきたいと考えております。

さらに、スポーツを通しての夢や希望の実現に向けて、トップアスリートや名監督による講演会、そういった講習会等を開催することによって、そこに参加した人たちが、本物を見て、本気になって、そして本物に変わっていく、そういった流れを子どもたちに実感させ、人間力を育みたいと考えております。そして、その子どもたちを支える指導者、そして保護者の皆さんの育成にもつなげていくという具体的な試みを考えております。

この取組は、コロナ禍の中ではありますけれども、来年の2月後半に、青山学院大学駅伝部の監督原君を呼んで、まず実現させたいというふうに今進めているところです。

○4番（三角隆史君） 青山学院大学の原監督の講演、非常に楽しみにしております。現在、熊日新聞に連載されております教育長の記事は、毎日拝見させていただいております。私は、議員の仕事とは、相手の欲しいところにパスを出すことだと学ばせていただきました。また、記事の表題であります教育長の座右の銘であります「我以外皆我師」という言葉は、自分が生きていく上で、とても重要なフレーズになることだと身にしみました。今後の記事も興味深く見させていただきます。

次に移ります。三角港の立ち位置が非常に分からなくなってきました。現在は、もはや魚釣りのメッカとなって、休日などは、たくさんの人には恵まれています。落ちるのはごみばかりの現状です。以前、県議会においても観光港の位置付けがあったと記憶していますが、一体観光港とはどんな役割の港なのでしょう。観光港として役割を果たしているのでしょうか。私は、このまま三角港に対して何の指針も示さなければ、町自体が衰退の一途をたどるのが目に見えて、地元の人間として悲しくてしょうがありません。三角港自体は県の所有で、宇城市において手の出しようがないかもしれませんが、何らかの役割のある港にさせていただかないと、このままでは立ちいかなくなるのは目に見えています。どうか県と交渉してほしいのですが、どうお考えでしょうか。

○企画部長（中村誠一君） 三角東港につきましては、明治32年のJR三角線開通以



来、県の重要港湾として長い間繁栄してまいりました。天草五橋の開通や八代港の貿易港指定、それから熊本新港の開港などによりまして、相対的に役割が低下しております。平成18年には、三角島原フェリーの航路が廃止されるという経過もたどっております。

平成25年には、国際埠頭に1万トンの船舶が停泊可能な水深10メートルの岸壁が完成いたしました。現在、貨物輸送の主流となったコンテナ貨物の積み下ろしに対応した整備がなされておらず、八代港、熊本港とは、年間取扱貨物量において大きな差が生じている状況です。

こういった中、県では、三角東港を宇城・天草地域の物流拠点としての機能だけでなく、人の流れの拠点港、いわゆる観光港として位置付けておられます。平成28年には、三角駅と三角港栈橋をつなぐ屋根付き歩道であるキャノピーの設置など、東港広場が一体的に整備されたところでもあります。

市といたしましても、三角港は交通の要衝であることから、観光拠点として重要な役割を担っていると考えております。ポートセールスの取組によるにっぽん丸などのクルーズ船の寄港を促すとともに、三角港を管理する県に対しまして、市長会を通じまして、東港地区については重要港湾としての機能強化、それから観光拠点として重要な役割を担う西港地区については、世界文化遺産のバッファゾーンとして適切な保全を図りつつ、緑地整備の早期完成の2つを要望しているところです。

引き続き、こうした活動を通じて、西港・東港の魅力をアピールしながら、県に対しましては、観光港としての整備促進を要望してまいります。

○4番（三角隆史君） お荷物の港になるのか、無くてはならない不可欠な港になるのか、今過渡期に来ているのは間違いありません。いつまでも県の漁業取締船や海上保安部がいてくれるとも限りません。港として利用価値が低下していけば、撤退ということも十分考えられます。しかし、この三角港に何らかの役割を与えていただければ、それに伴う動きができ、周辺に活気をもたらせる計画が立てられるのです。具体的に言わせていただくと、佐世保海上自衛隊の寄港地、内航海運船員学校の誘致、また病院船の停泊港など、三角港ができる役割はいろいろ考えられます。

議長のお許しをいただきまして、皆様のお手元に、熊本県の内航海運業者のチラシを配らせていただいております。熊本県内には、宇城市も含めまして130もの業者が存在しています。1業者で4、5隻船を所有されているところもあります。ほぼ約8割が上天草市にありますが、上天草市には三角みたいな大きな港はありません。また、内航海運業者も従業員の高齢化、人手不足に悩まされております。ちなみに内航海運業者というのは、日本国内の港を駆け巡り、必要な港に荷物を運ぶ船を所有している方たちのことです。日本の物流を根本から支えているのが内航海

運業者であります。上天草市の堀江市長は、内航海運を上天草市の基幹産業だとおっしゃっておいりました。要するに、この三角港の存在は上天草市の方々にとっても、非常に重要な港であることは明確であります。ということは、三角港の在り方ひとつで、上天草市にも多大な影響を及ぼすということにもなります。もっともっと広域的に三角港の在り方を考え、しかるべき役割をこの三角港に与えていただきたいと思います。

世界遺産三角西港におきましても、明治館が改修中ではありますが、民間活用も含めまして、今後観光地として何ができるか明確なビジョンを作成する必要があると思います。ツインフラット跡地の整備、遊歩道整備も、そろそろ始まるのではないかと聞いております。駐車場が確保されると三角西港はいろんなイベントができます。今後の三角西港が宇城市の玄関口として、また観光地としてにぎわうことを願い、また三角東港が明確な役割を与えていただくことを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時12分  
再開 午前11時25分  
-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、高本敬義君の発言を許します。

○7番（高本敬義君） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、高本です。最後の一般質問です。よろしくお願いします。

早速ですが、通告に従って一般質問を行いたいと思います。1点目ですけれども、子育て支援環境整備基本構想についてということでお伺いをいたします。今年度の一般会計当初予算で、企画部所管のこの基本構想策定委託料1千万円が計上されておりました。この基本構想策定の趣旨やその執行体制、策定後の活用などを伺っていききたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 本市では、人口減少の抑制を目指し、移住・定住を促進するためシティプロモーションを行っております。子育て中であつたり、これから子育てをしていく若い世代に選ばれるまちづくりを進めるとともに、定住に結び付く可能性の高い関係人口の増加、市外の方に宇城市のファンになってもらうための取組を進めているところです。

その取組の1つである、昨年10月に桜町で開催されたTKUの日に出展した、

シティプロモーションのブースにおきまして、アンケート調査を実施しております。20代、30代を中心に、子育て支援を求める声が多くありました。

御質問の整備基本構想につきましては、こうした声を受けて、若い世代に宇城市のファンになってもらうことを目的とするものです。そのためには、まず、宇城市に来てもらって、宇城市の良さを知ってもらって、リピーターになってもらうことが必要であることから、例えば、子どもが伸び伸びと遊べる公園やキャンプ場のようなハード整備を行うということで、交流人口・関係人口を創出し、子育て世代を呼び込もうという目的で計画をしたものです。

この整備基本構想にあたっては、健康福祉部、教育部、土木部、経済部など、関連する部署も多いということから、庁内横断的に協議する必要があるということから、今回企画部の方で基本構想をまとめることとしたものです。

しかしながら、新型コロナウイルスの発生によりまして、感染予防対策や経済対策に大幅な財政需要が生じている状況や、アフターコロナを見据えて新しい生活様式に沿った施設とするために、大幅な仕様変更が見込まれておりますが、現状ではその方向性が明確でないということから、執行を保留している状況です。

今後の取扱いにつきましては、新型コロナウイルスの動向や社会情勢の変化などを踏まえ、取組を進める予定としております。

**○7番（高本敬義君）** 総括的に答弁をいただきました。後段の方で予算執行を保留しているということでありませぬけれども、その理由として、1つにはコロナ対策による財政需要、2つにはアフターコロナを見据えた新しい生活様式に沿った施設等の仕様の変化とされましたけれども、これらは基本構想が策定しないと見えてこない部分もあるのかなというふうには感じています。それからすると、少しうがった言い方ですが、既に青写真のものが所管の方ではあるんではないかという、気を巡らせてしまうところでもあります。

そこで、再質問です。コロナの動向、非常に先が見えにくい状況でありますけれども、コロナの動向がどのようになったら、また社会情勢がどのようになったら取組を始めようと思われているのか。今年度は中止なのか、来年度に繰り越すのか、来年度また新たに予算を立てて取組されるのか。事業によってはハード事業とかこういう基本計画等も、この一般質問の中でもいろいろ出てきたように、取組が進められているものもありますので、そこら付近をお伺いします。

**○企画部長（中村誠一君）** 今質問にありました青写真というものは、現在はございません。あくまでも基本構想の中でということ考えておりました。

それから、コロナの状況がどうなったらということですが、仮の話ということで、現在はコロナの状況を見て予算の執行を繰り越すか、来年度にまた予算を

立てるのか、まだその辺は決まっておられません。ただ、この問題につきましては、子育て世代の重要な施策ということで、ハード整備を考えております。そういったことで、今後も引き続き関係部署と協議して進めてまいりたいということで考えております。

○7番（高本敬義君） 以前、子育て支援とかそういった関連の一般質問をする折にも申し上げてきたんですが、宇城市は、身近な公園というか、そういうのが少ないまちだと思っています。そういう子育て世代の方々は、公園を求めているらしいです。withコロナというこういう時代だからこそ、子どもだけでなく、広く市民みんなが集い、楽しみ、和むような、そんな公園が私も必要だと思っていますので、現段階では未定の構想ではありますが、積極的な対応を要望しておきたいと思えます。

次の質問に移ります。2点目の質問です。公園整備についてということで、今の質問で市民は公園を求めていると申しました。先ほどの答弁の中にもありましたが、執行部の方もこの人口減少の中にあつて、関係人口の増加を図ったり、またアンケート等に応えていくと、そういう意味でも公園整備の必要性を感じておられると受け取ったところです。

そこで、まずこの公園整備については、（3）の公園整備の方針、考え方、こちらからお尋ねをしたいと思えます。

○土木部長（原田文章君） 今後の公園整備についてお答えいたします。

公園は市民の活動の場、憩いの場の形成、良好な景観の形成、防災性の向上など様々な効果があり、豊かな地域づくり・地域のにぎわいの創出や活性化に欠かせない施設でありますので、公園の新設を含め更新や適正配置を行い、施設の有効活用を図っていく予定です。

市が管理する公園は2種類あります。まず、都市計画区域内にあります都市公園についてですが、面積では、国の示す面積基準値を満たしておりますが、市立公園の見直し等や昨年度策定した長寿命化計画に基づき、国の補助を活用した遊具等の適切な維持管理や更新を実施し、長寿命化を図るよう努めます。

次に、市立公園は、補助財源もないことから新たな手法による公園管理、整備の在り方について検討していきます。

具体的には、民間による維持管理手法の確立の検討を進め、さらに、公園をより身近に感じていただき、自由な利用ができるように利用者が限定されるような公園については、地区移管を含め検討していきます。

○7番（高本敬義君） 後段の方で、公園の管理を財政的な理由かもしれませんが、地区移管するというそういう手法も考えを持っておられるようでありますけども、現

状各地区はいずれの地区も一緒だと思うんですが、高齢化で土地は放棄され荒れて、家屋は空き家、田舎の行政区では公役がありますが、公役も参加者がじりじりと減少する、そういった地区の状況であります。そこにまた公園管理を移管するというのはいかなものだろうかと感じたところです。もっと検討の余地があるというふうに考えます。再度検討されることをお願いして、質問の（１）に移りたいと思います。

公園内のトイレが老朽化等により解体、廃止の方向で進められているように聞いておりますけれども、その状況をお伺いしたいと思います。

○**土木部長（原田文章君）** 先ほども申しましたけど、市内には都市公園と市立公園がございます。地区別には、都市公園が、松橋４、不知火２、小川３の９か所、市立公園は、三角５、不知火２１、松橋１２、小川１２、豊野３の５３か所で、管理する公園の合計は６２か所です。

この中で、トイレがある公園は２９か所ありますが、現状調査を行ったところ、ほとんどのトイレが建築後２０年以上を経過しており、修理・更新が必要な時期となっていましたので、建物の目視やくみ取りの回数等で、危険度や利用の実態を推計しております。

また、更新には多大な費用が掛かりますので、調査結果や地域の状況を踏まえ利用頻度が少ない、不衛生な状態にある、耐震性がなく危険な状態等のトイレについては更新せず廃止としておりますが、具体的には、更新・廃止計画はまだ作成していない状況でございます。

○**７番（高本敬義君）** 今の御説明で、現状は理解できるところではあるんですが、調査・精査の結果、トイレが解体され、また廃止される公園は、公園そのものが廃止されるのではないかという、そういう心配する声もあります。そういう方針なのでしょうか、伺います。これは質問の（２）です。具体的に言いますと、萩尾溜池公園にも古いトイレがありますが、その関係で廃止するということになっていくのでしょうか。お伺いをします。

○**土木部長（原田文章君）** 公園のトイレの解体、廃止につきましては、建物の危険度や利用状況で判断しており、トイレを解体したので公園も廃止するというような方針ではございません。

しかし、公園管理を地元やシルバー人材センターへ委託してきましたが、受託する団体の高齢化等により、一部では受託ができなくなり維持管理費の増大が課題となっていますので、利用者が極めて限定されていたり、管理者が複数ある公園については整理統合を行っていきたいと考えております。

議員御質問の萩尾溜池公園のトイレについてですが、くみ取り式であり、利用を

敬遠され利用が少ないこと。また、耐震性もなく、現行法の基準にも適合していないことなどから解体を予定しています。解体後どうするのかについては、再整備の費用が高額になることが見込まれますが、利用状況の再確認のため、解体後、直ちに廃止はせずに仮設トイレを設置したいと考えております。

現在のくみ取り式で利用しづらい状況よりは改善しますので、まずは仮設トイレで対応し、そうした状況を見極めながら再整備の必要性を判断してまいります。

○7番（高本敬義君） 公園整備にあたっては、執行部の方も先ほども答弁でありましたが、公園というのは市民の憩いの場でもあり、防災機能も兼ね備えるし、豊かなまちづくり、地域づくりには欠かせないという認識を示されたと思います。私もそのとおりに感じております。

余談ですが、9月の定例会では、小川の平原公園の駐車場の一角を、従来、賃借していたものを新たに購入する補正予算320万円が可決されました。由緒ある公園という理由もあるかもしれませんが、ほかの市民公園も大事にしたい心、気持ちは同じだと思います。一定の財政的な市の負担は必要となるかもしれませんが、市民に寄り添った公園整備を進めることがまちづくりの一端になると感じますので、要望をしておきたいと思います。

次の質問に移ります。3点目、道路行政についてです。国道218号松橋インターチェンジから豊野方面に500メートル行った付近が、萩尾交差点と言われるところがありますが、ここから熊本市の城南町方面に、国道266号方面に抜ける、そこら付近の県道の改良が済んでいないところが、今回の質問する場所です。交通量も非常に多く、国道3号とか国道266号にもつながっていますし、城南町と小川町の間をバイパス的に速いスピードで往来する車も多く、朝夕は、中学生の自転車、小学生の歩いての登校、いつも事故が起きはしないかという心配をしている状況であります。地元行政区の要望もこれまでに何度か挙げられてきておりましたが、市の現状認識はいかかなもののでしょうか。また、県への要望などどのようになされているのかお伺いをします。

○土木部長（原田文章君） 県道313号松橋インター線は、国道266号との交点を起点、国道218号との交点を終点とする延長3.2キロの一般県道です。

松橋インターチェンジや国道3号など、幹線道路とのアクセスがよく、周囲に工業団地が集積していることから、大型車両の通行や通勤する車の通りが多い道路となっております。

そのため県道の大部分は、歩道が整備された片側一車線の2車線道路として整備されておりますが、国道218号の北側、萩尾の集落を通る約270メートルの区間は、歩道が整備されておられません。小中学校の通学路としても利用されている区間です

ので、現状のままでは交通の危険性が高いと認識しております。

また、歩道未整備区間の一部については、地元から沿線地域の冠水対策として横断暗きよの機能向上に対する要望を受けておりますので、このことと併せ、市としては引き続き、県に対し、歩道整備事業への着手を要望していきたいと考えております。

○7番（高本敬義君） この場所は、地元区長も交代、交代されていっても、それぞれの要望の温度差はありますが、ずっとその気持ちを持っておられますので、是非お願いしたいと思います。先般、国道218号の整備促進の期成会が発足をしました。そちらの必要性は一定理解するところではありますが、その足元の地域で、毎日の暮らしに直結する生活道で、住民が危険にさらされているこの現状を見ていただいて、県への要望など、これまでも十分なされてきたとは思いますが、今後とも積極的な対応をお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、最後に4点目です。人事行政について御質問をいたします。本年新規採用された職員が、9月30日付けで6か月の条件付採用期間終了とともに、免職をされました。このことは、9月の定例会の最終日に、議長の了解を得て緊急動議という形で、この状況とか制度の説明、課題点などを発言させていただきました。今日は一般質問として、今回実行された免職の理由またその根拠、可否を判断する基準等をお尋ねしたいと思います。よかったですら（1）（2）を併せてお答えいただければと思います。

○総務部長（成松英隆君） では、まず1番の方からお答えしたいと思います。

地方公務員法第22条第1項は、「地方公務員の採用につき臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする」と条件付採用の制度を設けてございます。

職員の採用は、競争試験により一応の能力の実証を経て行われておりますが、書面あるいは限られた時間内で行われるものであり、そこでの実証の程度には限界がございます。

そのため、採用から6か月間、実地の勤務の中で、職務遂行の能力を観察し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用するというものでございます。条件付期間中、良好な成績でその職務を遂行しなかったと認められたため、正式採用をしなかったものでございます。

今年度、新たに採用された職員については、平成31年度宇城市職員採用試験受験案内の採用方法において、採用後6か月間は条件付採用であることを周知しており、また、令和2年3月19日に開催した令和元年度新規採用予定職員説明会にお

いても説明しております。

可否の判断の基準でございます。地方公務員法第29条の2第2項においては、条件付採用期間中の職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができるとしておりますが、本市においては条例で定めておりません。条例の定めがない場合には、国家公務員について定めてある人事院規則に準じて考えることが相当であるとする裁判例があることから、今回の事案についても、国の基準に準じて判断しております。

○市長（守田憲史君） 最初にお断りをしておきますが、この件に関しましては、最終的に私が市長として判断をいたしました。その責任は全て私にあります。今、総務部長も説明いただきましたが、地方公務員法第22条、そしてそれにまつわる昭和53年の最高裁判例があります。それを是非、議員の皆さんにも職員の皆さんにも読んでいただきたいとお願いするところでございます。判例が示すように、まだ採用試験が6か月続いているということでもあります。

今回の件の判断におきましては、半分は四十数年間に及ぶ職員を採用し続けることでありますので、やはり宇城市としては、慎重にならなければならない。あと半分は、やはり隣に座った職員が大変な苦勞もする。そういう苦勞はさせてはならないという私の気持ちもあります。私にとっても、もう得することは何もありませんで、もうマイナスばかりがありますが、市長としての信念によって判断をいたしました。

また、嘆願書に6か月の試用期間を1年に変更する中、またその後再教育をしたらという提案も受けました。しかしながら16人この4月に採用しました。1人ではなく16人全員を6か月から1年に変更する、それは半年間の不安定な時期を1年間に延ばすということでもあります。それならばそれなりで、その16人の採用する半年前の夏場の採用試験の条項に、宇城市の試用期間は1年であるとうたっていないければ、私は法律違反であると思います。そういう理由もあって、半年を1年に変更することはできませんでした。要望を聞くことができませんでした。

○7番（高本敬義君） 市長に、少し感謝をしたい。そこまで立ち入って答弁をいただいたということについては、敬意を表したいと思います。ただ、意見の違いは若干ありますので、これから少し質問をさせていただきたいと思いますが、第22条の1項、確かに条件付採用の制度というのは、先ほど総務部長が言われた、それは法律の条文ですから、そのまま受け取るべきでしょうし、それに則って全国の自治が進められているということで、それに対して異論を唱えるところは何もありません。ただ、先ほど市長はそのように非常に心の中の気苦勞というか、そういうところも説明をされましたが、地方公務員法に同じく第27条の方では、分限について、全



ての職員分限や懲戒は公正でなければならないという条文もあります。これは大前提ですね。そのことを踏まえると、この条件付採用の6か月過ぎた折に、分限で免職をするという判断はできないことはないけれども、任命権者の自由裁量というのが、完全に全て認められるというものではないだろうといういろんな法律の説明もあります。そこで、6か月で能力の実証をするわけですが、今回の場合、条件付職員採用の評価というのは、正職の一般職の方は、通常その勤務評価というかそういうシステムでやっておられると思いますが、今回はどのような特別評定・評価をしたのかという、その評価の制度、それはどこかに定めてあるかどうか。先ほどの答弁でいくと、それも定めていないということで国家公務員の人事院規則の方に委ねていったというふうに理解もできるんですが、そして今回この決断をされる直前は、能力の実証は完全にできたというふうに判断されているのかどうか、そこをお聞きします。

○総務部長（成松英隆君） まず、先ほど高本議員が地方公務員法の第27条の分限のことをおっしゃられましたので、こちらの方でちょっと読ませていただきます。これも地方公務員法です。適用除外、第29条の2、次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第27条第2項、第28条第1項から第3項まで、第49条第1項及び第2項並びに行政不服審査法の規定を適用しない。1号、条件付採用期間中の職員。2号、臨時的に任用された職員。2項、前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。ということでございますので、第27条の分限と、今回我々が行いました条件付採用のことは、全く別問題というのは言い過ぎかもしれませんが、適用するところが違いますので否定させていただきたいと思います。

それと、先ほど市長の方から、最高裁の判決の内容をということでございましたので、一部読ませていただきます。条件付採用制度が、職員を正式採用するか否かを決する最終段階での選択方法として採られていることに鑑みれば、適格性の有無の判断について、正式採用職員の場合に比して任命権者により広い裁量権が与えられているものと考えられます。しかし、それは純然たる自由裁量でなく、分限事由にはそれ自体、自ら制限があり、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当とされるものであることを要すると解されております。これは昭和53年の判例でございます。御披露しておきます。

どのようないきさつ、評価であったかということでございます。まず、判断の基準と申しますか、こちらの方は市民サービスを行う上で、まず執務姿勢、執務意欲が求められ、基本的な事務処理能力、コミュニケーション能力、市職員としての責任感、改善指導の結果、職員メンター制度記録報告書等を総合的に判断しておりま

す。

その中で、所属長からの相談がまず総務課に寄せられます。相談内容を聞き、どう対象職員をサポートしていくのがよいか共に対応していきます。対応方法は、対象職員の職務状況で様々ですが、常にどうすれば対象職員が改善できるのかを考え、最善の方法により所属全体でサポートし、定期的・随時面談を実施して対象職員との意見交換も図り進めていきます。

このようなサポートをして、改善されなかった場合、副市長及び部長級9人で構成する宇城市職員人事評価検証委員会を開催し、状況報告及び意見聴取を行い、また、本市顧問弁護士に意見聴取し、再度、宇城市職員人事評価検証委員会を開催し、顧問弁護士への意見聴取結果報告を受けての意見聴取を取りまとめ判断し、市長決裁をもって最終判断としてございます。

高本議員、2番目の質問はどう基準が定めてあるかということですか。

○7番（高本敬義君） はい、簡潔にお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 基準はどういうことかは、たぶん点数でできるかどうかということじゃないかと、私が考えたのですが、道路交通法の反則点みたいに、シートベルトだったら何点とか、飲酒運転だったら何点とか、そういうものでは私はないと思っておりますので、対応すべき事案は、それぞれに似たようで似ていない、対象となる事案が異なっております、柔軟に対応する必要があると考えております。また、行政サービスの向上を確保する上では、能力の実証を行い、いろいろな要素を総合的に判断することが重要と考えております。

○7番（高本敬義君） いろいろ6か月過ぎて、6か月の間にいろんな評価をなされて来たんでしょうが、余りその評価が芳しくないなという時点で、もし免職にしたら法的根拠はということで、言葉すみませんね、逆算方式で国家公務員の人事院規則の方に委ねて走っていかれたのではないかというふうに受け取っています。先ほど市長も言われましたが、この期間を6か月ではなくて、1年に延ばすことができるんですが、それは地方公務員法でうたってありますよね。宇城市みたいな市町村は、規則で6か月を1年に条件付の期間を延ばすことができるとうたってあります。それに則って、規則をそのようにしているのが、熊本県と熊本市です。そちらは、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと思える場合においては、条件付採用期間の開始後1年を超えない範囲で期間を延長することができる。これは、地方公務員法をそっくりそのまま持ってきてこういうふうにしてあります。ですから、そこは運用でしょうが、先ほど市長が16人全ての人に1年間の条件付というふうにするのか、原則は半年なんだけれども、実証が完全にでき兼ねたなという判断があれば、その場合は延ばしていくということ

もできる。そういうのが規則だろうと思います。この規則は、御存じのように議会を通過しなくてもいいんです。市長の、任命権者の判断でできます。そのことで職員の何がしか、例えば今回はコロナとかいうことで、研修もほかの部署に配置転換をすることもままならなかった市役所の庁内事情もありましようから、そういった事情の折には、この規則を1年に延長しておくことで、拾われる可能性があります。そういう、言えば市長には申し訳ないんですが、職員をやはり育てるといふか、人材育成という意味も含めて、そういった規則の改正は有効に使える手法ではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 条件付採用は、6か月を1年に延長しなかったのかという、こちらの方も地方公務員法第22条において、条件付採用の期間を1年に至るまで延長できると規定されております。この場合においては、条件付採用の制度は、能力を実地に実証するものであるから、この制度の原則である6か月の約半分の90日に満たない勤務日数しかないときは、90日に至るまで能力の実証を行うこととしたものであり、この勤務日数不足の場合以外に、条件付採用期間を延長しなければならない事由は特にないとされております。さらに、勤務実績の評価は任命権者の責任で行うべきものであるから、その評価ができないことを理由としてこの期間を延長することは、職員の身分の不安定な期間を任命権者の都合で延長することになり、許されない、ともされております。

この考えに基づき本市においても、宇城市職員の任用に関する規則第30条第1項において、条件付採用の期間を延長することができるのは、90日に満たない場合に限定しています。当該職員は勤務日数90日を満たしていたため、延長していないところでございます。

○7番（高本敬義君） もう時間があれですので、自分でまとめざるを得ないんですが、かたくなにそうやって条文は条文なんですが、今言われた部分は、地方公務員法を引用してくれば熊本市とか県も規則でしているわけですから、それはできるんです。しないことの理由を先に言われることが、果たしてどうなのかなと思います。先ほど、市長には失礼な言葉だったかと思いますが、私はやはり職員を育てる、そういうおおらかな気持ちをこの多様性の時代には、特にそういう気持ちを持って職員にあたっていただきたいと思います。人材を育て活かすこと、そのことが大前提の今回のこの条件付採用の免職の問題ではなかったかと私は受け取っております。また改めて、こういった人事問題については質問をさせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○副議長（大村 悟君） ここで副議長から申し上げます。

石川議長が、検査・治療のため退席されましたので、これから本日の会議は、議長に代わりまして、私、副議長の大村が議長の代理を務めます。よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 承認第13号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）

○副議長（大村 悟君） 日程第2、承認第13号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第25号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第13号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第13号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第13号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第13号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○副議長（大村 悟君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第13号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第84号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第85号 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

○副議長（大村 悟君） 日程第3、議案第84号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第85号宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第5 議案第86号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）

○副議長（大村 悟君） 日程第5、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

第1点は、16ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6の企画費で、ふるさと納税の業務委託料として4億4,600万円余が計上されております。歳入で7億8,800万円増加している経費だと思っておりますが、今の段階での収支はどうなっているのかと同時に、返礼品はどんなものを使っているのか。また、例えば100万円に対して何パーセントぐらいの返礼品の金額ということになっているかなどを伺いたいと思います。

2点目は、33ページ、款9教育費、項4社会教育費、目5の図書館費で、図書館の改修設計委託料が、今まで500万円だったものが取り下げられて2,200万円に増額されています。どのような改修を予定しているのか、また、どのぐらいの工事予定金額を想定しているのか。また、指定管理者に出すために、蔦屋の要望に沿って改修する部分はあるのかなどを伺います。よろしくお願いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 款2総務費、項1総務管理費、目6企画費のふるさと納税関連の歳出予算につきまして御説明いたします。

基本的なものとして、ふるさと納税による寄附金につきましては、返礼品を調達する経費や、ふるさと納税の募集から返礼品の発送、寄附証明書の発行などの業務を一括して業者に委託するための委託料など、ふるさと納税の募集費等に係る経費と、宇城市民が他自治体にふるさと納税をされたことに伴い、本市の税収が減少した分を除いた額を、基本的には基金として今積み立てております。

今年度の寄附実績につきましては、9月末現在で昨年度と比較して178%とい

うことで大幅に伸びております。年度末までの寄附金ということで、12億円を見込んだところの補正予算としております。

これに伴いまして、今回の補正予算では歳入予算として、先ほど議員話されました寄附金を7億8,850万円の増額です。それに伴います歳出予算として補正予算書の16ページ、先ほどのところですが、目6企画費、節11役務費の手数料のふるさと納税サイトの利用料1,043万4千円と、その下、先ほど質問された節12委託料、ふるさと納税事務一括代行業務委託料4億4,635万円ということで、2つ経費を計上しています。この2つの経費につきましては、返礼品代を含むふるさと納税の事務経費でございます。歳入の増額分7億8,850万円の大体58%ということで、事務経費を今回見込んでいます。

そして、今回補正した7億円の寄附金から、2つの事務経費を差し引いた金額を、同じく16ページの節14積立金の地域振興積立基金への積立金ということで、3億3,171万6千円ということで計上しております。

それから主な品目ということですが、主なものは牛肉それから馬刺しの肉類、それからデコポン関係のかんきつ類ということで、代表的な3つということで提供します。

それから、返礼品の割合ということですが、今年は予算段階ですので去年の実績を申し上げます。令和元年度の実績で、返礼品の割合24.6%ということになっております。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、中央図書館等の設計業務委託料につきましてお答えさせていただきます。

まず、今回の改修の目的につきましては、図書館・美術館は築21年になります。施設の中規模改修の時期に来ていることに併せて、市民の憩いの場として、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる生涯学習の拠点として親しまれる施設、それからまた、地域文化を創造し、文化・歴史を未来へ継承する拠点施設として、時代の流れやニーズに合ったものに改修するものでございます。

次に、改修の内容につきましては、施設を長く維持するためのメンテナンスである空調設備の改修、屋根全面の防水改修、排煙設備の改修、トイレの改修、照明及びウッドデッキ改修などで、約1億円を超える見込みでございます。

併せて、内部内装改修も予定しておりますが、こちらはこれからの設計のため、現段階で金額はお示しできませんが、本市における公共建築物保全計画によりますと、中規模改修の場合平方メートル単価で14万円ほどが見込まれております。この単価で計算いたしますと、図書館・美術館の延べ床面積が1,793.2平方メートルでございますので、約2億5千万円になります。あくまでも試算でございますので御了解い

ただきたいと思っております。

また、図書館・美術館で募集の際に、指定管理者募集要項により改修プランにつきましては、候補者になっておりますが、カルチュア・コンビニエンス・クラブの方から御提案を受けるということになっております。

○12番（五嶋映司君） 今、企画部の方で御答弁いただいた、ふるさと納税の部分は大体分かりました。今回、僕は課題として地産地消、いわゆる地域内循環ということを行っているんですけど、この牛肉と馬刺しそれとかんきつ、これは委託業者が決めるものだから、市が決めるということはなかなか難しいと思うんですけどもどの程度やっているのか、市は委託業者にどういう要望をされているのかも含めて、ひとつ企画部の方をお願いをしたいのと、教育部の方については、今おっしゃるように分かりましたけれども、大体2,200万円というかなりの規模の改修がされる。要するにカルチュア・コンビニエンス・クラブとの問題については、まだ今からだという話なんですけれども、概略、もう金額はいいんです、金額はなかなか分からないとおっしゃるから。ただ、2,200万円と聞くと、大体このくらいあるんじゃないのかなというのが、今2億何千万円というお話ですから、それはそれとしてお聞きしておいて。例えば内装のクロスを替えるとかうんぬんというものもあるかもしれませんが、基本的に内装をどういうことで替える予定なのか。大体のことが分かれば、例えば書架をどうするとか、この辺はこうするとかというような予定があれば教えていただきたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） まず1点目の地元産品の割合とか数字はあるのかということですが、今日はふるさと納税の地元に係る使った経費、使ったもののパーセントは、ここに数字はちょっとございません。一応、ふるさと納税産品ですので、必ず地元と関わりのある品物ということで、各サイトの方で一応そこは地元産品ということで、県内産品でも対象となるやつがありますので、ちょっと詳細な資料を持ってきておりませんが、その中で各サイトの方に載っております。あとは、各個人がサイトの方から選ぶという形になります。基本的には地元に関わりのあるふるさと納税の産品ということで、こちらの方は認識をしております。

○教育部長（吉田勝広君） 先ほど一般質問の中で、三角議員にお答えした部分と重なる部分がございますけれども、施設の中規模改修に合わせまして改修を計画しているところでございますが、指定管理の候補者の提案等もそういったところの段階でございます。まずは、中の書架につきましては、高架書庫を考えておりまして、こちらの方で棚における収納力を高めていくといった計画でございます。また、座席あたりも多く配置を計画しているところでございます。奥に行くほど静かな空間をつくって、学習用のWi-Fiだったり、電源を確保して集中して勉強できるス

ペースを考えているところでございます。蔵書につきましても書架を増やすことから蔵書の購入等を増やし、実証してまいりたいと考えております。先ほどの答弁をしましたことと重なりますが、メンテナンス関係で1億数千万円ほど掛かってまいります。それから、先ほどの建物の保全計画における単価で2億5千万円程度、そのほかウッドデッキとか付帯工事あたりが入ってくるかと思っておりますので、どうしても合わせますと3億円から4億円といったところが見込まれるところでございます。

○12番（五嶋映司君） 企画のふるさと納税については、数字がないということですから、後でも教えていただければそれで結構ですけれども。今おっしゃった牛肉と馬刺しとデコポン、これは大体宇城市内にあるような感じがしますから、是非受託業者と協議をしていただいて、なるべく市の産品を使っていたきたいという要望をまずしておきます。よろしくお願いいたします。

教育部の方のことに关しては、例えば、高架書庫と言うんですかね、高いね、それはどうも薦屋さんはどこもみんなそういう形で高くして、蔵書を増やしているというような話ですけれども、いろいろな意見があります。例えば地震のときは大丈夫なのかとか、あんな高いところのやつは見えないのに梯子掛けて見るにはどうするんだとか、子どもの本なんかあんな上に持って行ってどうするんだという意見がありますから、その辺は危険な部分も含めて、まだどうするか決まっていないということですから、是非御検討をいただきたい。それと同時に、図書館の中に本をなんぼ何でも押し込むということは必要ないわけですから、今は、いわゆるデータでしっかり電子管理ができるわけですから、どこにあるかと分かれば端末を打てばすぐどこにあるというのが分かる。だから、何も本をごちゃごちゃいっぱい置く必要はないというようなことも思いますので、是非その辺はこの予算の中で、もしそういうものまでこの設計予算でその辺までやられるんならば、是非御検討いただきたい。安全管理も含めてお願いして、この件についての質疑を終わります。

○副議長（大村 悟君） これで、議案第86号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第6 議案第87号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第88号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第89号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第90号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第91号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第92号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）



○副議長（大村 悟君） 日程第6、議案第87号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第11、議案第92号令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第12 議案第93号 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）

○副議長（大村 悟君） 日程第12、議案第93号工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております、議案第93号について、指名業者選定についてのお尋ねをいたします。

説明では、市内建設業のAランク及び解体業、経営審査は690点ということの説明がございました。この690点という線引きの根拠と現在宇城市において建設・建築などの指名業者選定において、例えば業種、金額においてあらかじめ点数の基準が決められているのかどうか。その点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず、建設業Aランク解体業690点、この690点ということでございますけど、一般的に最近使っておりますのが1,000点というのがございます。これはウイングまつばせの方で使ったのが1,000点以上親というところでやっております。こちらの方は、建築一式で発注した件で、今回はメインの工事が解体でございますので、評定値を確認しております。今回、市内建築一式Aランク5者というのがございまして、その5者の中で解体に伴う評定が最低690点でございましたので、この5者全部拾うために、今回最低を690点ということで、Aランク全ての方に競争に参加していただきたいという思いで、本点数で発注したところでございます。

もう1点、発注金額に応じて評定値が何点以上、これは明確な基準はございません。各業者が保有している評定というのは、土木一式、建築一式、舗装、解体など、工種ごとに評定値を設けております。

仮に、建築と解体の工事の両方許可を得ている業者は、建築と解体各々に評定値がございまして。大型建築物など大規模な建築一式工事になれば、その規模に応じて、先ほど申しましたとおり1,000点とかそういうのを決めているところでございます。

○20番（中山弘幸君） その一般競争入札の指名要項の中にそういった業種、金額に

よってこの金額は何点以上、ここまでは何点という評価はないということですね。その時々で決めるということですね。

仮にそうであるならば、例えば、こんなことはないとは思いますが、意図的に特定の業者に配慮することが可能になるのではないかとこの考えもあります。今回の場合、市内のAランクの業者という括りがあったのには問題はないとは思いますが、逆に今回は690点という点数の括りは別になくてもよかったのではないかとこの考えも、逆にあるのではないかと思います。例えば、金額が10億円とか5億円とか大きくなって、市内だけではなくて、県内とか全国的な規模で例えばプロポーザルをする場合などのためには、あらかじめ業種、金額に応じて基準は決めておくべきではないかと考えております。でなければ、先ほど申し上げましたけれども、その時々で特定の業者について配慮ができることとなりますので、ここはやはり一般競争入札制度の見直しというか、そういうことも必要ではないかということも思いますが、これは一般質問ではありませんが、議長のお許しを得まして、よかったらその辺の考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 今回のメインの工事は解体でございます。例えば解体を、点数を高くしていきますと、当然宇城市内の業者というのは、そこまで点数が高くないので、全て県内の大手ということになってくるのではなかろうかと思います。今回、その中で建築Aというところを入れたところは、宇城市内でまさしく昨日五嶋議員も話されました、地元を受注の機会を多く与えるというところでございまして、解体業を1つ690点というのは、親の仕事は評価値を付けている、子の仕事は評価値を付けていないというような形でやっておりますので、評価値をおのずと690点というふうにしたところでございます。別に、恣意的にどうかというふうではなくて、宇城市内の業者さんが、より良く競争に参加していただけるような工夫をしたところでございます。

○20番（中山弘幸君） 今回は、問題はありますがと言ったでしょう。今回は、別に宇城市内に5者しかいないのですから、わざわざ690点という点数も要らなかったのではないかと。ただ、一般的に金額が大きくなって全国規模とかで指名したり、プロポーザルを募集するときのためには、あらかじめ業種、金額における基準を決めておくべきではないかという質疑です。

○総務部長（成松英隆君） 大きな工事、10億円とか何十億とか話されましたのは、今は大体JVで出しておりますので、宇城市内の業者が入りやすいように、親の点数は何点以上、県内でも1,000点以上というのが大体44社ぐらいございますので、そちらの方を親として、子の方は宇城市内の方に一括して県内の他の地域に発注するというのではなくて、宇城市にも技術力を高めていただき、恩恵をあずか

っていただくというところがございまして、JVのシステムを採らせていただきますので、その時々によると思いますので、ここで何億が何点というのをあらかじめ決めるとするのはどうかと、ちょっとそここのところはまだ研究が足りておりませんので、以上です。

○20番（中山弘幸君） 当然、地元業者の育成は大前提でありまして、だからその親ですね、そういうところはあらかじめその基準はやはり決めておくべきだろうという質疑です。ここで終わります。

○副議長（大村 悟君） これで、議案第93号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第13 議案第94号 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））

日程第14 議案第95号 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）

日程第15 議案第96号 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）

○副議長（大村 悟君） 日程第13、議案第94号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））から、日程第15、議案第96号財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第16 議案第97号 指定管理者の指定について

○副議長（大村 悟君） 日程第16、議案第97号指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、中山でございます。ただいま議題となっております、議案第97号図書館・美術館指定管理者の指定についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、導入の目的は何か、2点目、メリットについて、3点目、県内及び全国の状況について、4点目、これまでどのような検討がなされたのか、5点目、選定の決め手になった点はどういうことなのか、以上5点について答弁を求めますが、後ほど質問がありますので、主に図書館についてのお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） まず、目的につきましては、平成27年度に作成された第3次行政改革大綱及び公共施設の見直し方針により、公共施設の効率的・効果的な

運営を行うことから検討を始めております。

現状で、図書館の利用者が61,000人、美術館の利用者が17,000人ありますが、年々減少傾向にありまして、また固定化された人の来館が目立ち、幅広い方への利用につながっていないところが現状でございます。多くの方に利用していただき、市の文化教養、にぎわいの拠点となることを目的として、今回、指定管理の方に入ったところでございます。

2番目のメリットにつきましては、開館時間の拡大でございます。直営では、開館時間の延長や休館日の削減等難しい課題がありましたが、指定管理を導入することで、中央図書館は午前9時から午後9時までの開館、365日の年中無休で、市民サービス拡充を行うことができ、部活動や仕事帰りなどでの利用も可能となって、幅広い世代層で利用できる施設へつなげることができます。

分館につきましても、月2回休館日を減らし、閉館時間を平日・土日・祝日ともに午後6時までといたします。

また、自主事業も専門的な経験やノウハウから、新しいアイデアを取り入れることで、新たな利用者の獲得が可能と考えております。

続きまして、他市の状況についてでございますが、全国的な指定管理者制度の導入につきましては、平成30年における図書館数3,360施設中、導入数は582施設でございます。

県内で申しますと、熊本市、八代市、荒尾市、合志市、長洲町。美術館は、熊本市現代美術館、県立美術館分館で導入されております。

全国的な状況を全て把握はできておりませんが、市が候補者として選定しましたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、佐賀県の武雄市図書館をはじめ、全国で7館運営しております。多くのイベントやサークル活動を行い、全ての施設で来館者が増加し、まちづくりの核となる施設となっております。

次に、検討の経過でございますが、図書館協議会及び不知火美術館専門・運営協議会等への説明につきましては、それぞれで1回、合同で2回の会議を行っております。

1回目の合同会議では、指定管理者制度の概要、導入スケジュールの説明、応募要項及び仕様書についての説明。それから2回目の合同会議では、指定管理者制度について、指定管理業務仕様書について、今後のスケジュールについての説明を行っております。

合同会議時にも出された意見で、司書や学芸員、会計年度任用職員の移行に伴う今後の仕事の保障や、現在、図書館・美術館でボランティア活動をされている団体、また、事業や展示会、企画展等についても、同様に実施することを仕様書に明記い

たしております。

最後に、選定候補者の評価についてでございます。評価の基準につきましては、評価項目として7項目で評価を行いました。項目1が、市民の平等な利用が確保できるものであること、項目2、事業計画の内容が図書館・美術館の効用を最大限に発揮させること、項目3、事業計画の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、項目4が導入実績、項目5として、憩いのスペース（カフェ等）運営、項目6に独自提案、項目7として申請価格でございます。

今回、選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の評価点は、600点満点中442点という結果でございました。

これまでの取組をしっかりと継続することや、仕様書記載の事項は漏れなく実施すること。加えて、他の事業者に比べ、提案が具体的で、評価は高く、評価委員会においてカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を高く評価されました。

なお、特に評価が高かった点でございます。2点でございます。1点目は、事業計画で提案があった、年間を通した魅力的なイベントの開催や、施設の魅力を高める空間、環境の整備、SNS等での効果的な発信による認知度の向上。2点目は、独自提案であったみんなの家を活用した、子どもたちの学びの場の案が高く評価されました。

**○20番（中山弘幸君）** 選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ですね、武雄市が有名でございますけれども、これも様々な評価があるというふうに聞いております。今いろいろメリットとかを述べられましたけれども、基本的にこれらのことは、直営でも十分できるという部分ではないかなと思います。

また、今後の問題ですが、今、協議会でも話題になったという答弁がありましたけれども、職員の身分の問題、特に司書の場合、なかなかほかに職場等は多くありません。また、相手は民間ですからなかなか厳しい面があるのではないかと考えられます。また、本来図書館の役割としまして、地域に根差した地の拠点として継続的に資料・情報の収集、保存をすると同時に、地域のコミュニティの拠点としてあらゆる地域活動等と連携し、地域文化の創造拠点としての役割を担っておりますので、そういった点が今後とも保障されるかという問題もあります。もう1点は、経費の問題。ちょっとこの辺の答弁をお願いいたします。

**○教育部長（吉田勝広君）** 職員の雇用につきましては、仕様書の中で、現在の職員を優先して雇用することを明記いたしております。条件面につきましては、民間企業の雇用条件に従っていただくことになるとおもわれます。

それから、次に図書館の役割でございます。図書館の本質的な役割というのは変わることはありません。民間企業に運営が変わりましても、市は関与をしまいいり

ますし、図書館の役割を果たすことは当然のことと考えております。それに加えたサービスの展開に期待をいたしているところでございます。

経費的な面でございます。昨年度の決算ベースで申し上げますが、図書館と美術館は年間で1億1,400万円ほど支出をしております。今回の指定管理では、年間で約1億5,800万円で募集を行っております。年間ベースでしますと約4,400万円、4割弱上昇いたしますが、開館時間を今回大幅に延長いたしますので、サービス提供の面からみると、中央図書館で、現在が約2,200時間でございます。それが約4,400時間程度に試算ではなっておりまして、約2倍増加という形になります。分館の方でも2,200時間から約2,400時間と33%ほど増加となります。

それに来館者においても、こちらカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の提案の中ではありますが、現在が先ほどの図書館の方ですけれども約60,000人ということで、こちらがカルチュア・コンビニエンス・クラブの方からは約70万人の来館見込みということで、10倍以上見込んでいるということでありましたので、費用対効果は十分に高いと思われま。

○20番(中山弘幸君) ちょっと聞いた話ですが、美術館の方に館長を派遣するというので、これはたぶん別の経緯になってくると思いますが聞いております。こういった面でも確かに営業時間、そして60,000人が70万人を目指しているということで、その費用対効果がどうなのかというのは、今後議論されるべきだと思いますけれども、そういったいろんなまた問題も課題もあると思いますが、後の質問の方もおられますし、また委員会でもこの点を十分に議論してほしいと思います。

○12番(五嶋映司君) 12番、五嶋でございます。ただいま議題となっております、議案第97号指定管理者の指定について質疑をいたします。

まず第1点、疑問に思ったことは、指定管理者が導入できる条例の制定が、9月25日の議会の最終日に決まりました。市の方で決定されたのが、ちょっと正確ではないですけど10月20日過ぎ、とにかく2か月ありません。膨大な計画、膨大な仕様書に基づいてやって、この短期間でできたのかという疑問があって、今回その土台に立って質疑をいたします。

まず第1点は、選定にあたって図書館協議会では応募のあった2業者についてどのような議論がなされたのか、今、中山議員の説明では、条例をつくる段階のお話でしたから、プロポーザルでの2業者のことにに関して、図書館協議会ではどのような議論があったか。その回数と日時も示していただきたい。それと同時にこの協議会のメンバー構成と氏名はいいです、メンバー構成。例えば、どういう専門委員が何人とか、いわゆる市民の代表が何人とかという説明をいただきたい。

第2点は、公益社団法人日本図書館協会が2017年3月に、図書館の指定管理者制度の導入はなじまないという声明を出しているんです。公益社団法人日本図書館協会は、公的な団体であります。それともう一つ、図書館友の会連合会は、「ツタヤ図書館の“いま”」というパンフレットを2018年1月に改訂版を出しております。この中には、かなり詳しく、いわゆるツタヤ図書館と言われる実情が書かれております。このような内容は、図書館協議会や指定管理者選定委員会に周知されていたのかどうかをまずは伺いたい。

3点目、2つの業者がプロポーザルに参加したと言われていますが、選定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ、いわゆるCCCと一般的に言われていますが、以外の業者はどこなのか。これは、今まで民営化された中で、保育園の民営化の際には参加者全業者の評価一覧表が出されておりますが、今回の中山議員の質疑の中で600点満点中の四百二十何点という説明がありましたが、ではもう一つの業者の評価点はいくらだったのかということをお示しいただきたい。

4点目、CCC及び蔦屋について昨年の2月22日に消費者庁が景品表示法違反で1億1千万円余の課徴金を課しています。この対象機関の売上げは39億円と言われております。違法行為でかなりの利益を上げたこととなります。このような違法行為があった企業ということ承知の上で、選定されたのかどうかを伺います。蔦屋の図書館運営については、ネット上では様々な問題が指摘されています。フェイクな部分もあると思いますが、今申し上げた図書館協議会とか図書館友の会、これは信頼する機関です。このような今問題になっているようなことを、いわゆるCCC側、宇城市側でちゃんと議論されて、その問題点の解決を議論されたかどうかを伺います。

第5は、運営について伺います。書籍の購入や補充は誰が決めるのか。指定管理者が決めるとすると、そのチェックはどうなっているのか。今、人事の問題で質疑がありました。今いる職員はいわゆる指定管理者の方で雇用する。そうすると図書館司書も当然採用されて、いわゆるCCCの職員になると思います。そうすると、宇城市のチェック機能はどう働くのか。その辺のお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） では、順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、図書館協議会や美術館運営協議会等でございますが、こちらの方は館長等の諮問に応じて会議ということで、そこにおいて選定等については実施する機関ではございません。先ほどお答えしましたとおり、合わせて4回行ってございまして、合同での会議が8月、こういった中では仕様書案の説明だったり、スケジュールあたりの説明というところで行ったところでございます。

それから、2回目を11月に行っておりますが、こちらの方も指定管理者募集要

項それから併せてそれぞれの仕様書とスケジュール、図書館・美術館指定管理移行説明資料などによりまして、指定管理者制度や仕様書、また今後のスケジュール等についての説明を行ったところでございます。

そういった中でいろいろ御意見をいただきましたので、こういったことを参考に仕様書もつくったところでございます。

9月議会で条例の議決をいただきまして、その中でスケジュール等々につきましては、一応御説明をさせていただいたところでございますが、今回の12月というところも上程の件につきましても、御説明をさせていただいたところでございます。

3点目でございますけれども、今回、指定管理者募集につきましては、2者の申込みがございました。カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が候補者に選定されましたけれども、選定されなかったもう1者につきましては、本市の情報公開条例によりまして、公表することによりまして、その法人の正当な利益を害するおそれがあります。企業のイメージダウン・社会的な評価につながる可能性がありますので、評価点も併せて業者名も公表は控えさせていただきたいと思っております。

次に、ネットあたりでの問題でございますが、課徴金の問題の件につきましては、グループ会社のことで、法人格としては別の会社になります。既に解決されておりますし、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の公募・申請の段階で、財務書類や納税証明書等も提出を求めており、募集要項の応募資格を全て満たしていることから問題はないと考えているところでございます。

それから、選書の問題がございまして、当然一方的に企業の方、指定管理者の方で決定するというのではなく、やはり教育委員会の方でもそこはチェックしてまいりたいと。チェックすることで予定をしているところでございます。

- 12番（五嶋映司君） ちょっと多岐にわたって、昨日の打ち合わせの段階での用意された答弁書、少し僕はその後お話の中で内容を変えた部分がありますから、そういう意味では迷惑をかけますけれども。今お答えいただいた中で、例えば、経緯については、結局11月に1回やったきりですよ、決まった後は。要するに8月に行ったのは、指定管理者をできる条例をつくるための議論をただけであって、薦屋をどういうふうにするかという議論はその後ですよ。その前にやっていると、何だおい、先にやっておいて後で条例を追っかけさせたのかという疑問が出てきます。その辺はどうなのか。だから、図書館協議会がこのことに関して、要するに2者に関しては、これに関与しないと今おっしゃったが、これは基本的に図書館運営というのは何かと言ったら、市民の要望に答えてというのがあるわけですよ。僕は、図書館の法律は直接読んでいませんけれども、この日本図書館協会が出したや



つでは、市民のニーズをしっかりとつかんで図書館運営をなささいということで、そのためには図書館協議会の今構成を聞きましたが、構成はお答えいただけなかったけれども、専門家だとかいわゆる市民の代表みたいな人がいると思うんですね、当然。その人たちの意見を聞いて、どこがどういうことで、こういう提案をいただいていますかどうなんでしょうかという議論は、しっかりしたのかどうかということ、今もう一度お答えいただきたいのと、例えば、課徴金の問題をおっしゃったけど、蔦屋と別会社とおっしゃる。会社経歴を見ますと、蔦屋とCCCは入れ替わっているんですよ。一時は蔦屋が親会社、一時はCCCとなっている。だから、例えばこういう事件のときに、そういう形で入れ替えたんじゃないかという疑問もあるんです。誰が捉えても、CCCと蔦屋は一体なんです。会社は別にしているかもしれないけど。だから、そういう企業体質があるんじゃないかという疑問が、だから今ネット上で大きな問題になっている。例えば、武雄の第1回目のこれは2013年ですか、最初にやったのは。それも真っ先によですよ。このときに問題になったのは図書館購入の問題がいろいろな問題になりました、図書費のね。だから、その辺の問題だとか、その後に例えば小牧市ではひっくり返っちゃった。小牧市が住民投票でやめましたね。それとか和歌山市での問題もあります。それぞれのところでいろんな議論があっている。ただ、これに関しては、全て信用するのではなくてフェイクの部分もあるからと僕は申し上げました。だから、図書館協議会とこの連絡協議会の部分だけの書類を取り上げましたが、その部分は結局これだからやめなさいというのではないんですよ。こういうこともあるんですけども、これは承知の上でこの業者選定をしたのか。それを改めてもう一度お答えいただきたい。それで、1億1千万円余の課徴金の問題は業種が違うからいいですよと、社長も変えていると思うんですよ。ところが一体なんです、それは。それを一体と考えないとなると、これは非常に大きな問題だと思います。いわゆるその会社が適当にそのものを表面から隠すためにと言ったらおかしいけども、そういう捉え方もできます。

もう一つ、2者参加したけれども1つは公表できないとおっしゃった。ところが保育園のときなんかは両方とも評価点が出ていて、業者もはっきりさせているんですよ。今回とどう違うんですか。そして、そのことによって利益を損なう個人情報、ところが、これも法人なんですよ。法人と個人多少違いますけど、ただ、この前見たら法人も情報公開条例でうんぬんという話がありますけれど、じゃあどういう不利益を行うのか。例えば、今建設関係で指定7者、7者が来て入札しますね。これは、僕は前に請求して、8者なら8者の入札表をちゃんと公表していたんです。請求すれば出したんです。そういうことはちゃんと今までやられている。これは一般質問でも使いました。今ここで議事録を確認できませんけど、議事録には必ず残っ

ているはずですが。だから、それが何でこの場合はできないのか。

まず、運営委員会の日時、どうやったのか1つ。もう一つは図書館協議会とこういうことは、こういうことをやっているから、これは議論になったかどうか。もう一つは、業者を公表できないのはなぜか。もう一つは評価点、なぜ出せないのか。ちょっとずれましたかね。一応、それだけ上げておきます。

○市長（守田憲史君） 図書館協議会、美術館運営協議会等、これは一般的な方向性、市民の方々の御要望を聞く。それと、業者選定は全く別で考えていただかないといけません。今回のコンペでは、別の委員会が決定をした。それについて、また協議会が意見を言うということは、個別的にはあってはならないことだと。図書館協議会や美術館運営協議会等の中立性の問題もあると思いますので、何かごっちゃになっていませんか。もう1点、消費者庁の課徴金問題、えらく2社しかないとか、しっかり調べていただかないと、蔦屋グループ200社ある中の1社がやった。それをもってこの蔦屋の全ての課徴金の違反があったとか、これは市民の方もこの議会を聞いていらっしゃいますよ。そういう中で、200社ある中の1社、それが問題があつて追徴金も払って、全てが片付いた後ですので、それがでは入札だうんぬんだとなったときに、入札停止うんぬんのときに大変なことになりますよ。そういう具体的なこともなく、この違反行為をもって蔦屋グループ全体が違反しているがごとくすると、この事業自体も我々の信頼性を大きく損ないまして、もうちょっと調べてから言っていただけですか。

○教育部長（吉田勝広君） 今市長からありましたとおりでございます、グループ会社で今回は運営に携わるカルチュア・コンビニエンス・クラブでございますので、特段これについて選定委員会等で話し合われたことはございません。

また、先ほど少し答弁で申し上げられなかった部分なんですけれども、平成30年の中央教育審議会においては、こういった図書館とか美術館については、カフェとかそういった民間施設の併合により、地域の活性化やにぎわいの創出が図れることを期待するといったところで、時代の流れに応じた考え方も今は入っているようでございます。

公表につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。社会的な評価あたりで、その辺を心配するところです。

○12番（五嶋映司君） まず、市長の答弁ですけれども、200、確かにたくさん会社をつくっているんですね、蔦屋は。その1社とおっしゃるけど、結局蔦屋の本体に近い、蔦屋書店がやった問題ですよ。基本的にはCCCの。前はCCC、最初の流れからいくと蔦屋とCCCが入れ替わっているんですよ。その辺、市長ちゃんとお調べになりましたか。

[「いや、そちらが調べないといけないんでしょう」と呼ぶ者あり]

○12番(五嶋映司君) いやいや、僕は調べましたよ。だから変わっていて、そういう中でこの問題はどうも蔦屋は、いわゆるCCCが運営する会社全体の問題として捉えられる可能性もあるということです。そういうことですから、今市長がおっしゃったような議論というのは、例えば、確かに会社名は違うんだけど、グループ全体に及ぶような問題であることは間違いないと思います。

それと、もう一つはまたお答えいただけなかったが、図書館協議会なんかがこの問題に関して、僕はこういう議論をしたかどうかって聞いているんですよ。だから例えば今のやつも、こういうことがあったという議論をしているかどうかというのを聞いている。こういうものを使って議論をしたかどうか。ところがね、この問題は3回なんですよ、僕は3回目なんですよ、これで。もうこれ以上やれないんですよ。だから、このことでは解決できない問題ですけども、こういうのを議論したかどうか。

それと、選定をどうするのか。例えば、選定は蔦屋が選定をするということをおっしゃった。蔦屋が選定したものを市もさっき三角議員の質問だったか、中山議員の質問だったかちょっとあれですけども、それを、例えば何万冊もある本を買って、その会社を市がチェックするとおっしゃるが、市に図書司書、専門家はいるのかどうか。問題なのは、担当部署は2年か3年でどんどん変わるんですよ。今、蔵書は出版数がものすごい量がある。それを選定、チェックするために図書司書といういわゆる資格があるんですね。それが本当にちゃんとチェックする状況にあるのかという問題もあります。その辺も、この後、議長にはお願いしたいんですけども、あと1問だけ。3回目だから、これ以上は駄目だと言われればしょうがないですけども、今市長の答弁をいただくとお思いますから、あと1問だけ、時間をいただけるかどうかまず許可をいただきたいと思います。いただければ、これで閉めなければいけないですから。もう1問、今これで答弁いただいて、もう1問次の質問をしても大丈夫ですか。

○副議長(大村 悟君) 五嶋映司君に申し上げます。会議規則第55条の規定に基づき、発言を制止いたします。

○12番(五嶋映司君) 議長に申し上げますが、議長の裁量でできることになっていきますが、それはお認めになりませんか。

○副議長(大村 悟君) 今回は、この規則に基づいてさせていただきます。

○12番(五嶋映司君) 残念です。それでは、今言ったことの答弁をいただいて、その反論ができないのは非常に残念です。次の機会にでもやりたいと思います。まず、執行部の方で答えたいことがあったら、是非答えてください。

○教育部長（吉田勝広君） 現在、教育委員会の方に司書の免許を持つ職員はおります。現状でしか申し上げられませんので、現状についてお答えさせていただきます。

今後も選書につきましては、しっかり教育委員会の方でも、チェックしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、図書館協議会と審議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、11月11日に2回目を開催したところでございます。そちらの審議会におきましては、先ほどもありましたように、候補者の選定につきましては別でありますし、時期的なところでも早い状況でございますので、そちらの方での話はしておりません。

○12番（五嶋映司君） 終わりますが、後ほど文書でまた回答を求めたいと思います。残念ながら、十分な議論ができませんでした。こういうこともあるということをは是非議員の皆さんも知っていただきながら、総務文教常任委員会では是非議論をいただきたいとお願いして、私の質疑を終わります。

○副議長（大村 悟君） ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

-----○-----

○副議長（大村 悟君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡邊裕生です。ただいま議題になっております、議案第97号図書館・美術館の指定管理者の指定について質疑をいたします。

4つの点について答弁を求めます。私はほぼ、美術館の指定管理について質問をしたいと思いますので、皆さんもそのつもりでお聞きください。また、答弁する方におかれましても、美術館についてお答えいただければと思います。1番目に、今回指定管理者となる団体が、例えば過去に美術館等の指定管理の経験等があるかどうかという話です。その指定管理者となる団体について説明をお願いしたい。

2番目に、美術館の管理方法についてお尋ねをしたいと思います。

3番目に、美術館の収蔵品の価値について、これは、今後この美術館の運営について今ある収蔵品がどういうものか、そしてそれがどのような価値があるのかというのは、一応今ここで知っておいてほしいというのがありますので、お答えいただければと思います。

それと4番目に、指定管理後の美術館の運営についてどうお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、指定管理者となる団体につきましては、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社でございます。グループ会社の中に蔦屋書店がございます。所在地は大阪府枚方市で、代表取締役は増田宗昭氏でございます。

公立美術館の運営についての実績はございませんが、銀座エリア最大の商業施設GINZA・SIXのギャラリーを、2017年、平成29年4月から運営しております。アートと日本文化を主題として、商品及び空間を構成し、世界一のアートブックの集積を目指すほか、生命力に満ちた江戸文化に光を当て、また現代の東京カルチャーの発信も行ってしております。ほかに、京都市京セラ美術館、こちらの方は京都市美術館でございます。こちらで展覧会の現代アート部門の企画運営サポート業務を担っております。

美術館の管理方法については、毎月の運営状況を把握できるように、日報の作成や月次報告書の提出を義務付けいたします。また、指定管理のスタート後は、専任の美術館長を市から派遣することにしております。美術館の管理を統括してもらう予定でございます。市担当部署も緊密な連携を取り、双方の信頼関係を築いていきます。

現在、雇用の学芸員・会計年度任用職員も優先的に雇用することとしています。

なお、現在設置している美術館専門委員会・運営協議会等については、引き続き市で所管し、指定管理者による運営開始後も専門的見地からの助言や御意見をいただく機会を設けてまいります。

美術館の収蔵品の価値については、マナブ間部や野田英夫など地元出身の作家の作品を多く収蔵しており、地域の作家の偉業を後世に伝えるとともに、世界で活躍した芸術家を輩出した地域としての誇りや、愛着の形成にもつながる価値のある作品が多くあります。

そのことを踏まえ、収蔵品については、価値を落とさないよう各資料に適した保管・保護に努め、常に点検を行い良好な状態が維持できるよう留意し、市及び市民の財産として、広く活用されるよう管理することとしています。

どういふものがあるのかということでございましたが、参考としましては、収蔵作品が463点。主な地元作家は、マナブ間部79点、野田英夫8点、野田哲也62点、河野浅八68点、栗崎英男15点などが収蔵されております。

指定管理後の美術館の運営につきましては、美術館の役割を認識した運営を行うよう仕様書に記載いたしております。年次計画や企画展の開催においては、事前に教育委員会と調整し、承認を受けることとしています。

今までの運営は継続してもらい、その上で、新しい発想による市民参加型のイベントなどの開催により、新規の来館者の発掘を期待しております。

指定管理候補者と令和4年4月までに、関係団体や施設利用者、地元の作家との関係性なども含めて、十分な引継ぎを行ってまいります。

- 15番（渡邊裕生君） いくつかさらに質問をさせていただきますが、先ほど、私ではなくて前の答弁で、まず入館者数が美術館は年間17,000人程度、図書館は64,000人だったですかね。それが減少傾向にあるというお話でした。この地方の美術館で、この17,000人という数が多いのか少ないのか、その相対評価若しくは絶対評価、この辺はどうご覧になっているのかなと思いますが、それは基本的に1年間通しての企画展、若しくは1年間通して美術館はいろんなものを見せる場でありますから、その中身要するに興味を市民の方々が示されるか示されないかという部分にも大きく関わってくる問題かと思えます、美術館の場合はですね。図書館の場合は、入館者数よりも、私が議員になって結構旧町時代からいろいろ視察とか研修とか行く場合は、図書館を評価するときに入館者数ではなくて、一人当たり何冊本を借りたかという、それで今全国ランキングが今もう出ていますよね。それで大体、だって人口規模が違うわけですから、ただ単に図書館を評価するときに入館者数だけで評価はできない。どれだけその地域の人が、本を借りるかというそこに図書館の大きな役割があると私たちはずっと思ってきました。ですから、この人数という部分での評価があって、今回指定管理ということであれば、そこはそこで、その根拠なり理由をお示しいただきたいというふうに思います。ただ単に減少傾向だからとか、何がどう少ないのかというそこら辺の部分が、ちょっとその取っ掛かりの部分が私は余りよく分かりません。なぜこの指定管理を今しなければいけないのかという部分ですね。これは今お答えにならなくてもいいです。どうぞ委員会で議論をしていただきたいと思います。

私は、もう少し中身の部分を今日は質問したいと思います。先ほど言いましたように、美術館は1年間を通して絵を展示して皆さんに見てもらい、それが文化の情報の発信であるし、言えば子どもたちにとっては情操教育に大きく関与する部分である。私が知っている限り、半分ぐらいは入場料が無料の展示というのは、例えば宇城の児童画展とか、文化祭もあります。松橋美術クラブの展示があります。宇城美術展もあります。あと書道もあるし、いろんな工芸もあるし、いろいろですね。そこは入場料を取らないという部分に関しては、借り料も安くなっていますね。ですから、例えば収蔵品展であっても300円、これは決まっていますね、市の美術館の場合は、いろんな展示があってもよそから借りてきてやっても入場料は300円。逆に言うと300円でペイできるような企画が、今までなされてきたというふうに私は思っています。ですから、例えばピカソの絵を借りてきて、不知火美術館で展示できるのかと。そういう企画はそもそも不知火美術館では考えられてこなかった

だろうというふうに思います。県立美術館若しくは分館でも、世界的に有名なとか日本でも一流の画家の展覧会をやるときは、例えば入場料が1,500円だったり、2,000円だったり、2,500円だったりということ言えば、そこに係る経費をある程度は入場料で補うというか、それでトントンになればいいのかなと基本的には、県なり行政がやっている展覧会ですから、利潤の追求ではない。ですから、この不知火美術館も今まで入場料を取るときに300円、高校生200円、中学生以下は無料というふうに決めてやってきました。そういう流れの中で、この17,000人という数の評価をどう判断するかというのは、非常に私は難しい話ではないかなと。そもそもそういう美術館と地方の美術館の在り方というのは、今まで行政が考えてきて、展示をされてこられたこの歴史が物語っていると私は思っていますので、不知火美術館の入館者の17,000人が少ないのかと言われると、いやそれはちょっと違うんじゃないですかというふうに思いたい。それは、そういう展示を1年間やってきたわけですから。

○副議長（大村 悟君） 渡邊裕生君、簡潔にお願いいたします。

○15番（渡邊裕生君） 今後、例えばこのCCCが企画展を行う場合に、例えばいい作家の絵を持ってきて展示したいと。それには絵の借り賃が要ります。送料が要ります。良い絵には日通のちゃんとした業者が梱包をして、学芸員が傷のチェックをして、そして、もしそれに何かあったときのために保険がかかります。そうすると、1回の展示会で掛かる経費というのは莫大な金になります。それを入場料で、ある程度民間で営利目的でやろうとすると、ものすごい入場料が高くなります。というような話が今後なされていくのかなと。例として、例えば児童画展を不知火美術館でこれまで何回もやりました。大体いくらぐらいの経費が、そういう中で掛かったのかというのが分かれば教えてください。それともう一つは、これまで不知火美術館が果たしてきた役割、それと博物館としての形というのもあります。それは、収蔵品を集めて、それを未来に伝えていくという、見せるだけではなくて守るという、伝えるという、博物館的な役割も大きく担っていますから、これまで不知火美術館が博物館として歩んできたそのコンセプト、それって一体何だったんだろうというそのことについて、できたら教育長、今美術館の館長でもあられるかと思っていますので、そこら辺は十分理解されていると思います。そして、今からはどうされるのか、そこら辺をまずはお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 少し私の方で、お求めがありましたので、令和2年7月15日から8月30日までのクレヨン画家の絵本絵画展のことですが、掛かった費用でございますけれども、作品をお借りしましたこの費用、それから講師をお招きして行った行事もございます。こちら合わせまして60万円ほど掛かってお

ります。それから、入館料、収入の方でございますが、こちらの方は41万円ということになっております。

それから、指定管理を令和4年4月に移行という形になります。指定管理移行後となった場合でも、今まで行っておりました、先ほどもいろいろお答えしましたが、企画展等は指定管理委託料に含まれております。議員からありました高名な作家さんの特別な企画展、その辺については指定管理料、今回の中には含まれておりません。したがって、特別な企画展を行う場合は、まず事業計画書により、教育委員会の承認を受けることになっております。企画展の内容、費用負担、入館料の設定については、当然ながら事前の協議が必要であり、指定管理が勝手に設定ということではできませんので、協議して行うことということになります。

この点に関して、市が負担の必要を感じた場合、この辺につきましても、もう市民の皆様が優れた当然芸術文化の鑑賞の機会ということでの形になっていこうかと思っております。そういった機会を設けて、文化振興のための費用としては、必要な分は歳出の要求をしていきたいと思っております。

まず、これから市と指定管理の候補者の方で協議を行っていききたいというところで考えております。

○教育長（平岡和徳君） それでは、今部長の方で1つの方向性は出していただきましたので、私として個人的な内容が入ると思えますけれども、まず、美術館の役割としましては、議員おっしゃるように、美術品及び美術に関する資料の収集であったり、それを保管・展示する、こういった最大の義務があると思っております。それに加えて調査研究を継続しながら、そして展覧会があったり、講習会であったり、研究会等の開催の住民の美術資料に関する創作及びその展示・広報こういったものを含めて、総合的にうまく進むような経営が必要と思っております。プロポーザルのときに業者に聞きましたけれども、この建物の中の宇城市としてのポテンシャルはいかがだということで、非常に高く評価をしていただきました。その中で現状としては、来られる方の固定化が進んでいる、そして使われる方々の人数が減少している。先ほど議員おっしゃったように、誰が何冊借りるか、これも大きなテーマであると思えますが、足を運んでいただけるような、そのにぎわいの要するに文化の中心となるような起点づくりが、今非常に必要じゃないかというふうに思います。目の前にある新しい風は随分吹いてきています、宇城市には。ただし、意外に俯瞰している立場の高さは低いんですね。私が思うのは、こういった一つずつの出来事をエネルギーに変えるために、やはり世界を見据えたジェット気流に乗せるしかないと思います。そういった中で、民間そしてこの指定管理、直営でも当然できることは平均的にあると思えますけれども、やはりここは、市長が会見でおし



やったように、1つのチャレンジとしては、私はそこに対して全力を注いで、前に進みたいというふうに個人的に思っているところです。

- 15番（渡邊裕生君） 3回目になります。今、教育長、館長にお答えいただきましたが、基本的には私もほぼ同じような考えであります。それが指定管理だからできていくのか、現状今までやってきたこととは違うのかという話です。決して私はそうじゃないというふうに思っていますので、美術品収集、要するにコレクション、博物館としての方向性というのは、コレクションをどうやって深めていくかというもので、そこら辺が、言えばこういう指定管理になったときに、その方向性は誰がどう舵取りをしていくのかという話が1つは出てくると思うんですね。そこら辺に対してはどうお考えなのかというのをよかったら、是非。

それと、大きな例えば有名画家等の企画展に関しては、もう別建てでという話なんです。先ほど絵本の絵画展の支出は、掛かったお金が約60万円、入ったお金が約40万円という、20万円は市からの持ち出しという話になりますね。結局、そういう今後のCCCがやって、プラスにならなかったときは、結局市が持ち出さなければいけないというふうになるのかなと今ちょっと思ったんですが、そのところはどうなるのかなと。ちょっとそこを是非確認はしておきたいと思います。議長から簡潔にということですので、余り長く、一般質問ではございませんので、一応今2つだけでもよかったらお答えいただいて、あとは委員会の方で深めていただければと思います。

- 教育部長（吉田勝広君） 先ほど申しあげました絵画の原画の企画展ですけれども、こちらの方は特別の展示開催イベントにはあたりません。これも引き続き行っていたように、今、仕様書等の中で具体的な記載はしておりませんが、そういった形で行うように考えているところでございます。当然、そういうことでございますので、指定管理料の中に、この分の先ほどの60万円と40万円の差につきましては、指定管理料の中に含まれているというところでございます。

それから、今回指定管理を募集するにあたって、私どもも図書館でも美術館におきましても、基本の方針、ねらいといったところを出しております。美術館について4点申し上げます。関係施設、関係団体及びアーティストと緊密に連携し、市民一人一人がアートと関わり、楽しむことができる美術館。それから2点目、地域ゆかりの作家の偉業を検証し、郷土の誇りと愛着を形成する美術館。それから3点目、アートとつながり豊かな心を育むことにより、未来への希望を見出す拠点となる美術館。そして4点目でございます、図書館と連携し、郷土の文化と芸術を継承する美術館。こちらを方針として掲げ、指定管理の募集を行ったところでございまして、今回候補者となっておりますカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社におき

まして、当然応募の中でもそして今後の方針の中でも、この辺を据えて応募いただき、今後展開をされると期待しているところです。

○教育長（平岡和徳君） 今、部長の方から詳細な点について話がありましたけれども、基本私の考えも同じで、市民のニーズ・サービス、こういったものが最優先されなければいけないと思いますし、広く市民の皆さんにアートで感性を磨いていただきながら、宇城市のこれは先ほど議会ではスポーツの文化でしたけれども、こういった芸術の文化というものも、広くそして深く落とし込むことが必要じゃないかと思えます。そういった点の中で、やはり今後も協議会は継続して組織として残しておりますので、そういったところにしっかりと耳を傾けながら、この内容が充実したものに進めるように努力していきたいと思っております。

○15番（渡邊裕生君） 今ずっと答弁をお聞きしまして、今までと何ら変わることがないというふうには感じました。果たして美術館の指定管理の必要性があるのかどうか、それは是非委員会で議論していただきたいと思えます。

○副議長（大村 悟君） これで、議案第97号の質疑を終結します。

-----○-----

**日程第17 議案第98号 工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）**

○副議長（大村 悟君） 日程第17、議案第98号工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案しますのは、その他案件として工事請負契約関係の1件、本庁舎大規模改修及び災害復旧工事の追加になります。工事受託予定業者と仮契約を締結しましたので上程するものです。

詳細につきましては、総務部長が説明いたします。この案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○副議長（大村 悟君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第98号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集の2ページ、説明資料は2ページから3ページになります。議案第98号工事請負契約の締結について詳細説明をいたします。

今回の本庁舎大規模改修及び災害復旧工事にかかる工事請負契約の締結につきましては、令和2年12月2日に契約の相手方と仮契約を締結しております。本工事の予定価格が1億5千万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございます。1工事名、本庁舎大規模改修及び災害復旧工事。2工

事場所、宇城市松橋町大野 85 番地。契約金額、12 億 1,440 万円税込みでございます。契約の相手方、住所、熊本市中央区本荘 4 丁目 1 番 5 号。商号又は名称、西松・日置建設工事共同企業体、代表者氏名、西松建設株式会社熊本営業所、所長近森栄太郎となっております。

本庁舎は建築後、本館が 27 年目、新館が 14 年目を迎えており、経年劣化や耐用年数の超過など、保全計画上必要な改修を行う大規模改修工事と、平成 28 年熊本地震で被災した部分を復旧する災害復旧工事を同時に行うものでございます。

工事の概要は、屋根の防水改修、本館空調設備改修、非常用発電機整備、エレベーター設備部分改修、内壁外壁タイル復旧、アスファルト舗装復旧、インターロッキング舗装復旧などとなっております。

工期は令和 4 年 11 月 30 日までとしております。本契約は、設計金額が 5 千万円を超えるため、条件付一般競争入札を採用し、代表構成員が建築一式工事の総合評価値 1,000 点以上と、宇城市建築一式 A ランクの業者によるジョイントベンチャー方式の事後審査型で入札を行ったものであります。その結果、2 社の応札がありまして 12 月 2 日の指名審査会を経て、仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第 98 号の詳細説明を終わります。

○副議長（大村 悟君） 議案第 98 号の詳細説明が終わりました。

これから議案第 98 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 質疑なしと認めます。

議案第 84 号から議案第 98 号までにつきましては、お手元の令和 2 年第 4 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）

○副議長（大村 悟君） 日程第 18、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここで、お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 2 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第19 請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

日程第20 請願第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

○副議長（大村 悟君） 日程第19、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願及び日程第20、請願第2号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を一括議題とします。

先に配布しております、請願等文書表1ページのとおり、請願第1号及び請願第2号につきましては、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第21 休会の件

○副議長（大村 悟君） 日程第21、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日から来週9日までは、各常任委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。したがって、明日4日から9日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時46分

第 4 号

12月10日(木)

## 令和2年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和2年12月10日（木）

午前10時00分 開議

### 1 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第84号 | 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第2  | 議案第85号 | 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第3  | 議案第86号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）                       |
| 日程第4  | 議案第87号 | 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第5  | 議案第88号 | 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第6  | 議案第89号 | 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第7  | 議案第90号 | 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第8  | 議案第91号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第9  | 議案第92号 | 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第10 | 議案第93号 | 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）          |
| 日程第11 | 議案第94号 | 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））  |
| 日程第12 | 議案第95号 | 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）               |
| 日程第13 | 議案第96号 | 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）                |
| 日程第14 | 議案第97号 | 指定管理者の指定について                                |
| 日程第15 | 議案第98号 | 工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）             |
| 日程第16 | 請願第2号  | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書<br>追加議事日程（第4号の追加1） |
| 日程第1  | 発議第4号  | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書                    |
| 日程第17 | 議案第99号 | 損害賠償請求事件に係る訴えの提起について                        |
| 日程第18 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）                    |

- 日程第19 発議第3号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 日程第21 各常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君  | 2番 永 木 誠 君    |
| 3番 山 森 悦 嗣 君  | 4番 三 角 隆 史 君  |
| 5番 坂 下 勲 君    | 6番 高 橋 佳 大 君  |
| 7番 高 本 敬 義 君  | 8番 大 村 悟 君    |
| 9番 福 永 貴 充 君  | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君   |
| 19番 豊 田 紀代美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君

企画部次長	天川竜治君	市民環境部次長	浦田敬介君
健康福祉部次長	岩井智君	経済部次長	黒崎達也君
土木部次長	梅本正直君	上下水道局長	大塚和博君
教育部次長	豊住章君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	濱口博隆君	小川支所長	中村義宏君
豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	坂井明人君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	松川弘幸君
財政課長	木見田洋一君		



開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第17、議案第99号であります。

-----○-----

- 日程第1 議案第84号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第85号 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第86号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第87号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第88号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第89号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第90号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第91号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第92号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第93号 工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）
- 日程第11 議案第94号 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））
- 日程第12 議案第95号 財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）
- 日程第13 議案第96号 財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）
- 日程第14 議案第97号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第98号 工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）
- 日程第16 請願第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

○議長（石川洋一君） 日程第1、議案第84号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、請願第2号地方たばこ税を活用した

分煙環境整備に関する請願書までを一括議題とします。

去る12月3日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件1件、その他案件6件、請願案件2件の合計9件であります。委員会を12月7日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第86号一般会計補正予算（第6号）の歳入について、委員から「ふるさと納税の伸び率が昨年度比で約1.8倍を見込んでいるとの話であるが、右肩上がりになっている分析は行っているのか」との質疑に対し、執行部から「魅力的な返礼品を揃えるなど工夫していることに加え、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要の高まりと、ふるさと納税の新制度によって対象から除外された自治体の寄附額が全国に分散したことも影響していると考えている。今後も、本市産品による魅力的な返礼品の発掘に努める」との答弁がありました。

次に、議案第97号指定管理者の指定について、委員から「指定管理者制度の導入の目的は。また、図書館及び美術館に対する利用者アンケートの結果は」との質疑に対し、執行部から「制度導入の目的は、公共施設の効率的・効果的な運営を行うことから検討を始めた。現状では、利用者が年々固定化・減少傾向にあるため、幅広い年齢層から利用され、市の文化教養、にぎわいの拠点となることを目的としている。利用者アンケートでは、図書館に対して、『子どもの学習環境を整えてほしい』『閉館時間を遅くしてほしい』『カフェや飲食スペースがほしい』等の声がある。また美術館に対しては、『飲食スペースや授乳室、トイレの整備をし、児童と一緒に楽しめるスペースがほしい』『学芸員の常駐による説明があると心強い』『地方の美術館は貴重。地元で美術展を開けるのはありがたく幸せなことだ』等の声があった」との答弁がありました。また、「指定管理を導入した場合の財政的なメリットは」との質疑に対し、執行部から「昨年度の運営経費の決算額が約1億1,400万円。これを市直営で午前9時から午後9時まで365日年中無休で運営した場合、約1億6,500万円と試算した。今回の指定管理では年間約1億5,800万円です。募集を行ったため、昨年度決算額と比較すると38%の上昇となるが、開

館時間を大幅に延長することで来館者の増加も見込めるので、費用対効果は十分高いと考える」との答弁がありました。これに対し、委員から「図書館及び美術館は本来、地域の文化伝統を継承・保全する役目があり、社会文化の拠点でもある。その運営を民間に任せたことの重大性を重く認識してほしい」「執行部には、仕様及び協定書を練り上げ、失敗のないよう詳細な契約を結んでほしい」「多くの市民からも要望があるスターボックスを是非とも併設してほしい」等の意見がありました。討論では、「公共施設を民間に任せることに関しては、もっと慎重な議論が必要」という反対意見や、「市の目的は、幅広い年齢のたくさんの方に利用してもらうことである。先進地の武雄市図書館は、本市の候補者を指定管理者として既に導入しており、過去7年間の入館者が最低でも年に68万人、多い年は107万人という実績がある。また、武雄市の図書館では、本市の閉館時間帯である午後6時以降の利用が多いとのことで、市民のニーズにも合致している。このように、指定管理者制度を導入して民間の力を借りることで、本市の図書館及び美術館の現在抱えている課題が大幅に解消されると考える」という賛成意見がありました。

次に、議案第98号工事請負契約の締結（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）について、委員から「工事期間中の執務場所は。また、市民への影響は」との質疑に対し、執行部から「上層階部分から順次実施し、一部は不知火支所及び小川支所に移転を予定している。特に来庁者に影響のある1階の工事は、南北に分けて令和4年度に行う。内容は、老朽化や熊本地震による改修に加え、トイレの洋式化や相談室を増設する予定」との答弁がありました。これに対し、委員から「来庁者が戸惑わないよう事前周知を徹底してほしい」との意見がありました。

次に、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、委員から「40人学級の見直しは必要性を感じるが、教育は生徒数が少なければ少ないほど良いというものでもない。また、現状での課題でもある教職員の不足や教室の増設など財政的問題もある。何より20人と明記することには疑問を感じるため、今後さらに議論を深めるべき」との意見が出され、協議の結果、継続審査とすることに決定しました。

最後に、請願第2号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について、「ほとんどの喫煙者が周囲に配慮して喫煙しているが、中には喫煙所がないために人目につかない場所で喫煙する姿も見受けられる。また、ポイ捨てなどマナーの低下と、それによる火災の可能性も考えられる。さらには、本市にはたばこに携わる市民もおられる。喫煙者が肩身の狭い思いをせずに済むよう、きちんとした喫煙場所を提供するため、早急に意見書を提出すべき」との賛成討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、予算案件1件、その他案件6件については全て可決、また、請願案件については1件が採択、1件は継続審査と決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、補正予算3件の議案であります。委員会を12月7日に、大委員会室において開催し、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）の林業総務費について、委員から「森林環境譲与税については、基金への積立てを行っているが、今後はどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部から「昨年、意向調査を行っており、国からも何らかの事業を行うよう依頼が来ている。今後、他市町の動向を見ながら、森林の環境維持等について考えていく」との答弁がありました。

次に、駅周辺開発推進事業費について、委員から「工事費から委託費へ組み替えてあるのはなぜか」との質疑に対し、執行部から「当初は、市発注工事で協議を行っていたが、JRとの協議により、線路の中心から8m以内はJRが受託して工事することとなったため」との答弁がありました。

続いて、議案第90号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の他会計出資金について、委員から「基準外繰入金増額の理由について」との質疑に対し、執行部から「上天草・宇城水道企業団の受水費増額と、基準内繰入金の高料金対策費が国の基準に達しなかったことにより交付金の対象とならなかったため」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、補正予算3件の議案につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件2件、予算案件5件の合計7件であります。委員会を12月7日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について、委員から「障害者自立支援費について、どの程度の人数の超過を見込まれているのか。また、どのような支援内容か」との質疑に対し、執行部から「主な要因は、放課後等デイサービス利用増によるものである。新型コロナウイルス感染症により支援学校が3月から6月まで休校となったため、平日単価から休日単価へ増額した。また、利用者についても増加傾向にあり、前年度比238件の増加を予測し総額5,500万円の増を見込んでいる。支援内容については、障がいのある児童が社会参加する上で必要とする日常生活でのマナー等を学び、併せて、保護者が迎えに来るまでの居場所機能を備えた福祉サービスを提供するものである」との答弁がありました。

次に、議案第88号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員から「保健・介護予防受託事業によって、75歳以上の後期高齢者にかかる医療費を抑制するために、高齢介護課及び健康づくり推進課と連携していくとのことであったが、どのような職員を雇って、どこに配置するのか」との質疑に対し、執行部から「本年度から市民課へ保健師を1人配置しており、令和3年1月から管理栄養士を1人、同じく市民課に会計年度任用職員として採用する予定である」との答弁がありました。また、委員から「予算が保健師や管理栄養士の人件費以外にどう使われているのか」との質疑に対し、執行部から「後期高齢者への歯科口腔健診事業、健診結果の発送費用などがある」との答弁がありました。

次に、議案第92号令和2年度宇城市病院事業会計補正予算（第3号）について、委員から「現在の経営状況で、新型コロナウイルス感染症が与えた影響は」との質疑があり、執行部から「令和元年度の入院患者数の平均は一日当たり25人程度だったが、現在は17人程度に減少しており、外来患者数も前年比で2割ほど減少しているため、収入減となっている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された、条例案件2件、予算案件5件の合計7件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第84号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第96号財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器類）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第84号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第85号宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第86号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第87号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第88号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第89号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第90号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第91号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第92号令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第93号工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第93号は可決しました。

次に、議案第94号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。



(ボタンを押す)

○議長(石川洋一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第94号は可決しました。

次に、議案第95号財産の取得について(宇城市立小学校タブレット用充電保管庫)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(石川洋一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第95号は可決しました。

次に、議案第96号財産の取得について(宇城市学校給食センター給食用機器具類)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(石川洋一君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第96号は可決しました。

これから、議案第97号指定管理者の指定についての討論に入ります。通告がありますので順番に発言を許します。

○20番(中山弘幸君) 20番、中山でございます。ただいま議題となっております、議案第97号指定管理者の指定について反対の立場で討論をいたします。

第一に、公共の財産であり、教育施設の公立図書館を利益目的に使うことには絶対に賛成できません。また、公益社団法人日本図書館協会は、図書館への指定管理者制度の導入はなじまないという考えを示しております。説明では、入館者を現在の年間60,000人から年間70万人にするということですが、単純に人が多く来館すればいいというものではありません。その根拠も分かりませんし、それが市民の福祉の向上にどうつながるのか、また市民の幸せにどうつながるのか全く理解できません。また、現在の図書館・美術館が抱えている課題は、現状でも十

分に解決できると考えます。今回提案されているカルチャ・コンビニエンス・クラブ並びにそのグループ企業にとっては、顧客の囲い込みになり、その利益は莫大で計り知れません。加えて、今回指定管理を導入するにあたって、カルチャ・コンビニエンス・クラブの要望に沿う形で、カフェの整備を含め約4億円規模の改修が予定されております。このようなことは断じて見過ごすことはできません。さらには、年間の運営費が現在の1億1,400万円から1億6,500万円になり、年間で5,100万円も大きく上がることとなります。今の宇城市にそのような余裕があるのか疑問があります。今年度予算では、今回の補正も含め、約30億円も財政調整基金を取り崩さなければ予算が組めない現状、おそらく来年度もそれに近いぐらいの基金を取り崩さなければ、予算が組めないのではないかと推察できます。恐らく、さらに市民サービスが削られることになるのではないかと考えます。今、学校現場では、少ない予算でとても窮屈な運営をされております。そういうところに市民の税金を使うべきと考えます。

今回の指定管理は、ウイングまつばせや物産館を指定管理に出すのとは、全く意味が違います。ウイングまつばせでは、年間の運営費も大幅に削減され、民間活力の導入で市民は大きな恩恵を受けており、また物産館はJAが運営し、全国でもトップクラスの売上げがあり、多くの市民が直接的に恩恵を受けております。それに比べて今回の指定管理者の指定では、そのような恩恵は全く未知数であるどころか、市民にとって大きな負担がのしかかってきます。

このようなことは絶対に賛成することはできず、断固反対するものであります。議員各位におかれましても、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の討論といたします。

○4番（三角隆史君） 議席番号4番、会派彩里の三角です。私は、議案第97号指定管理者の指定について賛成の立場で討論させていただきます。

先日の一般質問におきましても答弁がありましたように、開館時間の延長、年中無休、学習スペースの設置、蔵書数の増加など、市民の皆様がより利用しやすい居心地よく滞在できる図書館・美術館を目指していくという方向性に、非常に期待をするものであります。未来を築く子どもたちの学習の場所として、また大人たちの生涯学習の場所として利用していただくことは、学習意欲、労働意欲の向上にもつながります。したがって、宇城市の更なる発展、魅力拡大につながるこの議案に多大なる期待を寄せ、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題となっております、議案第97号指定管理者の指定について、宇城市立図書館及び宇城市不知火美術館

の指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

反対の理由の第1点は、図書館は地域文化の中心であり、その運営は常に地域の要望を集め反映するため、地域への十分な配慮が必要です。しかし、市民の意見を反映し運営を協議する図書館協議会の開催も、この間1回しか開かれていないという現実と同時に、我々議員に対しても候補者決定の経緯は知らされず、11月19日のFAXで候補者決定が知らされたのみで、市民の意見がほとんど反映されていないということにあります。

第2点は、質疑でもいたしました、公益財団法人日本図書館協会の意見や図書館運営に無くてはならないボランティア団体の全国連合会図書館友の会の意見などを含め、議論をしたのかという問いに答えもなく、本来の図書館の在り方を議論して決めたようにも思えません。

第3点は、参加した業者の社名はおろか、評価点も公表されていない。本当に2者の応募があったのか確認する術も与えないやり方は、公平公正であるべき自治体の税の使い方にしては、理解できません。

第4点は、蔦屋が違法行為で課徴金を課せられた問題です。今回、指定管理者に決定したCCCとは別会社で問題はないという見解ですが、この会社の創業時の社名である蔦屋は、CCCグループの中心企業で、社長も同じだし、主要な役員も重複しています。このような企業体質を持った会社に管理委託することは、その上に疑問を持たざるを得ません。

最後に、図書館法によれば、「図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする施設」とされています。商業施設のように、人を集めることでにぎわいをつくり出すことが目的の1つになってしまえば、図書館本来の目的から外れたいろいろな企画が実行される危険すら感じます。

以上のような理由で、この条例の制定には反対をいたします。議員諸氏の御賛同をどうかよろしく願いいたします。

○議長（石川洋一君） これで、議案第97号の討論を終結します。

これから、議案第97号指定管理者の指定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第97号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第97号は可決いたしました。

これから、議案第98号工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第98号工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第98号は可決しました。

これから、請願第2号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第2号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。請願第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ただいま請願第2号が採択されましたので、総務文教常任委員長から議員提出意見書、発議第4号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書が提出されました。

お諮りします。発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順番を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に資料配布をいたさせますので、しばらくお待ちください。

(資料配布)

-----○-----

**追加日程第1 発議第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書**

○議長（石川洋一君） 追加日程第1、発議第4号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書について、発議第4号についての趣旨説明を申し上げます。

一昨年（2018年）7月に、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、本年4月に全面施行となりました。

この法律は、たばこを吸える場所、吸えない場所を明らかにして、望まざる受動喫煙を防止するものであり、禁煙を推進するものではありません。喫煙者はたばこ税を通して、国や地方の財政に大きく貢献しています。本市でも年間約4億3,000万円の税収があり、市民生活に大きく役立っているところでございます。

令和2年度税制大綱においては、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされていることなどから、今回、望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者もお互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して、喫煙環境の整備を願うため、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（石川洋一君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第99号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起について

○議長（石川洋一君） 日程第17、議案第99号損害賠償請求事件に係る訴えの提起についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 定例会最終日、大変お世話になっております。今回追加提出しますのは、追加提案議案でその他案件として損害賠償請求事件に係る訴えの提起について1件です。

訴えの趣旨については、令和2年12月4日に言渡しのあった判決の内容に不服があるので、控訴を提起するものです。

詳細につきましては、総務部長が説明いたします。この案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第99号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第99号損害賠償請求事件に係る訴えの提起について詳細説明いたします。議案集は追加の2ページでございます。説明資料は2ページから3ページでございます。

本件は、平成28年6月に、本市が所有する不知火町松合の山林で崖崩れが起き、隣接する宅地に土砂が流入し損害を受けたとして、所有者が市に対し、237万320円及びこれに対する令和元年6月1日から支払済みまで年5%の遅延損害金と訴訟費用の賠償を求めた訴訟になります。

訴訟の経緯は、令和元年9月4日に、宅地所有者が熊本地方裁判所へ訴訟を起こし、その後、7回の口頭弁論を経て、令和2年12月4日に判決の言渡しがございまして、判決文を12月7日に受領したところでございます。

本市においては、判決の内容を精査し、今後の対応等について顧問弁護士と相談した結果、控訴することとしたため提案するものでございます。

第1審の訴訟の概要は、事件名、熊本地方裁判所令和元年（ワ）第661号、不法行為に基づく損害賠償請求事件。原告、浦上安雄、熊本市南区薄場1丁目1番48号。被告、宇城市。請求内容は、原告が本市に対し、237万320円及びこれに対する令和元年6月1日から支払済みまで年5%の遅延損害金と訴訟費用を請求するものとなっております。

これに対しまして、第1審の判決では、市が原告に対し64万7,111円及びこれに対する令和元年6月1日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払いと、訴訟費用の4分の1の負担を命じるものでございました。

控訴の理由としましては、損害賠償請求に対する本市への支払い命令、判決理由の1つとして、原告土地に被害を及ぼさないよう市有地の崩壊防止工事を実施すべき義務を負うという裁判所の判断内容などについて、不服があるため申し立てるものでございます。

市としては、固定資産税評価額約17万円の土地（約22坪の空き地）のために、市が約2千万円の崩壊防止工事を施工することについて、最小の経費で最大の効果を挙げることと定めた地方自治法や地方財政法の規定を根拠として、不合理であると判断しているところでございます。代替策としまして、土地購入や土地交換等を提案したものでございます。

また、今回の判決が、今後宇城市だけでなく、全国の自治体へも影響を及ぼすことが考えられ、控訴することといたしました。

以上で、議案第99号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第99号の詳細説明が終わりました。

これから議案第99号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 今説明で事情は分かりました。この訴訟、弁護士も含めて費用はどのくらいと見込んでおられるのかと、勝訴の見込みはあるのかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 弁護士費用が、着手金は53万9千円でございます。それと弁護士の日当がそれに3回程度公判があると見込んでおります。そちらが3万円の3回のお二人で18万円。それと控訴の収入印紙代が1万500円です。

勝つ見込みがあるのかということでございますけれども、こちらは、顧問弁護士と協議をした結果、市の主張、相手方の主張がきちんと整理されていない判決でございまして、どういう理由で市が対策工事を行う義務があると判断したかなどについて再度主張すべきということに至ったところでございまして、見込みの部分につ

いては、現在のところ回答は控えさせていただきます。

○20番（中山弘幸君） 仮に、控訴審でも敗訴した場合はどうされるのかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 控訴審については、今後の段階でございまして、判決の内容を精査してどうするかというのは、控訴審の判決を見た上で考えていきたいと考えております。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第99号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第99号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第99号損害賠償請求事件に係る訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第99号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第99号は可決しました。

-----○-----

#### 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（一村 智明氏）

○議長（石川洋一君） 日程第18、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）を議題とします。

これから、諮問第2号に対する討論に入りますが、通告はありませんか。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（一村智明氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第2号は、適任と認め答申することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

○議長(石川洋一君) 起立全員です。したがって、諮問第2号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第19 発議第3号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書について

○議長(石川洋一君) 日程第19、発議第3号尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書についてを議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○16番(河野一郎君) 発議第3号の趣旨説明を申し上げます。

御承知のとおり今年5月、日本の領海内に侵入した中国の公船2隻が、尖閣諸島の西南西約12キロの海上で、操業中の沖縄県漁船に接近し、追尾する事態が発生しました。その後も繰り返し日本の領海内にとどまることなど、活動を強めていることから、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えております。そのようなことから、政府に対し、尖閣周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾、威嚇行為などを行わないよう、中国政府に働きかけるとともに、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じることを要請するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長(石川洋一君) 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石川洋一君) 討論なしと認めます。

これから、発議第3号尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議

第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第21 各常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第21、各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしております所管事務の審査・調査項目について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 付 録

宇城市議会議長 石川 洋一 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	審査の結果
議案第86号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第93号	工事請負契約の締結について（松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事）	可決
議案第94号	工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））	可決
議案第95号	財産の取得について（宇城市立小学校タブレット用充電保管庫）	可決
議案第96号	財産の取得について（宇城市学校給食センター給食用機器器具類）	可決
議案第97号	指定管理者の指定について	可決
議案第98号	工事請負契約の締結について（本庁舎大規模改修及び災害復旧工事）	可決
請願第1号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願	継続審査
請願第2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書	採択

宇城市議第420号  
令和2年12月7日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

建設経済常任委員長 福田 良二

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第86号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第90号	令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第91号	令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

宇城市議会議長 石川 洋一 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	審査の結果
議案第84号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第85号	宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第86号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第87号	令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第88号	令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第89号	令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第92号	令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決



令和2年第4回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
承認第13号 専決処分報告及び承認を求めることについて(専決第25号)	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	承認	20	0
議案第83号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第84号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第85号 宇城市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第86号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	●	原案可決	16	4
議案第87号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第88号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第89号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第90号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第91号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第92号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第93号 工事請負契約の締結について(松橋中学校既設屋内運動場解体その他工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第94号 工事請負契約の締結について(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第95号 財産の取得について(宇城市立小学校タブレット用充電保管庫)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第96号 財産の取得について(宇城市学校給食センター給食用器具類)	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第97号 指定管理者の指定について	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	可決	16	5
議案第98号 工事請負契約の締結について(本庁舎大規模改修及び災害復旧工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第99号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起について	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	棄	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	棄	可決	16	0

議長のため表決には加わりません。

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22				
請願第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	20	0
発議第3号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
発議第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0

※議長代理のため表決には加わりません。